

～見るだけで、すべてがわかる町の予算～

♪ハイさい
よーさん♪



令和2年度版 南風原町予算説明書

は え ぼ る ち ょ う
南 風 原 町

は じ め に

町民のみなさまには、日ごろから町政運営へのご支援と深いご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本町の予算は、「第五次南風原町総合計画」に掲げた将来像「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現を目指し、6つの「まちづくり目標」と「基本計画の各施策の展開」の推進を基本方針に編成をおこなっています。

令和2年度予算は、令和元年度予算に続き年々増大している児童福祉を始め、高齢者及び障がい者福祉等の社会保障費の増など、後年度においても負担増加が見込まれ、厳しい財政状況が続きます。そのため、今年度から3年間を計画期間とする「第三次財政健全化計画」を基に、歳出全般にわたり事業の抜本的な見直しを図り、予算編成をおこないました。

今後も引き続き、子育て支援・教育の充実を図り、福祉向上、産業振興等、町民ニーズに応えた事業を実施し、「南風原町に住んで良かった」「南風原町にずっと住み続けたい」、そう思っていたいただけるような町づくりに、誠心誠意取り組んでまいります。

町民の皆様におかれましては、町勢発展のため、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

「ハイさいよーさん」は、町民のみなさまに南風原町の予算の内容をわかりやすく具体的に解説することをモットーに毎年作成しています。町の予算がどのような事業に使われているのかを知っていただき、町政や今後のまちづくりのための議論の一助として有効にご活用されますことを心から願っています。また、本書にはまだまだ改善すべき点があると思いますので、お気づきの点がありましたら、遠慮なくご意見をいただければ幸いです。

本年度も、町民をはじめ多くのみなさまの町政への積極的な参加とご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和2年6月

南風原町長 赤嶺正之



令和2年度 各部方針

令和2年度 各部方針

■議会事務局長 比嘉 勝治

議会事務局は、町民の代表である議会及び議員の活動が活発に行えるように、執行部の関係部・課と緊密な連携、調整を行うと共に、町民の皆さまの貴重なご意見の情報収集や多様なニーズの調査など、議会の政策立案、監視機能の強化のため課題等の情報収集や資料の作成に努め、研修会への積極的な参加を行うなど、様々な議会活動が適切に行われるようサポートしてまいります。

開かれた議会の取組については、「町議会の活性化と改革への取り組み」、「公平・公正な議会づくり」など南風原町議会が、町民の皆さまの要望にどのように取り組んでいるかを議会ホームページや議会だよりを充実させることにより、議会活動の情報のいち早い公開と本会議のライブ中継・録画の配信行い、町民との意見交換会の開催などを引き続き実施することにより、町民の皆様と共に「情報の共有」、「町民参画」「協働のまちづくり」をめざし、様々な議会活動が適切に行われるよう全力でサポートします。

■総務部長 宮平 暢

令和2年度予算編成は、「第五次南風原町総合計画」に掲げた「ともにつくる黄金南風原の平和郷」の実現を目指し「まちづくりの目標」と「達成するための柱」に掲げた各施策を推進することを基本方針におこないました。

本町財政の見通しは、令和元年度予算に続き年々増大している児童福祉費を始め、高齢者及び障がい者福祉等の社会保障費の増加や、後年度において一般財源のさらなる負担増加が見込まれます。このような中、国民健康保険特別会計の赤字解消による財政調整基金残高の減少により、依然厳しい財政状況であることから、令和2年度予算は、計画の初年度となる第三次財政健全化計画に基づき、歳出全般にわたり「選択と集中」による事業の抜本的な見直しを図り予算編成をおこないました。今も、これからも「住みたい、住み続けたい」と思われる魅力あるまちづくりを進めます。

現在、世界中で問題となっている、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」や「緊急経済対策」に対応するため補正予算等で計上し各種施策を実施してまいります。

■民生部長 知念 功

民生部では、第五次南風原町総合計画を上位計画とし、総合計画における基本構想に即した地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示す令和元年度から令和5年度を計画期間とする「第二次南風原町地域福祉推進計画」に基づき、関係機関と連携し地域で支え合い誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

子ども・子育て支援では、認可保育園の新設等による待機児童の解消に努めるとともに、前年度

に策定した「第二期南風原町子ども・子育て支援事業計画」に基づく、子育て世代の包括的支援の充実に取り組みます。こどもの貧困、社会的孤立の防止に向けた取り組みでは、引き続き子ども元気支援員の配置と居場所となる子ども元気ROOMを設置し支援が必要な子どもをしっかりと支え、子ども達が夢と希望を持って成長していけるよう取り組みを推進します。

障がい者(児)・高齢者支援では、「第5次南風原町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」、「第9次南風原町高齢者保健福祉計画」を策定し、福祉サービスの充実及び相談支援体制の強化に努めます。

健康づくりにおいては、引き続き、学童期の生活習慣病予防健診を実施するとともに、ICTの活用や受診者へのインセンティブ付与による特定健診の受診率向上に努め、生活習慣病の発症予防、重症化予防等の各ライフステージの健康課題を踏まえた健康づくり支援事業に取り組みます。

■経済建設部長 金城 政光

経済建設部では、第五次南風原町総合計画のまちづくり目標である「工夫と連携で産業が躍動するまち」の目標を達成するために各種事業を展開します。農業振興については、農地の有効活用を推進し、農地の保全や土壌改良・地力増強を促進するための土づくり奨励補助を継続します。また、担い手育成などにおいては、南風原町農業委員会の農地利用最適化推進委員、JA、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地や遊休農地の解消に努め、農地の確保や農業次世代人材投資資金交付金による新規就農者の営農定着を支援し担い手育成を図ります。

商工関係については、特産物の商品開発や販路拡大を商工会と連携し取り組みます。また、町内中小企業の経営基盤の強化が図られるよう支援を強化し、さらに、本町への新たな企業立地の促進・支援を強化し雇用の拡大を図ります。

伝統工芸産業振興については、本町の重要な伝統的工芸品である琉球絣・南風原花織の生産技術の向上、担い手の育成及び工芸品の価値を高めるための取り組みを行うと共に販路の拡大等を琉球絣組合と連携し取り組みます。

観光関係については、魅力ある観光で地域が潤うまちを目指し、観光客の誘致につながる新たな観光資源の創出や観光発信としてのプロモーション方法の調査・研究等を観光協会と連携して取り組みます。

また、「みどりとまちが調和した安全・安心のまち」の目標を達成するための「快適で文化的に暮らせるまちづくり」として第五次南風原町総合計画の土地利用構想等と整合を図る都市マスタープランの見直しに取り組み、黄金森公園、津嘉山公園の整備、津嘉山北土地区画整理事業並びに街路事業と連携した汚水の整備と照屋地区の雨水整備を進めます。「利便性のよい魅力あるまちづくり」として大名地内の町道10号線、津嘉山地内の町道73号線道路改良事業、津嘉山中央線街路事業などの道路整備に取り組みます。また、照屋地内の町道68号線は、整備に向けた設計業務に取り組みます。

令和2年度 各部方針

■教育部長 金城 郡浩

南風原町教育委員会では、第五次南風原町総合計画で掲げた「きらきらと輝く人が育つまち」をまちづくり目標とし、「安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育」、「地域に学び地域を愛する人を育む、ふるさと教育」、「個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育」を目標達成するための柱として各種事業を展開します。令和元年度に行われた、幼稚園、小学校、中学校の全普通教室への空調機器の整備事業による快適な教育環境を活かし、これまで取組んできた児童・生徒の基礎学力の定着と併せて新たに読解力の改善に取り組み「確かな学力」向上の推進を図ってまいります。また、文部科学省の提唱する「GIGAスクール構想」の実現に向け、町内小中学校の全普通教室にICT環境の整備を行い「創造性を育む教育ICT環境の実現」に向けた整備を進めてまいります。また、前年度に引続き先生方の勤務にゆとりを取り戻し、子どもと向き合う時間や授業研究の時間を確保し、教育の質の向上を図るため、「働き方改革」を推進します。さらに、「学校応援隊はえばる」のボランティアの方々と「地域と共に、地域に開かれた学校づくり」を推進します。

スポーツ振興として、各種運動(体育)施設や学校施設の開放を推進し、黄金森公園施設を活用して引き続きプロスポーツ等のキャンプ誘致に取り組みます。

家庭・学校・地域社会の相互連携のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追求し、社会に貢献できる人材の育成と生涯学習社会の推進を図るため、引きつづき南風原大学を開校します。





目 次



はじめに

令和2年度 町の予算規模について	1
令和2年度の新たな事業一覧	2
事業別予算一覧	3

I みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち

情報の共有でひらかれたまち	9
自ら考え、行動し、みんなで創るまち	11



II きらきらと輝く人が育つまち

安らぎと豊かな人間関係、 生きる力を育む、家庭教育	13
地域に学び、地域を愛する人を育む、 ふるさと教育	14
個性を伸ばし、 豊かな心と健やかな体を地域と育む、 学校教育	22



III ちむぐくるでともにつくる福祉と健康のまち

ちむぐくるで支えあう 安心して暮らせるまち	30
健康づくりの推進	32
子ども・子育て支援の充実	56
障がい者(児)・高齢者支援の充実	79

IV 工夫と連携で産業が躍動するまち

南風原産品を創り伸ばす農業の振興	97
賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興	101
地域の連携で創る観光の振興	104
歴史と伝統を誇る工芸産業の振興	107

V みどりとまちが調和した安全・安心のまち

安全・安心に暮らせるまちづくり	109
快適で文化的に暮らせるまちづくり	112
利便性のよい魅力あるまちづくり	121

VI 環境と共生する美しく住みよいまち



環境への取り組み	129
----------	-----

VII 行財政計画

効率的で健全な行財政運営	139
--------------	-----



資料編（インタビュールーム）

Q 1 町の予算はどのようにしてできているのですか？	150
Q 2 町の予算は毎年増えているのですか？	152
Q 3 令和2年度の予算の配分はどうなっているのですか？	155
Q 4 令和2年度の町税の収入と内訳はどうなっているのですか？	158
Q 5 町の借金（町債）はどのくらいあるのですか？	159
Q 6 貯金（基金）はどのくらいあるのですか？	165
Q 7 特別職や職員などの給与は、どのように決められるのですか？	168
Q 8 町の人口はどのくらいですか？	169
Q 9 高齢者の人口割合はどのくらいですか？	169
Q 10 南風原町の規模はどのくらいなのですか？	170
行政用語を確認しよう	171
役場庁舎各課案内・町の主な施設と関係機関案内	175

令和2年度 町の予算規模

令和2年度 町の予算規模について

本町の令和2年度当初予算は、令和元年10月から令和2年2月にかけて編成され、3月議会に提案し可決(承認)されました。全会計(公営企業会計除く)の予算総額は186億6,126万円で、令和元年度と比較して6億3,371万円の増となっています。

一般会計の主な増減理由を説明しますと、まず、収入面では町債において、地方債の発行を抑えたことによる減はあるものの、町税については、町民税、固定資産税、軽自動車税の見込額が増になったこと等により、町税全体で1億485万円の増となっております。

支出面では、町道10号線道路改良事業及び津嘉山中央線街路事業などの普通建設事業費の減はあるものの、法人保育園運営費補助、小・中学校の教科書改訂にかかる経費などにより増となっております。

今後も各種事業の財源は町民の皆様からお預かりした税金であることを常に念頭に置き、限られた収入の中で、施策の必要性、緊急性及び効果を検討し、事業の重点化を図り「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現を目指してまいります。

令和2年度と令和元年度の各会計の予算規模一覧表

(単位:万円)

会 計 別	令和2年度 A	令和元年度 B	増減額 C(A-B)	対前年度 増減率(%) C÷B
一般会計	1,370,600	1,313,036	57,564	4.4
国民健康保険 特別会計	410,622	405,497	5,125	1.3
土地区画整理 事業特別会計	53,473	54,448	△ 975	△ 1.8
後期高齢者医療 特別会計	31,431	29,774	1,657	5.6
下水道事業 特別会計	—	68,839	皆減	皆減
農業集落排水事業 特別会計	—	2,285	皆減	皆減
合計	1,866,126	1,873,879	63,371	3.4

※下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計は
令和2年度より下水道事業会計(公営企業会計)へ移行しました。

(単位:万円)

公営企業会計		令和2年度 A	令和元年度 B	増減額 C(A-B)	対前年度 増減率(%) C÷B
下水道事業会計	事業費	53,908	—	皆増	皆増
	減価償却等	30,303	—	皆増	皆増
	合計	84,211	—	皆増	皆増

令和2年度 町の予算規模

令和2年度の新たな事業一覧

まちづくり目標	事業名称		事業概要	詳細ページ
ちむぐくでともにつくる福祉と健康のまち	【新規】	幼児教育・保育無償化事業	生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる利用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施します。	77
工夫と連携で産業が躍動するまち	【新規】	沖縄県特定地域経営対策事業	自然災害及び病虫害等の影響を受けにくい生産環境を整備するため、野菜温室の施設を導入する農家へ施設導入費用の一部を補助します。	98
みどりとまちが調和した安全・安心のまち	【新規】	フクギ並木擁壁整備事業	町道4号線沿いの町立宮平保育所に隣接している琉球王朝時代に番所跡に設置されているフクギ並木(全長約40m)の植樹帯を整備することで、琉球王朝時代から現代史へ続く、歴史の変遷を継承し、フクギ並木が醸し出す景観の維持や安全な環境を作り出す事目的とする事業です。	120
	【新規】	津嘉山地区・照屋地区発掘調査事業	現在、津嘉山地区・照屋地区では区画整理の計画があります。この計画地一帯には、これまでの町の調査により埋蔵文化財(遺跡)が確認されています。そこで、いつの時代の遺跡が、どの範囲に分布しているのか、どの程度残っているのか、詳細を確認するための試掘調査を実施します。	120



事業別予算一覧

「南風原町第五次総合計画」にもとづいた令和2年度事業別予算一覧

I みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
みんなで考え、 みんなで創るわ くわくするまち	情報の共有でひ らかれたまち	議会広報広聴活動強化事業	202	議会事務局	9
		広報・広聴事業	691	総務課	10
	自ら考え、行動 し、みんなで創 るまち	町善行・功労賞事業	48	総務課	11
		区長(自治会長)事務委託事業	4,427	総務課	11

II きらきらと輝く人が育つまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
きらきらと輝く人 が育つまち	安らぎと豊かな人間関係、 生きる力を育む、家庭教 育	教育相談事業	1,831	学校教育課	13
		子ども平和学習交流事業	112	生涯学習文化課	14
	地域に学び、地 域を愛する人を 育む、ふるさと教 育	国際交流事業(育英会)	467	生涯学習文化課	16
		放課後子ども教室推進事業	264	生涯学習文化課	17
		地域学校協働活動推進事業	638	生涯学習文化課	17
		はえばる大学運営事業	10	生涯学習文化課	18
		陸軍病院壕公開活用事業	308	生涯学習文化課	18
		公民館活動の充実事業	3,327	生涯学習文化課	20
		公民館講座事業	100	生涯学習文化課	20
	個性を伸ばし、 豊かな心と健や かな体を地域と 育む、学校教育	学校給食用材料に係る経費	27,791	教育総務課	22
		調理場施設維持管理事業	1,805	教育総務課	22
		就学奨励事業	10,368	学校教育課	23
		幼稚園就園援助事業	135	学校教育課	24
		幼稚園にかかる経費(各幼稚園経費除く)	9,920	学校教育課	24
		各幼稚園にかかる経費	1,423	学校教育課	25
		英会話教育の充実	2,056	学校教育課	25
		学校教育事業	2,478	学校教育課	26
		特別支援教育支援員(ヘルパー)配置事業	7,833	学校教育課	26

事業別予算一覧

Ⅱ きらきらと輝く人が育つまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
きらきらと輝く人が育つまち	個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育	スクール・サポート・スタッフ配置事業	1,113	学校教育課	27
		学校ICT推進事業	1,281	学校教育課	27
		小学校(学校管理費・教育振興費)	8,702	学校教育課	28
		中学校(学校管理費・教育振興費)	4,977	学校教育課	28
		学習支援員等配置事業	2,716	学校教育課	29
		幼稚園体育活動充実事業	174	教育総務課	29

Ⅲ ちむぐくるでとにもつくる福祉と健康のまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
ちむぐくるでとにもつくる福祉と健康のまち	ちむぐくるで支えあう安心して暮らせるまち	社会福祉団体育成事業	10,463	こども課	30
	健康づくりの推進	国民健康保険事業(国民健康保険特別会計)	410,622	国保年金課	32
		高齢者医療対策費	32,716	国保年金課	39
		婦人がん検診事業	1,181	国保年金課	39
		住民健診(健康診査)事業	2,578	国保年金課	40
		後期高齢者医療事業(後期高齢者医療特別会計)	31,431	国保年金課	42
		介護予防事業	3,742	保健福祉課	43
		認知症施策推進事業	291	保健福祉課	46
		介護保険運営事業	36,854	保健福祉課	46
		新生児妊産婦訪問指導事業	140	国保年金課	49
		未熟児養育医療事業	450	国保年金課	50
		1歳6か月児健康診査事業	203	国保年金課	50
		3歳児健康診査事業	328	国保年金課	50
		妊婦一般健康診査事業	5,221	国保年金課	51
		乳児一般健康診査事業	763	国保年金課	52
		長寿県復活 食の応援事業	495	国保年金課	52
		予防接種事業	17,237	国保年金課	53

事業別予算一覧

Ⅲ ちむぐくでともにつくる福祉と健康のまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
ちむぐくでともにつくる福祉と健康のまち	子ども・子育て支援の充実	宮平保育所運営事業	4,066	こども課	56
		認可保育園事業・補助(保育所運営費)	210,864	こども課	57
		延長保育促進事業	2,734	こども課	59
		障がい児保育事業(町単独事業)	2,208	こども課	59
		一時保育事業	1,043	こども課	60
		認可保育園事業・町単独事業	910	こども課	61
		地域型保育事業・補助	20,862	こども課	62
		保育対策総合支援事業	4,852	こども課	63
		待機児童対策特別事業	422	こども課	64
		保育所等整備交付金事業	20,432	こども課	64
		利用者支援事業	210	こども課	65
		認可外保育園事業・町単独事業	394	こども課	65
		認可外保育園事業・補助事業	900	こども課	66
		ひとり親家庭認可外利用料補助事業	166	こども課	66
		母子父子家庭医療費助成事業	1,330	こども課	67
		こども医療費助成事業	24,183	こども課	68
		子供の貧困緊急対策事業	3,535	こども課	69
		病児保育事業	847	こども課	69
		児童館運営事業・単独	2,540	こども課	70
		学童保育事業・補助	23,498	こども課	71
		放課後児童の居場所づくり支援事業	1,063	こども課	73
		ファミリーサポートセンター事業	489	こども課	73
		地域子育て支援拠点事業	1,973	こども課	74
		児童手当事業	96,370	こども課	75
		認定こども園事業・補助	7,382	こども課	76
		正規雇用化促進事業	454	こども課	77
		新規 幼児教育・保育無償化事業	8,641	こども課	77

事業別予算一覧

Ⅲ ちむぐくでとにもつくる福祉と健康のまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
ちむぐくでとにもつくる福祉と健康のまち	障がい者(児)・高齢者支援の充実	包括的支援事業	3,330	保健福祉課	79
		生活支援体制整備事業	716	保健福祉課	80
		家族介護支援事業	698	保健福祉課	81
		在宅医療・介護連携推進事業	191	保健福祉課	83
		高齢者地域支援体制整備・評価事業	485	保健福祉課	84
		重度心身障がい者(児)医療費助成事業	5,848	保健福祉課	86
		自立支援医療費事業	7,438	保健福祉課	87
		市町村地域生活支援事業	4,888	保健福祉課	89
		介護給付・訓練等給付事業	110,025	保健福祉課	92
		敬老会事業	109	保健福祉課	96
		高齢者慶祝記念品支給事業	315	保健福祉課	96

Ⅳ 工夫と連携で産業が躍動するまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
工夫と連携で産業が躍動するまち	南風原産品を創り伸ばす農業の振興	農業委員会運営事業	1,221	産業振興課	97
		新規就農一貫支援事業	800	産業振興課	98
		新規 沖縄県特定地域経営対策事業	11,109	産業振興課	98
		地力増強対策事業	300	産業振興課	99
		多面的機能支払交付金	136	まちづくり振興課	99
	賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興	住宅リフォーム支援事業	200	まちづくり振興課	101
		商工会の育成強化	1,680	産業振興課	101
		商品開発・技術力強化事業	1,499	産業振興課	102
	地域の連携で創る観光の振興	観光事業	2,806	産業振興課	104
		観光PR促進事業	392	産業振興課	105
		黄金森公園スポーツ施設活性化事業	1,000	教育総務課	105
	歴史と伝統を誇る工芸産業の振興	琉球絣等伝統工芸事業	2,413	産業振興課	107

事業別予算一覧

V みどりとまちが調和した安全・安心のまち

(単位: 万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称		事業費	担当課	ページ
みどりとまちが調和した安全・安心のまち	安全・安心に暮らせるまちづくり		消防力の整備強化	47,731	総務課	109
			防災体制強化事業	475	総務課	110
			不発弾処理促進事業	390	総務課	111
			災害時等避難施設改修事業	125	総務課	111
	快適で文化的に暮らせるまちづくり		津嘉山公園整備事業	4,002	都市整備課	112
			都市公園管理事業	994	まちづくり振興課 都市整備課	113
			下水道事業(公営企業会計)	53,908	区画下水道課	114
		新規	フクギ並木擁壁整備事業	1,130	こども課	120
		新規	津嘉山地区・照屋地区発掘調査事業	856	生涯学習文化課	120
	利便性のよい魅力あるまちづくり		道路維持事業	969	まちづくり振興課	121
			都市計画振興事業	1,892	まちづくり振興課	121
			町道73号線道路改良事業	3,826	都市整備課	123
			津嘉山中央線街路事業	1,631	都市整備課	124
			津嘉山北土地区画整理事業(土地区画整理事業特別会計)	53,473	区画下水道課	125

VI 環境と共生する美しく住みよいまち

(単位: 千円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称		事業費	担当課	ページ
環境と共生する美しく住みよいまち	環境への取り組み		環境保全対策事業	139	住民環境課 区画下水道課	129
			公害対策事業	126	住民環境課	133
			指定ごみ袋還元基金事業	436	住民環境課	134
			ごみ減量促進事業	1,337	住民環境課	135
			ごみ処理対策事業	23,856	住民環境課	137
			し尿処理事業	3,116	住民環境課	138

事業別予算一覧

VII 行財政計画

(単位: 万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
行財政計画	効率的で健全な 行財政運営	議会運営事業	8,714	議会事務局	139
		企画事務事業	2,555	企画財政課	141
		電子計算事務事業	4,647	企画財政課	142
		基幹系事務事業(番号制度関係等)	7,529	企画財政課	142
		ふるさと納税推進事業	12,000	企画財政課	143
		住基・印鑑登録旅券事務事業	3,582	住民環境課	144
		町県民税に係る経費	1,393	税務課	147
		固定資産税に係る経費	1,783	税務課	147
		賦課徴収事業	1,973	税務課	149



I みんなで考え、みんなで創る
わくわくするまち

議会広報広聴活動強化事業

(担当:議会事務局 局長:比嘉 勝治)

○議会広報広聴活動強化事業

202万円

1. 広報誌の発行

「はえばる議会だより」は町議会で決まったことや、各議員が町政全般にわたって町長に質問する一般質問を町民に分かりやすく掲載した議会広報誌で、年4回(5月、8月、11月、2月)発行し、町内全戸に配布をしています。さらに、町内のショッピングセンターやコンビニなどにも設置し、町のホームページ議会情報からも閲覧することができます。

また、多くの方々が議会の傍聴をして頂けるよう、3月、6月、9月、12月に開かれる議会定例会の会期日程が決まった時点で、「はえばる議会だより臨時号」を各字自治会の掲示板へ掲示し、事前に町民の皆さまへ広くお知らせしています。

令和元年度より広報誌にQRコードを掲載し、議会中継サイトに繋げることで、充実した議会情報を発信しています。

主な経費 議会だより印刷製本費 202万円



▲議会だより創刊205号



▲議会だより創刊206号



▲議会だより創刊207号

2. 議会報告会の開催

議会の機能や政策提言活動など議会活動の状況を町民に直接報告し、町政に関する議会情報を提供するために、議会報告会を開きます。

さらに、議会報告会后に意見交換会を行い、議会に対する意見や質問、町政に対する提言などを直接聴取する機会とします。



▲大型商業施設での議会報告会の様子

情報の共有でひらかれたまち

広報・広聴事業

(担当:総務部 総務課 課長:新垣 圭一)

○広報・広聴事業

691万円

◆広報はえばるの発行

『広報はえばる』は、町の事業、地域の行事等を町民の皆さまに広くお知らせし、理解していただくために、毎月1日に発行している町独自の広報誌です。各字自治会の区長・自治会長を通して町内各世帯に配布しており、町内のショッピングセンターやスーパーでも入手できます。さらに、ハワイやアルゼンチンなど海外の町人会をはじめ、友好都市のカナダ・レスブリッジ市にも発送しており、県外・海外との架け橋となっています。また、PDFやスマートフォンアプリ「マチイロ」で配信しており、それぞれのライフスタイルに合った方法で広報をお楽しみ頂けます。



▲広報はえばる

◆町勢要覧の発行

町勢要覧は、写真や統計図等の資料により南風原町の人口、産業、文化などを分かりやすくまとめたものです。

◆その他

令和元年度に開設したLINE公式アカウントや南風原町公式動画チャンネル、平成25年3月にリニューアルしたホームページにより南風原町の行政情報や観光情報を町内外に発信しております。

今後も多くの情報をタイムリーに提供し、分かりやすい広報紙・ホームページづくりを心がけてまいります。ご意見・ご提案等がございましたら、広報・広聴担当までお寄せください。

南風原町ホームページ

<http://www.town.haebaru.lg.jp>

Eメールアドレス

kouhou@town.haebaru.okinawa.jp



主な経費

▲南風原町ホームページ

▲スマートフォンアプリ「マチイロ」

広報誌印刷製本費(毎月16,500部発行) 479万円

[1部あたりの経費(白黒14頁、2色カラー2頁)・・・約24円]

南風原町町勢要覧の印刷製本費 127万円

広報誌送料 11万円

ポータルサイトデータセンター保守委託料 61万円

広報掲示板設置補助金 10万円

その他 3万円

自ら考え、行動し、みんなで創るまち

町善行・功労賞事業

(担当:総務部 総務課 課長:新垣 圭一)

○町善行・功労賞事業

48万円

毎年、地方自治、教育、文化、体育・スポーツ、社会福祉、産業経済等の分野で頑張った人や良い行いをした人、沖縄一になった人、日本一になった人に「功労賞」、「善行賞」、「よいこと沖縄一賞」、「よいこと日本一賞」、「特別賞」を贈り、その業績を讃えることにしております。

主な経費

功労・善行賞表彰報償費
30万円

祝賀会費用など
18万円

区長(自治会長)事務委託事業

(担当:総務部 総務課 課長:新垣 圭一)

○区長(自治会長)事務委託事業

4,427万円

町内には20の区・自治会があり、区長や自治会長が地域のまとめ役を担っています。各地域によって多少の仕事内容の違いはありますが、マイク放送等で各地域や役場からの情報提供や、綱引き・盆踊りなどの地域行事のとりまとめをしたり、子ども達の交通安全や登下校時のパトロールなど地域や役場と一緒にしています。

また、町の広報紙「広報はえばる」など各家庭に配るお知らせの配布に関すること、税金・農業・経済・商工・選挙に関することなど21項目にわたって町と契約をして、町の仕事を手伝っていただいています。役場の情報が町民の皆さん一人ひとりに行きわたるように毎月2回は、役場で会議を開いています。

主な経費

・区長(自治会長)事務委託料 4,427万円

自ら考え、行動し、みんなで創るまち

【各字公民館・自治会連絡先】

■与那覇コミュニティーセンター
与那覇 59 TEL 889-2259

■宮城構造改善センター
宮城 218 TEL 889-2257

■大名公民館
大名 148 TEL 889-5267

■新川コミュニティーセンター
新川 148-12 TEL 889-0383

■東新川災害時避難施設
新川 584 TEL 080-3374-0584

■宮平資料館
宮平 785-1 TEL 889-6655

■慶原自治会
宮平 1072-1

■北丘ハイツ自治会
宮平 381-59 TEL 889-0308

■兼城公民館
兼城 84 TEL 889-6200

■本部公民館
本部 117 TEL 889-6648

■喜屋武集落センター
喜屋武 139 TEL 889-6603

■照屋農村コミュニティーセンタ
照屋 134 TEL 889-6632

■津嘉山資料館
津嘉山 690 TEL 889-1435

■山川集落センター
山川 202 TEL 889-4429

■神里構造改善センター
神里 120-1 TEL 889-4428

■兼本ハイツ自治会
本部 434-52 TEL 889-6661

■第一団地自治会
兼城 709

■第二団地自治会
兼城 519 TEL 889-6225

■宮平ハイツ自治会
宮平 1028-35

■兼平ハイツ自治会
兼城 339-66

Ⅱ きらきらと輝く人が育つまち

教育相談事業

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

○教育相談事業

1,831万円

生徒の心の悩みや不安などをじっくり聞き、その問題解決にあたるため、南風原町教育相談支援センター(心の教室)を設置しています。

児童生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることができるよう第三者的な存在として教育相談員と心の教室相談員(5名)を身近に配置することで、学校や関係機関と連携をとりながら、不登校や児童虐待など問題解決のために速やかに対応します。

また、近年、相談内容が複雑化していることから、特別支援教育相談員を配置し、俯瞰的な視点で教育相談員の援助を行います。

さらに中学校には、不登校の生徒の支援として適応指導教室、自立支援教室を設置し学習支援員を配置します。

主な経費	教育相談員・学習支援員報酬等	1,271万円
	心の教室相談員謝礼金	528万円
	消耗品費・電話代・保険料	32万円

ご相談はこちらまで 南風原町教育相談支援センター

○青少年教育相談員 : 城間 明

○心の教室相談員 : 中村 正枝・新垣 鈴乃
伊井 智子・矢野 朋子 ※1名は未定

○特別支援教育相談員 : 嘉数 栄子

場 所 南風原町総合保健福祉防災センター(ちむぐる館)内

電 話 番 号 098-889-0501

※ お気軽にご相談ください。

地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

子ども平和学習交流事業

(担当:教育部 生涯学習文化課 課長:島袋 健)

○子ども平和交流事業

112万円

町内の小学校6年生を対象に、戦争や平和、差別や人権についての学習を深めるための事業です。主に、本研修の旅費や宿泊費などの経費に使われます。数回の事前学習の後、広島原爆、アジアの戦争、世界で起きている戦争、ホロコーストについて、そしてハンセン病についての学習のため広島、大阪、京都に出かける予定です。

1. 事前研修

①学習会

南風原の戦争の実態、沖縄戦やアジアの戦争、学童疎開について、ビデオや文献、体験者のお話を聞いたりして勉強します。また広島の前爆、ハンセン病などについて数回にわたって学習します。

②巡検

南部戦跡めぐりや基地めぐりに出かけます。

③宿泊学習

名護市の屋我地にある「愛楽園」を訪ね、交流会館の中の資料館見学や元患者からハンセン病の話、差別についての話など、体験を通して学習します。



▲米軍上陸地点記念碑めぐり



▲愛楽園の納骨堂の案内を受ける

④報告会・激励会

学習したことはグループで協力してまとめ、お父さん、お母さん、役場の皆さん、先生方に報告発表します。



地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

2. 本研修

3泊4日の予定で広島、大阪、京都を訪ねます。県内外の施設や活動している人、戦争の体験者、講師の方にお会いして現地の実態を勉強したり意見を交換して、平和や人権の学習を深めます。

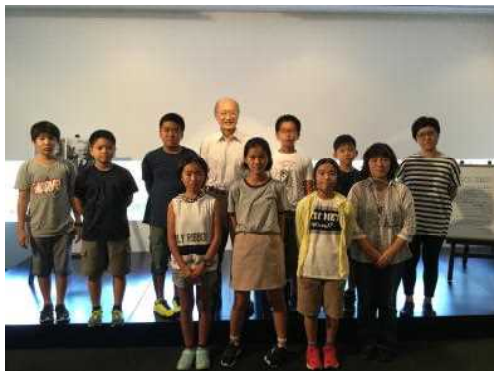
●令和元年度の本研修の様子



▲立命館大学国際平和ミュージアムにて



▲ピースおおさか見学



▲ホロコースト記念館館長大塚信さんと



▲広島原爆ドーム

経費内訳

引率旅費(職員、引率教諭特別旅費等)	18万円
平和学習ガイド、講師謝礼金等	10万円
施設使用料	1万円
補助金(生徒8人)	83万円

地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

国際交流事業(育英会)

(担当:教育部 生涯学習文化課 課長:島袋 健)

○国際交流事業(育英会)

467万円

町内の青少年リーダーを海外に派遣し、教育・文化・歴史・産業などの視察学習、現地のミドルスクール(中学校)体験入学やホームステイを行っています。この事業では、国際的視野を広めるとともに、ホームステイ先の家族らとの友情を深め、国際時代に柔軟に対応できる青少年を育てることを目的としています。この事業は平成5年度からスタートし、訪問先はアメリカ合衆国ハワイ州と町の友好都市であるカナダ国レスブリッジ市で交互に行っています。今年はアメリカ合衆国ハワイ州へ中学生(10名)を派遣します。

主な経費

国際交流事業に参加する生徒への育英会補助金 467万円

1. 事前研修

訪問国の教育・文化・歴史等について勉強します。また、南風原町についての調べ学習、英会話レッスン、および現地で発表する踊りなどを事前研修にて練習します。



英会話レッスン→

2. 本研修

訪問先では、教育・文化・産業施設等の現地視察及びミドルスクール(公立中学校)への体験学習を通して同世代の子と交流をしています。またホームステイも実施しています。



お世話になったホストファミリー



ミドルスクールでの体験入学後ホストスチューデントと共に

3. 事後研修

本研修で学んだ事を日本語と英語で報告書を作成します。また、育英会長・保護者・学校関係者・事前研修講師等に向けて報告会も開催しています。

本研修報告会の様子→



地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

放課後子ども教室推進事業

(担当:教育部 生涯学習文化課 課長:島袋 健)

○放課後子ども教室推進事業

264万円

各小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して行われます。地域の方々が子どもたちといっしょに勉強やスポーツ・文化活動を行うことで、地域住民の交流の場を創り、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

主な経費

謝礼金(コーディネーター、協働活動サポーター、講師) 252万円

消耗品費 4万円 保険料等 8万円



夏休み親子工作教室



子ども教室での「昔あそび」

地域学校協働活動推進事業

(担当:教育部 生涯学習文化課 課長:島袋 健)

○地域学校協働活動推進事業

638万円

地域の学校支援ボランティアが、町内各小・中学校の依頼に応じた学校支援活動を展開することで、子どもたちは多様な体験ができ、学校教育の充実を図ります。また、地域住民が自らの経験や知識を子どもたちの教育に生かし、地域のきずなづくりにつなげることで、地域の教育力向上を図ります。

主な経費

謝礼金(実行委員、コーディネーター(5名)) 587万円

ボランティア懇親会費 18万円 印刷製本費 11万円 役務費等 22万円



学習支援の様子



クラブ活動支援の様子

地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

はえばる大学運営事業

(担当:教育部 生涯学習文化課 課長:島袋 健)

○はえばる大学運営事業

10万円

南風原町のまちづくりに資する人材育成を図るために大学を設置いたしました。

2期生の学生達は学長講話や、南風原町の歴史、産業、福祉等10回の講座やグループワークを行いました。そして、最終日の令和2年3月12日に修了証書が授与されました。

令和2年度も南風原町に関するカリキュラムを計画し3期生を募集します。



学生のワークショップ



修了式全体写真

陸軍病院壕公開活用事業

(担当:教育部 生涯学習文化課 課長:島袋 健)

○陸軍病院壕公開活用事業

308万円

陸軍病院壕公開活用事業は、見学者の受付や日々の安全確認を行う管理人の報酬費や壕内の安全管理のための委託料など、壕の公開活用のための予算です。

南風原町は、平成2年(1990年)に太平洋戦争(沖縄戦)時の“負の遺産”である「沖縄陸軍病院南風原壕」を全国に先駆けて町の文化財(史跡)に指定しました。戦争体験者が減少していく中、沖縄戦の記憶を後世に伝える「生き証人」としての壕を保存していくことがその目的でした。

整備の後、平成19年(2007年)からは、壕群の内、20号壕を一般公開しています。

負傷した兵士達の手当をするための病院として使用された壕内には、ツルハシなどの掘削痕や焼け焦げた支柱などが残り、沖縄戦の様子が今でも記憶されています。

ガイドの案内で壕内に入り、そこで起きた出来事を聞き、暗闇や空気を感じる体験を通して、戦争の悲惨さや愚かさ、平和を創造することの大切さを学ぶことができる場として活用しています。

また戦後75年を迎え、壕は徐々に風化が進行しています。今後はより一層大切に保存・活用を進める必要があります。

地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

主な経費

1. 報酬 191万円
・見学者の受付や壕内に設置されている観測機器の計測、ガイドのスケジュール調整等を行う管理人の報酬などです。
2. 職員手当等および旅費 32万円
・管理人の期末手当および交通費などです。
3. 需用費 34万円
・壕の設備の修繕料や電気料金などです。
4. 役務費 1万円
・見学者の安全を確保するための保険料です。
5. 委託料 47万円
・壕内の臭気再現および見学者の安全を管理するための設備管理委託料です。
6. 使用料 3万円
・壕の安全を管理するためのデータ作成に必要な機材の使用料です。



徐々に風化する壕(当時の焼けた面が剥がれる)



20号壕 見学者数の推移

地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

公民館活動の充実事業

(担当:教育部 生涯学習文化課 課長:島袋 健)

○公民館活動の充実事業

3,327万円

生涯学習の活動拠点として公民館学級講座、サークル活動及び各種社会教育団体等の充実発展を目指して事業を展開いたします。

又、設備の機能強化された黄金ホールをフルに活用し、保育園・幼稚園から高校・大学等の教育活動の発表会や音楽・芸能・舞踊などの発表の場として、利用者・来場者の期待に応える施設作りを目指して参ります。

主な経費

公民館長報酬	131万円
管理員報酬	217万円
管理事務員報酬	170万円
清掃員報酬	164万円
光熱水費	922万円
冷房管理委託料など施設の管理委託費	1,416万円
他、コピー機使用料など事務経費	307万円



公民館連絡協議会総会(代議員会)



公民館まつり
(自治公民館館長)

公民館講座事業

(担当:教育部 生涯学習文化課 課長:島袋 健)

○公民館講座事業

100万円

令和元年度は24の講座を開催し483人が受講しました。児童・生徒のための夏休み親子講座など、子どもからご年配の方まで幅広い年齢層に対応できるよう趣向をこらして開催しております。

また、各字公民館でも出前講座を9自治会で開催し、107人が参加しております。毎年2月には「公民館まつり」を行い、自治会講座の皆さんや、公民館サークル会員が日頃の練習の成果を発表しています。

町広報紙やホームページ、公民館学級講座のパンフレットをご覧になり、お気軽にお申し込みください。

地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

主な経費

公民館講座講師謝礼金

100万円

♪令和元年度の公民館講座紹介♪

夏休み親子陶芸、免疫力が上がる健康法、親子クッキング
ヴォイストレーニング、手作り折紙雛人形、歌碑めぐり
いけ花、整理収納、家庭料理、袋物工芸、おうちパン
三線、カラー、男の料理、ズンバ&ピラティス、ミニ盆栽
パステルアート、位牌と行事、結書、終活 他4講座



写真講座



沖縄の位牌と盆の行事講座



おうちパン講座



さんしんを楽しむ講座

個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

学校給食用材料に係る経費

(担当:教育部 教育総務課 課長:比嘉 純子)

○学校給食用材料に係る経費

2億7,791万円

学校給食費は、幼稚園児月額3,200円(一人当たり、一食220円)、小学生月額4,500円(一人当たり、一食247円)、中学生月額5,000円(一人当たり、一食275円)の11カ月分の給食費を徴収しています。また、一食あたりの平均栄養基準は、幼児490kcal、小学校650kcal、中学校830kcalになっています。

学校給食共同調理場では、総合的な安全管理を基本に、常に児童、生徒等に安全・安心でおいしい給食を提供するためにできる限り県内産、町内産を利用するように努めています。

平成25年度から開始した幼稚園給食(5歳児)に続いて平成28年度には、4歳児の給食も開始し令和元年5月1日時点の食数は5,472食となっています。



▲給食センターの見学



▲人気のあるカレー献立

調理場施設維持管理事業

(担当:教育部 教育総務課 課長:比嘉 純子)

○調理場施設維持管理事業

1,805万円

園児・児童・生徒のみなさんからの給食費は、すべて給食の材料費として使っています。給食を作るためには調理場の電気代、水道料金、ガス代、食器を洗う洗剤等消耗品代などの経費が必要になります。また、平成27年度からは、調理員等の通常検便に加えてノロウイルスの検査も実施して食中毒等の重大事故を発生しないようさらに衛生安全も徹底しています。

主な経費	ボイラー用等燃料代	371万円
	光熱水費	924万円
	その他(消耗品等)	510万円

学校給食共同調理場にはこんな機械があります

ガススチームコンベクションオーブン:スチームやオーブン等で調理する機械です。

食缶類洗浄機 : 2本のレーンで、高さの異なる食缶などを超高压水で洗浄します。

食器類洗浄機 : 食器の洗浄、整理まで自動処理します。スプーンなども自動洗浄します。

消毒保管庫 : 食器や食缶の消毒効果を高めるため、蒸気で温熱殺菌した後保管します。

高速ミキサー : 液体の攪拌・混合作業、タレ作りなどの機械。

自動フライヤー : 揚げ物によって、油温を調節し、美味しく調理することができます。



▲消毒保管庫



▲フライヤーでの作業

就学奨励事業

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

○就学奨励事業

1億368万円

経済的な理由等で児童生徒の学校生活が円滑に行われないうといったことがないよう、対象となる小・中学校の児童生徒の保護者に学用品費、修学旅行費、学校給食費などの援助を行っております。この事業には国、県からの補助金も含まれており、内訳は下記に示したとおりとなっております。

主な経費

要保護準要保護児童生徒援助費 1億109万円

特別支援教育就学奨励費 259万円

【内訳】

国庫補助金 144万円

県負担金 1,292万円

町負担分 8,932万円



個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

幼稚園就園援助事業

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

○幼稚園就園援助事業

135万円

町立幼稚園に通う園児の幼稚園生活が円滑に行われるように、生活保護世帯及びその援助の対象となる園児の保護者に対し、預かり保育にかかるおやつ代を、町が援助を行います。

主な経費

幼稚園就園援助費 135万円



幼稚園にかかる経費(各幼稚園経費除く)

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

○幼稚園全体にかかる経費

9,920万円

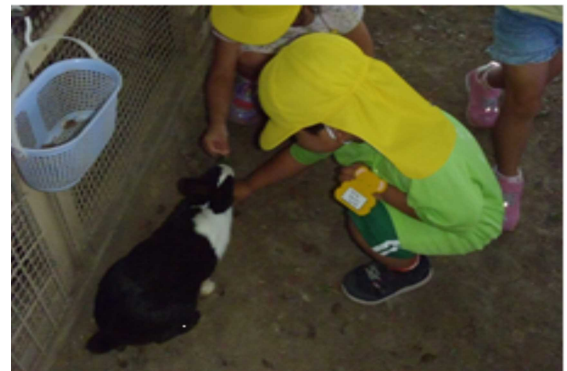
南風原町では、平成28年度より各幼稚園で4歳児保育を開始し、2年保育を実施しています。

主な経費

園長・学校医等に係る費用 1,049万円

幼稚園修繕費用 42万円

幼稚園会計年度任用職員報酬 2,381万円



○預かり保育事業

幼稚園の教育時間終了後、共働き等の保護者ニーズに応え預かり保育を実施しています。予算としては、会計年度任用職員の報酬を経費を計上しています。

土曜預かりも2園合同で行っています。

また、預かり保育は、平成27年度より子ども・子育て交付金の「一時預かり事業」となり、国から一部補助金を受けています。

主な経費

預かり保育会計年度任用職員報酬 6,448万円

各幼稚園にかかる経費

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

○各幼稚園にかかる経費

1,423万円

町内4幼稚園の園児たちが安心して幼稚園での生活が送れるように施設の維持や教材費にかかる経費となっています。建物の修繕費、電気・水道などの光熱費、行事で使う事務用品代を支出しています。

主な経費

南風原幼稚園	381万円
津嘉山幼稚園	446万円
北丘幼稚園	328万円
翔南幼稚園	268万円



英会話教育の充実

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

○英会話教育の充実

2,056万円

1. 中学校での英会話教育

国際理解教育の一環として、英語を母国語とする外国人とのコミュニケーションにより英語に親しみ、また国際社会で使える英語を習得させることを目的として、南風原中学校、南星中学校にそれぞれ1名の外国人英語指導助手(ALT)を配置します。

主な経費

外国人英語指導助手報酬(諸手当含む)	788万円
傷害保険料	3万円

2. 小学校での英会話教育

町では、いろいろな国を学ぶための学習のひとつとして、英語教育活動を行い、児童が英語に触れたり、外国の文化に慣れ親しむ体験活動を行っています。そのために、町内にある4つの小学校に、英語に関する専門的な知識をもった6名の日本人の英語指導助手(JTE)を配置します。

主な経費

小学校英語指導助手報酬(諸手当含む)	1,265万円
--------------------	---------



個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

学校教育事業

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

○学校教育事業

2,478万円

学校教育課が管理する小・中学校や幼稚園に関する経費で、町内全ての学校で共通して必要な事に使います。例えば、小中学校のパソコンのサーバーの保守管理委託料やPCソフトライセンス使用料、廃棄物収集運搬委託料などの費用を支出しています。

主な経費

学校情報推進員報酬	236万円	廃棄物収集運搬委託料	385万円
パソコン保守管理委託料	162万円	サーバー使用料	114万円
ライセンス使用料	236万円	町学力向上推進委員会補助金	120万円
島尻地区教育研究所負担金	432万円	その他の経費	793万円



令和元年度(平成31年度)教育長表彰を受けた児童生徒

特別支援教育支援員(ヘルパー)配置事業

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

○特別支援教育支援員配置事業

7,833万円

発達障害や肢体不自由などの障がいを持った幼児・児童・生徒が町内の幼稚園や小学校、中学校に通園・通学しています。障がい児一人ひとりの教育を保障し、自立して生きていくことのできる力を育むことが重要となっています。

その幼児・児童・生徒達が安心・安全に学校生活を送ることができるよう支援するため、特別支援教育支援員を配置し、始業時から下校時までの間を支援しています。令和2年度は、幼稚園に19名、小学校に24名、中学校に5名を派遣します。

主な経費 (内 訳)	幼稚園	2,513万円
	小学校	4,447万円
	中学校	873万円



スクール・サポート・スタッフ配置事業(学校管理費)

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

○スクール・サポート・スタッフ配置事業

1,113万円

主として教員の業務支援を図り、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的に、市町村がスクール・サポート・スタッフを配置します。

主に授業で使用する教材等の印刷や物品の準備、教材資料の整理・保管、宿題等の提出物の受取・確認、小テスト等の採点、学校行事・式典等の準備、統計情報のデータ入力、その他、教員の事務作業負担軽減となる取組となっています。

配置校は南風原小学校、津嘉山小学校、北丘小学校、翔南小学校、
南風原中学校、南星中学校

学校ICT推進事業

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

○学校ICT推進事業

1,281万円

学校においてパソコン等のICT機器を充実させ、児童・生徒が機器に慣れる機会をつくるなど、魅力ある授業を行うことで、学力向上を図ります。

令和2年度は、ICT支援員1名の委託を行います。
また、小学校の教科書改訂に伴い、令和2年度から
使用するデジタル教科書の購入を行います。

主な経費

ICT支援員委託料 677万円

○小学校費 451万円

○中学校費 226万円

備品購入費(デジタル教科書) 604万円

○小学校費 604万円



個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

小学校(学校管理費・教育振興費)

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

○小学校(学校管理費・教育振興費)

8,702万円

町内にある4小学校(南風原小学校、津嘉山小学校、北丘小学校、翔南小学校)の子どもたちが安心して学校生活を送れるように、学校設備の維持・管理及び各教科やクラブ活動などにかかる経費となっています。学校管理費として、学校で使う電気・ガス・水道の光熱水費の費用、学校施設の修理などの費用に使われます。また教育振興費として、各教科で使う教材や備品などの費用として使われ、例えば理科で使うデジタルスケール、図工で使う糸のこ盤、体育で使うロイター板、走り高跳びの用具などを購入する経費となっています。

南風原小学校にかかる経費 2,203万円

北丘小学校にかかる経費 2,379万円

津嘉山小学校にかかる経費 2,246万円

翔南小学校にかかる経費 1,874万円



令和元年度(平成31年度)に購入した解剖顕微鏡(理科)と体操マット(体育)

中学校(学校管理費・教育振興費)

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

○中学校(学校管理費・教育振興費)

4,977万円

町内にある2中学校(南風原中学校、南星中学校)の生徒たちが安心して学校生活を送れるように、学校設備の維持・管理及び各教科の教材などにかかる経費となっています。

学校管理費として、学校で使う電気・ガス・水道の光熱水費の費用、学校施設の修理などの費用に使われます。また教育振興費として、各教科で使う教材や備品などの費用として使われ、例えば音楽で使うメロノームや電子ピアノ、図工で使うテーブル丸のこ、体育で使うハードル、走り高跳びの用具などを購入する経費となっています。また、各種大会で優秀な成績を納めた生徒たちを県大会や九州大会などへ派遣する費用も支出しています。

南風原中学校にかかる経費 2,656万円

南星中学校にかかる経費 2,321万円



令和元年度(平成31年度)に購入したミシン(家庭科)と太陽望遠鏡(理科)

学習支援員等配置事業

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

○学習支援員等配置事業

2,716万円

町立小・中学校に学習支援員を2名ずつ(計12名)配置し、学習支援を必要とする児童生徒に対して、同支援員を活用し基礎学力を定着させます。また、教育相談事業においても、町立中学校(2校)へ適応教室指導員、自立支援教室指導員(各1名ずつ)の学習支援員を配置しています。

主な経費

小学校 1,813万円
中学校 903万円



幼稚園体育活動充実事業

(担当:教育部 教育総務課 課長:比嘉 純子)

○幼稚園体育活動充実事業

174万円

各町立幼稚園の5歳児、4歳児を対象とし、幼少期に運動する楽しさを実感してもらうことによりその後の運動習慣を身につけるため、専門的な知識を持つ講師による体育指導を実施します。

主な経費 幼稚園体育活動充実支援委託料 174万円



バルーン遊び



跳び箱指導



鉄棒指導

南風原町立4幼稚園 逆上がり・跳び箱3段習得者数一覧表(令和元年度実績)

幼稚園5歳児数	365人		
逆上がり習得者数	142人	逆上がり習得割合	38.9%
跳び箱3段習得者数	275人	跳び箱3段習得割合	75.3%
体育遊びが好きな人	351人	体育遊びが好きな割合	96.2%

Ⅲ ちむぐくでともにつくる 福祉と健康のまち

社会福祉団体育成事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○社会福祉団体育成事業

1億463万円

1. 南風原町社会福祉協議会への補助金 9,889万円

社会福祉協議会は、地域の住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、町役場などの行政機関と協力して福祉のまちづくりを進めています。民間組織としての自主性と、住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面を持った組織です。

■南風原町社会福祉協議会の主な活動

①連絡調整活動

- ・社会福祉施設長連絡会の開催
- ・各種関係機関との連携

②調査研究及び広報・啓発活動

- ・委員会の開催(総務・財政委員会、企画・広報委員会)年3回
- ・低所得世帯の調査
- ・各種福祉月間啓発活動(老人・児童)
- ・福祉まつり(隔年)
- ・社協だより「ちむぐくる」毎月発行
- ・地域福祉懇談会の実施

③低所得者福祉に関する事業(生活福祉資金貸付、助け合い金庫貸付、歳末たすけあい募金による年末激励金の支給、米券等の支給援助)

④高齢者福祉に関する事業(在宅介護支援センター事業、介護予防等事業の実施、友愛訪問事業、高齢者健康づくり推進事業、福祉機器貸出事業、訪問介護事業、介護予防訪問介護事業)

⑤児童福祉に関する事業

- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・こいのぼり掲揚式(町共催)
- ・子育て支援事業(子育てサロン・子育て講演会)

⑥障がい(児)者福祉に関する事業(障害福祉サービスの実施、地域生活支援事業の実施、障がい者スポレク交流事業、障がい者相談支援事業)

⑦ひとり親家庭福祉に関する事業(就労支援事業、母子福祉制度説明会)

⑧日常生活自立支援事業等の推進(日常生活自立支援事業、日常的金銭管理支援事業)

⑨福祉総合相談事業の実施

- ・ふれあい福祉相談室(一般相談・法律相談・司法書士相談)

⑩支えあうまちづくり事業

各小学校区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、子育て世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等を含む全ての個人・世帯を対象に要支援者を把握するとともに、住民による支えあい助け合い活動を推進します。

- ・生活課題の把握と情報共有のシステムづくり

(1)コミュニティソーシャルワーカーの配置(各小学校区)

ちむぐくるで支えあう安心して暮らせるまち

- (2) 福祉マップづくり
- (3) 見守り活動、生活支援活動
- (4) 移動相談所の設置
- (5) 企業等との見守り協定の締結及び連絡会の開催
- ・まちづくりサポートセンターの設置・運営
- (1) 提供会員、依頼会員の登録・斡旋
- ⑪ 地域支え合い体制づくり事業の実施
 - ・支えあい・たすけあう地域づくり事業の実施
 - (1) 地域づくり推進委員会の設置・運営
 - (2) 福祉協力員の委嘱と活動支援
 - (3) 住民の"絆"を深める事業・活動への支援(助成金交付)
 - ・住民の交流拠点整備(施設改修)事業の実施
 - ・地域づくりを支える人材育成事業の実施
 - (1) 福祉協力員養成講座の開催
 - (2) 地域づくり講座の開催
 - (3) 各種ボランティア講座の開催
- ⑫ 小地域福祉ネットワークづくり推進事業
 - ・推進地区の指定と活動支援(16ヶ所)
 - ・ネットワーク連絡会の開催
- ⑬ ボランティアセンター運営事業
- ⑭ 各種福祉団体の支援
- ⑮ 苦情解決事業の実施
- ⑯ その他の事業
 - ・災害等支援活動の実施(災害見舞金の支給)



(福祉教育) 翔南小車イス体験

2. その他の団体への補助金・負担金

沖縄県市町村総合事務組合負担金	8万円
町民生委員児童委員協議会補助金	566万円

国民健康保険事業(国民健康保険特別会計)

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○国民健康保険事業(国民健康保険特別会計)

41億622万円

国民健康保険「国保」とは、自営業や農家、又は勤務先の健康保険に加入していない75歳未満の人が、病気やケガをしたとき安心して医療機関(病院等)で治療が受けられるようにするための保険です。

加入者の誰もが、安心して平等に医療が受けられるように保険税を出し合い、いざというときの医療費にあてる「助け合い」の精神に基づいた制度です。

「国保」の運営は、加入者のみなさんが納めた保険税だけではなく、国や県、町も費用を負担しています。私たちの健康を守る大切な「国保制度」を正しく理解し、みんなで守っていきましょう。

※「国保」は、加入者に保険税を納めてもらい、医療費など決まった目的のために支出しています。このため町の一般会計とは切り離して、国民健康保険特別会計で運営しています。

★国保用語チェック！

被 保 険 者：勤務先の健康保険、各種共済組合や後期高齢者医療制度に加入していない75歳未満の被保険者

後 期 高 齢 者：75歳以上の方

1. 医療諸費 …… 22億9,179万円

病気やけがなどにより病院等の医療機関で診察や治療を受けると、病院で直接支払う個人負担割合は医療費の3割で、残りの7割は病院からの請求により町の国保会計から支払います。

なお、70歳以上の方は所得等に応じて1割・2割、又は3割の個人負担割合となり、未就学児は2割の個人負担となります。

<主な経費>

- 一般被保険者療養給付費 …… 22億7,160万円
一般の被保険者の診察や治療に対しての医療費の保険者負担分を医療機関に支払う費用です。



健康づくりの推進

- ・ 一般被保険者療養費 …… 1, 293万円

一般被保険者が、やむを得ない理由で保険証を持たずに病院で診察や治療を受けると、医療費の全額を自己負担することになりますが、その後、町国保窓口で療養費支給申請の手続きを行えば、かかった医療費の保険者負担分を支給します。また、柔道整復やはり・きゅうの施術を受けたとき、コルセット等の装具を購入した場合も療養費として支給されます。

- ・ 審査支払手数料 …… 726万円

診療報酬の審査支払手数料は、委託先の沖縄県国民健康保険団体連合会に支払います。

2. 高額療養費 …… 3億8, 033万円

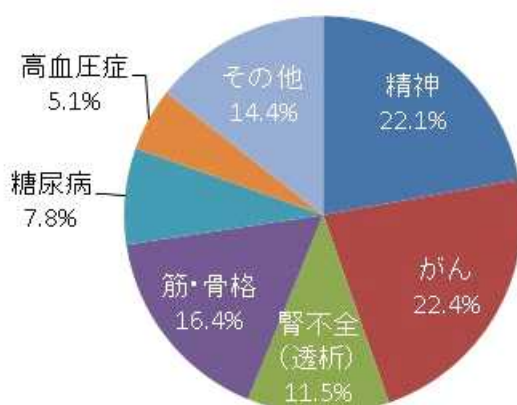
医療費の自己負担額が、診療を受けた月単位で一定金額を超えた場合は、その超えた額を町の国保会計から支給し、国保加入世帯の負担を軽減します。支給を受けるには、限度額認定証の発行や払戻（払戻の該当者には役場から後日通知します。）の申請手続きが必要です。

＜主な経費＞

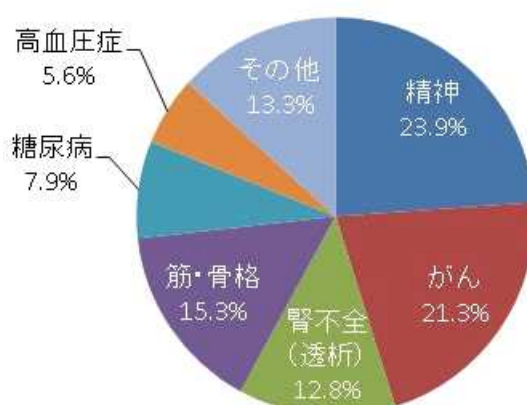
- ・ 一般被保険者高額療養費 …… 3億7, 939万円
- ・ 退職被保険者等高額療養費 …… 40万円
- ・ その他 …… 54万円

医療費分析

南風原町



沖縄県



※医療費の割合(平成30年度) 最大医療資源傷病名による、調剤報酬を含む。

3. 出産育児諸費 …… 2,796万円

国保加入者に子どもが産まれたとき、出産育児一時金として42万円を支給します。直接支払制度の利用や役場での差額支給の申請が必要です。

＜主な経費＞

- ・ 出産育児一時金 …… 2,795万円
- ・ その他 …… 1万円

4. 葬祭諸費 …… 70万円

国保に加入している方がなくなったときは、葬祭を行った者に2万円支給します。役場での申請手続きが必要です。

5. 国民健康保険事業費納付金 …… 12億4,017万円

沖縄県単位化により沖縄県へ負担する納付金です。沖縄県は各市町村毎に、過去3カ年分の医療費を元に算出する医療費指数と所得指数に応じ事業費納付金が設定されます。市町村は事業費納付金を納付することによって、すべての医療諸費が交付されることになり、毎年の医療費の支出が安定することになります。

6. 健康づくり事業 …… 4,754万円

国保加入者に、医療費以外に特定健康診査・特定保健指導や健康管理に対する支援を行います。国保加入者の健康意識を高め、病気の予防や早期発見などにより健康増進を図ります。

① 特定健康診査等事業 …… 4,078万円

特定健康診査・特定保健指導実施計画に基づき、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健診を実施し、保健指導・栄養指導を行います。

＜主な経費＞

- ・ 特定健康診査等委託料 …… 2,692万円
- ・ 会計年度任用職員報酬 …… 981万円
- ・ その他の経費 …… 405万円



健康づくりの推進

特定健診・特定保健指導の目標と実績

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
特定健診 受診率	目標	60.0%	65.0%	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%	60.0%	60.0%
	実績	47.5%	44.9%	48.1%	46.9%	48.0%	43.9%	42.2%	39.3%	
特定保健 指導 実施率	目標	45.0%	45.0%	56.0%	57.0%	58.0%	59.0%	60.0%	84.0%	84.0%
	実績	54.5%	62.4%	74.1%	65.9%	74.4%	84.0%	85.0%	79.8%	

※目標は、国が定めた目標(平成20～24年度までに受診率65.0%・実施率45.0%、平成25～29年度までに受診率60.0%・実施率60.0%、平成30年～令和5年度までに受診率60.0%・実施率60.0%)に合わせて、南風原町特定健診等実施計画より設定したものを記載しています。

※実績は、法定報告値(国に報告するために算出した受診率と実施率)を記載しています。令和元年度は法定報告がまだの為、受診率実績・実施率実績を記載していません。

② 健康づくり事業 …… 37万円

健康づくりや疾病予防のためにはり・きゅう・あん摩・マッサージなどの施術に対する支援を行います。

項 目	対 象 者	補 助 額
はり・きゅう あん摩マッサージ	南風原町国民健康保険に加入している方	1枚800円 (年6枚)

③ 訪問指導・保健衛生普及事業 …… 476万円

特定健診等の受診者のうち、生活習慣病およびメタボリックシンドロームやその予備群など、その他必要な方に対し、自分自身の体の状態が理解でき、病気の予防・改善や健康づくりに取り組めるように保健指導、栄養指導などをおして支援します。

< 主な経費 >

- ・ 会計年度任用職員報酬 …… 262万円
- ・ 検査委託料 …… 55万円
- ・ 電子機器使用料 …… 41万円
- ・ その他の経費 …… 118万円

④ 医療費通知事業 …… 164万円

7. 保険税収納率向上特別対策事業 …… 1,026万円

国保加入者に、国保を理解してもらい、保険税の納付率を向上させて、財政の健全化を図ります。納付指導員を4名配置し、国保加入者への納付指導や口座振替を促進し納付率の向上を図ります。また保険税システムを活用して、国民健康保険への加入や脱退の管理や納付状況の把握を行います。

<主な経費>

- ・ 会計年度任用職員報酬(4名) …… 867万円
- ・ その他の経費 …… 159万円

8. その他の経費(人件費等) …… 1億747万円

国保加入者数及び保険税納付率推移

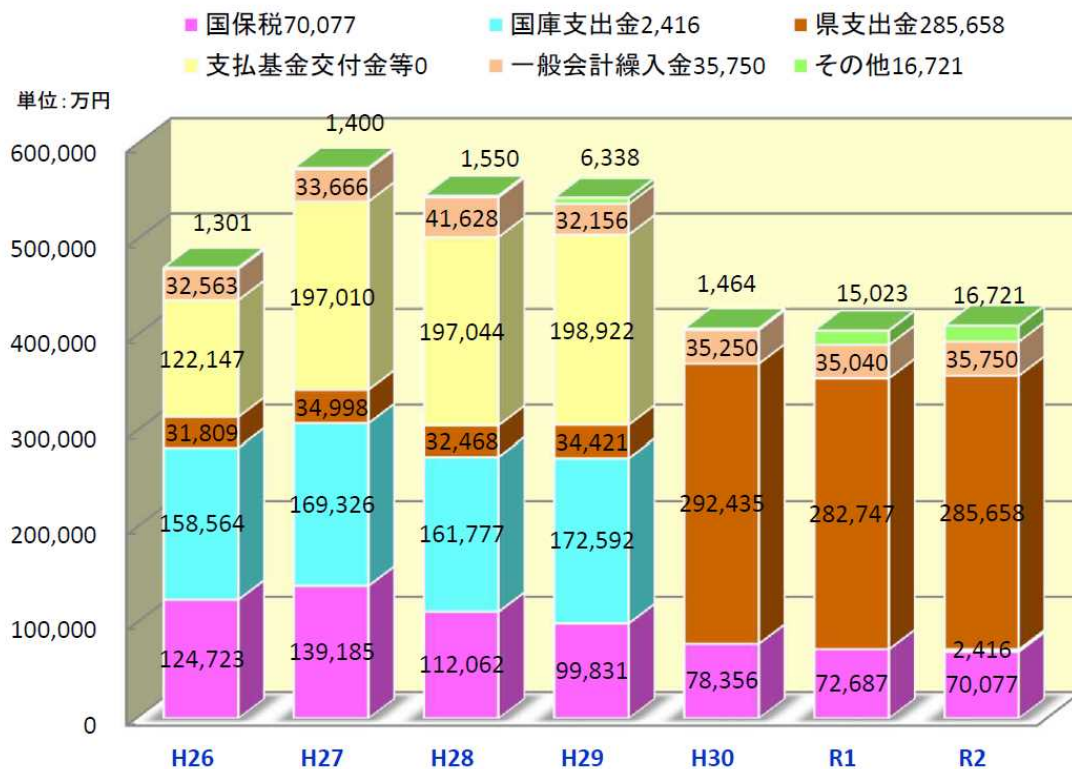
年度	世帯数	加入者数(人)			税額 (万円)	納付率 (%)
		一般	退職	合計		
H21	5,163	11,016	290	11,306	6億8,478	94.41
H22	5,175	10,943	249	11,192	6億7,094	95.11
H23	5,265	10,820	372	11,192	6億7,074	95.22
H24	5,344	10,641	500	11,141	6億6,391	95.61
H25	5,343	10,450	498	10,948	6億6,901	96.63
H26	5,333	10,351	437	10,788	6億8,244	97.03
H27	5,266	10,059	342	10,401	6億6,272	97.31
H28	5,143	9,756	200	9,956	6億3,498	97.11
H29	5,054	9,401	107	9,508	6億3,835	97.89
H30	5,058	9,232	47	9,279	6億2,896	96.70

※上記の世帯数、加入者数は各年度ごと平均の数値となります。

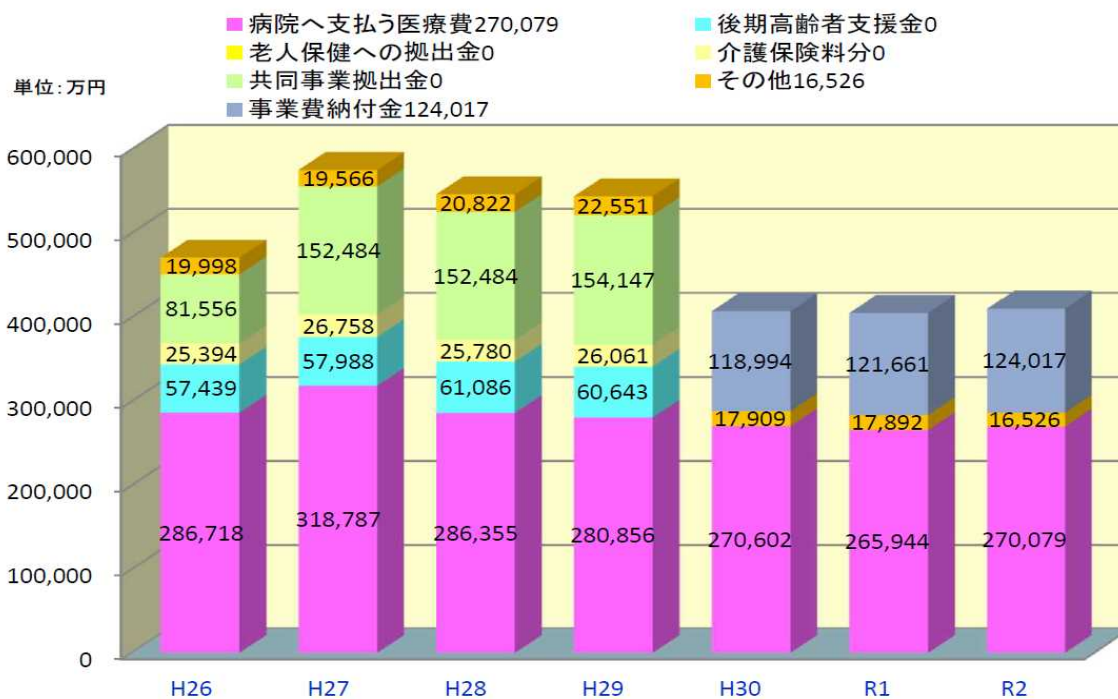
※上記納付率は、現年分納付率となります。

健康づくりの推進

令和2年度国民健康保険特別会計当初予算(収入)



令和2年度国民健康保険特別会計当初予算(支出)



国民健康保険特別会計繰出金(一般会計)

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○国民健康保険特別会計繰出金

3億5,750万円

国保事業の円滑で適正な運営に役立てるため、また国保財政の健全性を図るために一般会計から、国保特別会計に対し繰出しています。

1. 保険基盤安定繰出金(保険税軽減分) …… 1億3,183万円

低所得世帯の、保険税を軽減(2割、5割、7割)する制度があります。その軽減した額を、一般会計より国保特別会計へ繰出しています。

＜主な経費＞

- ・ 財源の内訳 県 …… 9,887万円
町 …… 3,296万円

2. 保険基盤安定繰出金(保険者支援分) …… 7,434万円

国保の保険税は、世帯の所得などで決められます。また、保険税額は市町村が決定するため市町村により額の違いがあります。そのため、市町村によって保険税の収入に格差があり、国保会計の財政力に違いがでてきます。国保財政の健全化を図ることや、保険税が市町村で大きな較差が生じないように、一般会計から繰出しています。

＜主な経費＞

- ・ 財源の内訳 国 …… 3,717万円
県 …… 1,858万円
町 …… 1,859万円

3. 職員給与費等繰出金 …… 1億587万円

国保年金課の職員の人件費や事務費などの支出のため、一般会計より繰出しています。

4. 出産育児一時金繰出金(制度的繰入金) …… 1,863万円

国保加入者が出産した場合に国保特別会計から42万円を出産育児一時金として支給します。支給する42万円の2/3(町負担分)を一般会計から国保特別会計へ繰出しています。

5. 財政安定化支援事業繰出金 …… 2,681万円

国保特別会計の財政基盤の安定を図るために、保険税の軽減世帯数や高齢者数などの数値を基に計算して、町負担分を一般会計から国保特別会計へ繰出しています。



健康づくりの推進

高齢者医療対策費

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○高齢者医療対策事業

3億2,716万円

沖縄県後期高齢者医療広域連合等に、後期高齢者医療広域連合負担金(市町村定率負担金)及び後期高齢者事業費等繰出金(事務費、保険料保険基盤安定負担金)などの、経費を負担しています。

<主な経費>

後期・介護一体的実施に係る会計年度任用職員報酬(保健師・看護師)	495万円
後期・介護一体的実施に係る専用車リース料	44万円
後期高齢者医療給付費負担金	2億3,293万円
後期高齢者はり、きゅう、あん摩、マッサージ補助金	21万円
後期高齢者医療広域連合負担金	1,947万円
後期高齢者医療特別会計事務費繰出金	721万円
後期高齢者保険料保険基盤安定負担金(保険料軽減分)	6,082万円
その他経費	113万円

婦人がん検診事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○婦人がん検診事業

1,181万円

町では、婦人がん検診を集団検診及び個別検診で行っています。

<主な経費>

婦人がん検診委託料金 1,151万円 その他の経費 30万円

1. 集団検診 … 町が指定した日時、場所にて行う検診です。

対象者 子宮がん・・・南風原町に住んでいる、20歳以上の女性
 乳がん ・・・南風原町に住んでいる、50歳以上の女性
実施期間 : 令和2年8月3日、18日、9月4日(年3回実施)
場 所 : ちむぐくる館

2. 個別検診 … 町が契約した指定医療機関にて行う検診です。

実施期間 : 令和2年4月1日～令和3年3月31日
場 所 : 各指定医療機関

※契約医療機関

・沖縄県健康づくり財団・沖縄第一病院・南部徳洲会病院・与那原中央病院・とよみ生協病院
・豊見城中央病院附属健康管理センター・那覇市立病院健診センター・沖縄赤十字病院

3. がん検診推進事業

がんの早期発見と正しい健康意識の普及・啓発を図り、健康保持・増進を図るため、がん検診受診率を50%に上げることを目的として、次表の年齢の女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳と検診費用が無料となるクーポン券を送付し、受診促進を図ります。

【 子宮頸がん無料クーポン券対象年齢 】

年齢	生年月日
20歳	平成11年4月2日～平成12年4月1日

【 乳がん無料クーポン券対象年齢 】

年齢	生年月日
40歳	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日

住民健診(健康診査)事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○住民健診(健康診査)事業

2, 578万円

町民の健康増進を図るため、20歳から40歳未満の方で学校・職場などで健康診査を受けられない方や生活保護受給者を対象に、基本健康診査(身長、体重、血圧、腹囲、尿検査、血液検査、医師の診察)を全額補助しています。40歳以上の方は、人間ドック、胃・肺・大腸のがん検診の検査料金の補助が受けられます。

< 主な経費 >

基本健康診査委託料金 …… 255万円

(個別町負担額1人: 7, 210円、集団町負担額1人: 6,862円)

胃がん検診委託料 …… 880万円 (バリウム補助額: 4, 100円)

肺がん検診委託料 …… 778万円 (レントゲン補助額: 1, 500円、喀痰補助額: 2,300円)

大腸がん検診委託料 …… 426万円 (検便補助額: 1, 900円)

歯周疾患検査委託料 …… 35万円 (検査補助額: 1, 000円)

その他 …… 204万円



令和2年度 南風原町集団健診日程

回数	令和2年度日程		健診会場 (対象区)	胃がん 検診
1	6月1日	月	ちむぐる館(与那覇・新川・ 山川・兼本ハイツ・東新川)	○
2	6月30日	火	ちむぐる館(宮平・宮城)	○
3	7月7日	火	津嘉山地域振興資料館(津嘉山)	○
4	7月15日	水	ちむぐる館(兼城)	○
婦人がん1	8月3日	月	ちむぐる館(婦人がん検診)	×
5	8月16日	日	ちむぐる館(全区域①)	○
婦人がん2	8月18日	火	ちむぐる館(婦人がん検診)	×
6	8月24日	月	ちむぐる館(大名・慶原・北丘ハイツ ・宮平ハイツ・第一団地・第二団地)	○
婦人がん3	9月4日	金	ちむぐる館(婦人がん検診)	×
7	9月8日	火	ちむぐる館(本部・喜屋武・照屋・神里)	○
8	10月11日	日	ちむぐる館(全区域②)	○
9	11月1日	日	ちむぐる館(全区域③)	○
ナイト	11月17日	火	ちむぐる館(ナイト健診)	×
10	1月31日	日	ちむぐる館(全区域④)	○

後期高齢者医療事業(後期高齢者医療特別会計)

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○後期高齢者医療事業

3億1,431万円

後期高齢者医療制度は、県内すべての市町村が加入する沖縄県後期高齢者医療広域連合(うるま市石川在)が運営主体となります。広域連合では、被保険者の資格管理、保険料や給付の決定などを行い、各市町村は、保険料の徴収と各種申請、届出の受付、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務を行っています。

< 主な経費 >

後期高齢者医療広域連合納付金	・・・	3億649万円
その他(人件費・等)	・・・	782万円

★Pointチェック

国民全ての人が、75歳の誕生日の当日からは後期高齢者医療制度の被保険者となります。また65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方も対象となります。

後期高齢者医療制度では、被保険者証が1人に1枚ずつ交付され、被保険者となる全員が1人ひとり保険料を納めることになります。

令和2年度は、昭和20年生まれの方が、誕生日の日から新たに後期高齢者医療制度に加入することとなります。

◎ 自己負担割合

医療機関で支払う自己負担は、所得区分によって異なり下の表のとおりです。

区 分	区分Ⅰ	区分Ⅱ	一般	区分Ⅰ(現役並み所得者)	区分Ⅱ(現役並み所得者)	区分Ⅲ(現役並み所得者)
負担割合	1割	1割	1割	3割	3割	3割

◎ 保険料の決め方

被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で算定されます。

均等割額	+	所得割額	=	保険料
48,440円		(所得-330,000円)×8.88%		(上限は64万円)

※ 低所得世帯の方は、保険料が軽減される場合があります。

・ 均等割額保険料 … 2割軽減 ・ 5割軽減 ・ 7割軽減 ・ 7.75割軽減

健康づくりの推進

介護予防事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○介護予防事業

3,742万円

1. 一般高齢介護予防通所事業(地域型) 1,201万円

地域の公民館・集会所・ちむぐる館(中央型)を拠点にして健康チェック・レクリエーション・介護予防運動・趣味活動(グラウンドゴルフ、健康講話、手工芸など)を提供し、おとしよりの生きがいと健康づくり、社会参加を促進し、社会的孤立感の解消や自立した生活の支援を行います。又、各地域で活動しているみなさんとボランティアが一堂に会し、ミニデイサービス利用者交流会を1年に1回開催しています。

主な経費 一般高齢介護予防通所事業委託料 1,201万円
18の自治会で実施しています。

実施施設 : 「各自治公民館・集会所」



▲地域ミニデイサービスのようす(宮城)



▲中央型ミニデイのようす(ちむぐる館)

2. 食の自立支援サービス事業(配食サービス) 241万円

自宅で生活する高齢者が健康で自立した生活を送ることができるために、栄養バランスのとれた食事を届け、高齢者の食生活の確保と健康の維持を図ると共に、安全の確認をするなど生活の支援を行います。

主な経費 食の自立支援サービス事業委託料 241万円

対象者 : おおむね65歳以上の単身高齢者、高齢者のみの世帯やこれに準ずる世帯の高齢者等かつ調理が困難な方で支援が必要だと認めた方。

内 容 : 月曜から金曜、昼食、夕食で必要な範囲で決定。(年末年始除く)

利用料 : 1食 300円

3. 高齢者水中運動教室 465万円

膝・腰などの関節に疾患がある方等を対象に、水中運動による症状改善を目的として、高齢者水中運動教室を開催します。

主な経費 一般介護予防事業 水中運動教室委託料(一般クラス、2教室) 59万円
一般介護予防事業 水中運動教室委託料(フォローアップクラス)(通年) 233万円
介護予防・生活支援サービス事業 水中運動教室委託料(通年) 173万円
(要支援1・2、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方)

4. 運動機能向上事業 講師謝礼金 77万円

【一般介護予防事業 訪問型サービス事業】

保健師・看護師・運動指導士・リハビリテーション職の専門職が、要介護状態及び要支援状態になるおそれのある高齢者の居宅を訪問し、必要な相談・指導を実施することにより、要介護状態等になることを予防し自立した生活を送れるよう支援します。

主な経費 運動機能向上事業講師謝礼金 38万円

【一般介護予防事業:地区公民館】

運動習慣を身につけ、筋力柔軟性の向上を図ることで要介護状態となることを予防するため、自主活動の1地区へ、月2回運動指導士等を派遣して指導しています。

主な経費 運動機能向上事業講師謝礼金 38万円

5. 介護予防サポーター養成講座(基礎編) 講師謝礼金 5万円

高齢者の加齢に伴う生活や心身の変化と介護予防の重要性についての講話やがんじょう体操等の実技指導を行うこと等で、介護予防の担い手として活動する地域の介護予防サポーターを養成し、自主的な介護予防活動を図ることを目的とします。専門家による講話や実技指導を実施します。

主な経費 講師謝礼金 5万円



介護予防サポーター養成講座のようす

6. リハビリテーション専門職謝礼金 47万円

地域における介護予防の取組みを機能強化し、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指し、高齢者の自立支援に対する取り組みを推進します。

主な経費 リハビリテーション専門職謝礼金 47万円

7. 操体事業 講師謝礼金 24万円

介護予防を目的とした健康体操の一つとして、操体法の講師を派遣して指導しています。

主な経費 操体事業講師謝礼金 24万円

実施場所 町総合保健福祉防災センター(毎月第2・第4水曜日)(自主活動・毎週)
津嘉山児童館(毎月第2・第4水曜日)(自主活動・毎週)

健康づくりの推進

8. 運動機能向上事業 430万円

一般介護予防事業は、高齢者の介護予防を促進するため、専門の事業者が安全かつ効率的に運動プログラムで指導します。

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援1・2及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方に対し、個々に合わせたプログラムを作成し、健康運動指導士等の専門員による自重負荷運動やマシントレーニング等を指導、週2回で3ヶ月程度実施します。

主な経費 一般介護予防事業

イ. 筋力トレーニング教室(一般・フォローアップ)(通年)委託料 216万円

ロ. サーキットマシントレーニング教室委託料 41万円

介護予防・生活支援サービス事業

筋力トレーニング教室(通年)委託料 173万円



▲運動機能向上事業(一般介護予防事業)

「NB沖縄」

9. 総合事業プラン作成委託料 399万円

要支援1・2及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントします。

主な経費 総合事業プラン作成委託料 399万円

10. その他、介護予防事業 853万円

介護予防事業実施をスムーズに行うため保健師、看護師を配置し各種介護予防事業を実施していきます。

主な経費 介護予防事業看護師・理学療法士報酬等 802万円

その他需用費・役務費・使用料等 51万円

認知症施策推進事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○認知症施策推進事業

291万円

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症の容体の変化に応じ、すべての期間を通じて必要な医療・介護などが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築することを目的に事業を推進します。

1. 認知症地域支援推進員の配置

地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図る為の取り組みを推進するための、中心的な役割として認知症地域支援推進員の配置を行います。

具体的には以下の業務を行います

- ①認知症の人やその家族を支援する相談や関わり方の指導
- ②認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ③認知症の容体に応じた適時適切な医療・介護等の提供

主な経費 看護師嘱託員報酬等(認知症地域支援推進員) 270万円

2. 認知症初期集中支援チームの設置

専門医・専門職で構成するチームで、認知症の人やその家族に早期に関わり、認知症の早期診断・対応に向けて支援を行う事業です。

主な経費 認知症初期集中支援チーム等設置促進事業委託料 19万円

3. 認知症カフェ

認知症の方や家族、地域住民が認知症について学び、交流する場を作ります。

主な経費 講師謝礼金等 2万円

介護保険運営事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○介護保険運営事業

3億6,854万円

南風原町の介護保険は、「沖縄県介護保険広域連合」に加入し運営されています。介護保険広域連合が安定的に運営されるよう、介護給付費及び予防給付費に要する費用の12.5%に相当する額を介護保険広域連合に支出しています。

主な経費

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| 沖縄県介護保険広域連合負担金 | 3億6,659万円 |
| ・一般会計にかかる予算 | 6,801万円 |
| ・特別会計にかかる予算 | 2億9,858万円 |
| (介護保険給付費等 2億7,531万円 予防給付費等 2,327万円) | |
| ・窓口受付業務臨時職員・その他の経費 | 195万円 |



健康づくりの推進

【沖縄県介護保険広域連合】 <http://www.okinawa-kouiki.jp/index.html>

広域連合では、29市町村が一つの大きな組織を作ることによって、介護保険財政を安定させ、介護サービスの平準化を図っていきます。また、構成市町村の英知を結集して、保険料やサービスの適正化をはじめ、離島などサービス基盤の不十分な地域への対策など、諸課題の解決に取り組むことによって、効率的で質の高い事業の実施を目指しています。

平成30年度から65歳以上の方（第1号被保険者）の年間保険料が改定されました。

3年ごとに見直しを行う第1号被保険者のランク地域、保険料が下記のとおり改定されています。南風原町は、平成30年度から令和2年度までは第1ランク地域となっています。

低所得者向けに公費を投じて、令和2年度の保険料の軽減が行われる予定です。

ランク地域(H30～R2)

第1ランク地域

南風原町・南大東村・北大東村・宜野座村・読谷村

第2ランク地域

北中城村・西原町・豊見城市・北谷町・東村・伊江村・八重瀬町

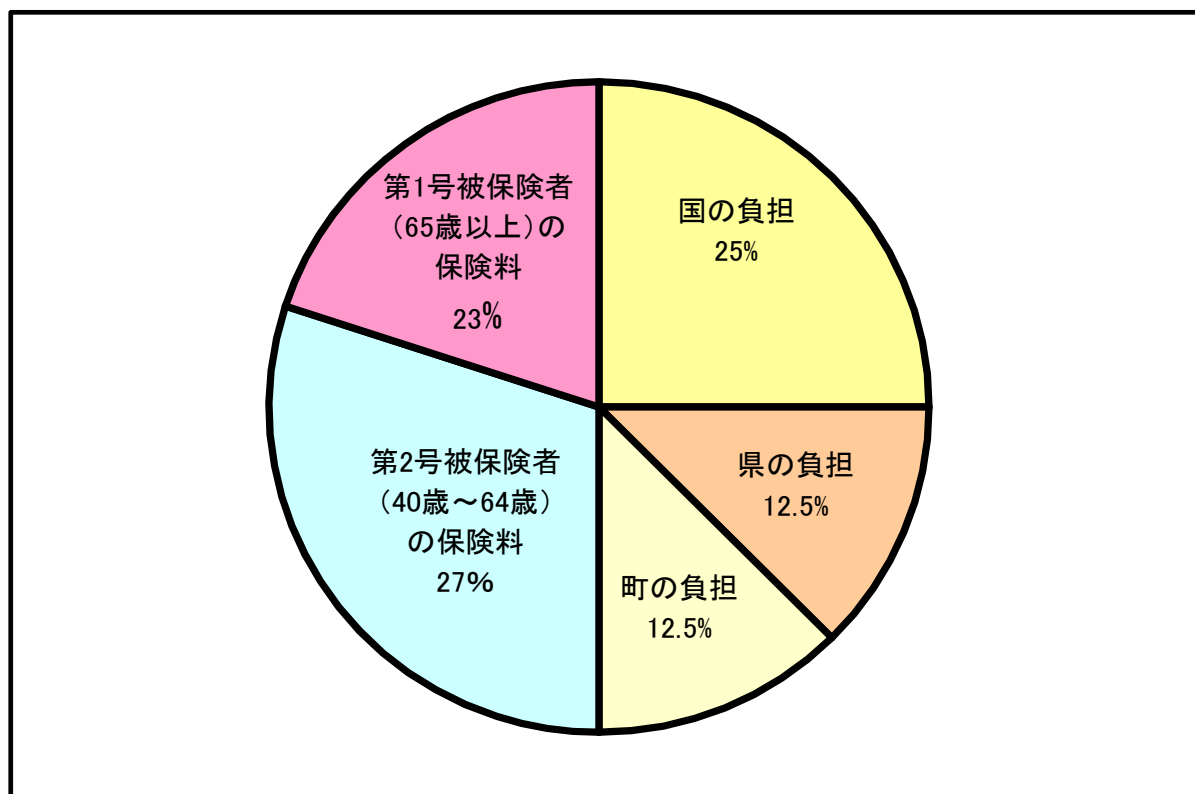
第3ランク地域

金武町・南城市・本部町・嘉手納町・渡嘉敷村・与那原町・国頭村・中城村・久米島町・伊平屋村・恩納村・今帰仁村・渡名喜村・大宜味村・伊是名村・座間味村・粟国村



65歳以上の方（第1号被保険者）の年間保険料（H30～R2）

段階	対 象 者	保険料年額		
		第1ランク (南風原町)	第2ランク	第3ランク
第1段階	生活保護者、世帯全員が住民税非課税者で老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方	27,761	29,334	34,037
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	46,268	48,889	56,728
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	53,670	56,712	65,804
第4段階	本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がいる場合、年金収入等が80万円以下の方	66,625	70,400	81,687
第5段階	本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がいる場合、年金収入等が80万円を超える方	74,028	78,223	90,764
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	88,833	93,867	108,916
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	96,236	101,689	117,993
第8段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	111,042	117,334	136,146
第9段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	125,847	132,979	154,298
第10段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	133,250	140,801	163,375
第11段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	140,653	148,623	172,451
第12段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	148,056	156,446	181,528



介護保険の負担割合グラフ
(保険料50%、公費50%)

新生児妊産婦訪問指導事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○新生児妊産婦訪問指導事業

140万円

助産師または保健師が、初妊婦・初産婦さんや生後1か月前後の赤ちゃんのいる家庭を訪問します。主に第1子を対象に訪問していますが、第2子以降で希望する方にも実施しています。産前産後の体調や子育ての相談にご活用ください。

主な経費

新生児訪問及び

妊産婦訪問指導委託料 140万円



未熟児養育医療事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○未熟児養育医療事業

450万円

身体の発育が未熟なまま出生し、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費にて負担する制度です。医療費は当該乳児の属する世帯の市町村民税額等に応じて、一部自己負担金が生じます。

主な経費

未熟児養育医療費 450万円

1歳6か月児健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○1歳6か月児健康診査事業

203万円

1歳7か月～8か月児を対象に身体発育及び精神発達の面から、医師・歯科医師等による総合的な健康診査を毎月1回程度実施しています。

健診の内容は、身体計測・貧血検査・歯科医診察・歯科衛生指導・小児科医診察・栄養指導・保健指導です。お子さんの発育・発達を保護者と一緒に確認できる場となっています。

主な経費

医師等謝礼金 140万円

健診委託料 57万円

通信運搬費 6万円



3歳児健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○3歳児健康診査事業

328万円

3歳5か月～7か月児を対象に身体発育及び精神発達の面から、医師・歯科医師等による総合的な健康診査を毎月1回程度実施しています。

健診の内容は、身体計測・尿検査・視力検査・歯科医診察・小児科医診察・歯科衛生指導・栄養指導・保健指導です。お子さんの成長発達を保護者と一緒に確認できる場となっています。

主な経費

医師等謝礼金 71万円

健康診査委託料 193万円

通信運搬費 8万円

消耗品等(全乳幼児健診分) 56万円



健康づくりの推進

妊婦一般健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○妊婦一般健康診査事業

5,221万円

妊婦健診は保険適用外のため、その費用が全額自己負担となります。妊婦さんの経済的負担を軽減する目的で、平成21年度から公費負担回数が最大14回に拡大されました。妊婦健康診査受診票に記載された検査項目については、無料で受診することができます。

さらに平成23年度より、新たな検査項目(クラミジア抗原検査・HTLV-1抗体価検査)も公費助成の対象となり、従来に比べて検査項目も充実していますので、定期的な健診を心がけましょう。

また、県外での里帰り出産を希望する妊婦さんにも公費負担で健診が受けられるように、妊婦一般健康診査費用を助成しています。

対象: 南風原町に住民票がある妊婦

主な経費

委託料	5,156万円
助成金	30万円
消耗品など	35万円



妊婦健康診査内容及び公費負担額等

公費補助(全14回)	望ましい健診時期 (有効期限)	健 診 内 容	公費 負担額
1回目	妊娠初期	1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(血液型検査、不規則抗体検査、梅毒血清反応検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、血糖検査、貧血検査) 3. 子宮頸がん検査 4. 超音波検査	9,000円
2回目	(20~23週)	1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査	5,000円
3回目	(24~28週)	1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(貧血検査、血糖検査) 3. 超音波検査	6,000円
4回目	(29~33週)	1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(貧血検査) 3. 超音波検査	6,000円
5回目	(34~出産)	1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(貧血検査、GOP、GPT) 3. 帯下培養 4. 超音波検査	6,000円
9-1回目	9-1回目~9-9 回目は順番が前 後することも可能	1. 基本的な健康診査	5,040円
9-2回目		1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査	9,820円
9-3回目		1. 基本的な健康診査	5,040円
9-4回目		1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査	9,290円
9-5回目		1. 基本的な健康診査	5,040円
9-6回目		1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査	9,820円
9-7回目		1. 基本的な健康診査	5,040円
9-8回目		1. 基本的な健康診査	5,040円
9-9回目		1. 基本的な健康診査	5,040円
風疹・HIV・クラミジア検査	1回目・できるだけ 早い時期	風疹ウイルス抗体価検査、HIV抗体価検査、クラミジア抗原検査	5,640円
HTLV-1抗体検査	3~5回目 30週頃までに	HTLV-1抗体価検査	2,290円

※「1. 基本的な健康診査」では、問診等による健康状態の把握、体重測定、血圧測定、尿検査等の定期検査、保健指導が行われます。

※上記それぞれの検査については、公費負担により無料で受診することができますが、項目以外の検査料は自己負担となります。

…例えば、超音波検査がない回に超音波検査を受けた場合の検査料金は自己負担になります。

※親子(母子)健康手帳交付時の週数に応じて必要な回数の受診票が発行されます。

(2・3・4・5回目の受診票には有効期限が設けられています。妊娠がわかったら早めに親子健康手帳の交付を受けましょう。)

乳児一般健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○乳児一般健康診査事業

763万円

1歳未満の乳児を対象に前期(生後4か月頃)と後期(生後10か月頃)に各1回ずつ、毎月1回程度実施しています。健診の内容は、身体測定・貧血検査(後期のみ)・小児科医診察・保健指導・栄養指導です。また、令和2年度より歯科衛生士による歯科衛生指導(後期のみ)も導入しています。お子さんの発育・発達を保護者と一緒に確認できる場となっています。

主な経費

健康診査委託料	724万円
通信運搬費	15万円
消耗品費	24万円



長寿県復活 食の応援事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○長寿県復活 食の応援事業

495万円

「健康長寿おきなわ」の復活に向けて、町民へ県や町の食習慣の実態や課題を伝え、生活習慣病の発症や重症化を予防するために食習慣の改善方法を提供していきます。事業内容としては小学5年生・中学2年生への生活習慣病予防健診を実施します。

主な経費

- ・学童生活習慣病予防健診委託料 481万円
- ・通信運搬費 14万円



健康づくりの推進

予防接種事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○予防接種事業

1億7,237万円

1 乳幼児や児童・生徒の予防接種

予防接種は、病原体からつくられたワクチンを接種することによって、免疫をつくるものです。大部分の感染症は一度かかると、その病気に対する免疫ができます。同様に感染症の原因となる病原体(ウィルスなど)の毒性を弱めたワクチンを接種することにより、病気にかからないように免疫をつくり、お子さんを感染症から守ることができます。

乳幼児や児童・生徒の予防接種は、個別(指定病院)で実施します。対象となるお子さんの保護者へ個別に通知します。



①子どもの予防接種の種類(自己負担はありません)

☆ヒブワクチン

- 対象年齢: 生後2カ月～5歳未満(4回～1回)
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 1人当たり経費: 9,533円

☆小児用肺炎球菌ワクチン

- 対象年齢: 生後2カ月～5歳未満(4回～1回)
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 1人当たり経費: 12,970円

☆4種混合(D:ジフテリア、P:百日咳、T:破傷風、IPV:不活化ポリオ)

- 対象年齢: 生後3カ月～7歳半未満
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数: 初回3回接種後、1年後に1回
- 接種期間: 通年
- 1人当たり経費: 12,239円

☆不活化ポリオ(小児マヒ)

- 対象年齢: 生後3カ月～7歳半未満
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数: 初回3回接種後、1年後に1回追加
- 接種期間: 通年
- 1人当たり経費: 10,974円

☆BCG(乳幼児結核)

- 対象年齢: 生後5カ月～1歳未満
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数: 1回
- 接種期間: 通年
- 1人当たり経費: 8,279円

☆MR(麻しん(はしか)・風しん(三日はしか))

○対象年齢:1期は、1歳～2歳未満。2期は、5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間

○接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)

○接種回数:各年齢とも対象年齢期間中に1回接種 ○接種期間:通年

○1人当たり経費:11,689円

※1期・2期の対象年齢時に接種機会を逃した方へ行政措置による公費(無料)助成を行っています。

「行政措置」

※1期を逃した方:2歳以上～2期接種開始前まで公費(無料)助成を行っています。

※2期を逃した方:小学1年生～小学6年生まで公費(無料)助成を行っています。

☆水痘(みずぼうそう)

○対象年齢:1歳～3歳未満

○接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)

○接種回数:2回接種 ○接種期間:通年 ○1回当たり経費:9,929円

☆B型肝炎ワクチン

○対象年齢:生後2カ月～1歳未満

○接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)

○接種回数:3回接種 ○接種期間:通年 ○1人当たり経費:7,646円

※ただし、母子感染予防の為にB型肝炎ワクチンの投与を受けた方は対象外です。

☆日本脳炎

○対象年齢:1期3歳～7歳半未満、2期9歳～13歳未満。その他特例措置等。

「特例措置」

※平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満の間、定期予防接種として接種できます。

※平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれで、1期の予防接種が終了していない方は、9歳～13歳未満の間、定期予防接種として接種できます。

○接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)

○接種回数:1期初回2回・1期追加1回、2期1回 ○接種期間:通年

○1人当たり経費:8,554円

☆DT(ジフテリア・破傷風)2期

○対象年齢:11歳～13歳未満(小学6年生)

○接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)

○接種回数:1回 ○接種期間:通年 ○1人当たり経費:5,390円

健康づくりの推進

☆子宮頸がんワクチン

○対象年齢: 中学1年生～高校1年生(3回接種)、○1人当たり経費: 1回16,687円

※「積極的な接種勧奨の差し控え」のため、通知はしていません。

希望される方には通知致します。(自己負担はありません。)

2 高齢者の予防接種

☆高齢者インフルエンザ予防接種

○対象年齢: 65歳以上

○接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)

○接種回数: 1回 ○接種時期: 10月初旬から翌年の2月末日

○1人当たり経費: 4,241円

※自己負担額: 1,000円。対象者には個別に通知します。

☆高齢者肺炎球菌

○対象年齢: 今年度で65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方

○接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)

○接種回数: 1回 ○接種時期: 通年 ○1人当たり経費: 4,666円

※過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は対象外です。

※自己負担額: 4,000円。対象者には個別に通知します。



3 成人の方への予防接種

☆風しん抗体検査・予防接種

○対象年齢: 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性

○接種場所: 受託医療機関に各自で電話予約をして受けます

○接種回数: 抗体検査1回、予防接種1回(検査の結果、十分な量の抗体がない方)

○接種時期: 通年 ○1人当たり経費: 抗体検査6,952円、予防接種10,197円

※自己負担額ははありません。対象者には個別に通知します。

主な経費

医師への予防接種委託料 1億6,867万円

予防接種通知の経費 137万円

その他の経費 233万円

※予防接種を受けるとその病気にかかりにくくなったり、かかっても重症になることを防ぐことができます。また、受ける方が多ければ多いほど流行を防ぐことができます。そのため、たくさんの方に接種していただけるよう、町では予防接種(高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザを除く)の自己負担を免除し、病気の予防活動につなげています。

宮平保育所運営事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○宮平保育所運営事業

4,066万円

宮平保育所は唯一の町立保育所です。働く保護者に代わってお子さんをお預かりし、家庭や地域社会と連携を図りながら、子どもたち一人ひとりの健康と安全を保障した保育を行っています。南風原町の認可保育園とともに国の基準を満たした充実した保育内容の提供を行っています。就労形態の変化や多様化する保育ニーズに応えるため、地域の子育ての実態を捉えながら子育て支援に努めています。また、特別な配慮を必要とする子どもたちへの適切な支援にも率先して取り組み、養護と教育が一体となった保育環境の下で地域の子どもたちの豊かな人間性を育んでいます。



▲「たのしかったね♪おゆうぎ会」



▲「おいしいムーチャーつくるぞ〜！」

○主な経費

職員報酬・職員手当・旅費

2,896万円

日常の保育業務を行う会計年度任用職員(保育士・調理員など)を雇用しています。

給食材料費

500万円

栄養のバランスがとれた園児の給食・おやつ・ミルクの賄材料代です。

光熱水費

264万円

保育所を運営するにあたって必要な電気・水道・ガスの使用料金です。

その他の費用

406万円

保育所を運営するにあたって必要不可欠な行事費、事務用品費、健康診断料、施設の修繕費、電話料金、保険料、衛生管理的な経費となります。

子ども・子育て支援の充実

認可保育園事業・補助(保育所運営費)

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○認可保育園事業・補助(保育所運営費)

21億864万円

保育所は、乳幼児を持つ保護者が仕事をしていたり、病気や出産などの理由により保育を必要とする場合に、保護者に代わってその乳幼児を保育することを目的とする施設です。近年、核家族の増加や共働き家庭の増加、勤務形態の多様化により保育の需要が高まっています。町では、その要望に応えるために町内法人(認可)保育園14ヶ所(2ヶ所追加予定)及び町在住児童が通う町外認可保育園に対して町から補助金を助成し、保育の充実を図ります。令和2年度より町内法人(認可)保育園が2園追加されることで、更に保育の需要に応えられるよう取り組んでいきます。

★Pointチェック!

法人(認可)保育園とは園の広さや設備、職員の数や資格、保育内容について国が設けた基準をクリアして認可された保育園です。また、法人(認可)保育園は、保育料の他、国・県・南風原町からの補助を受けて運営しています。

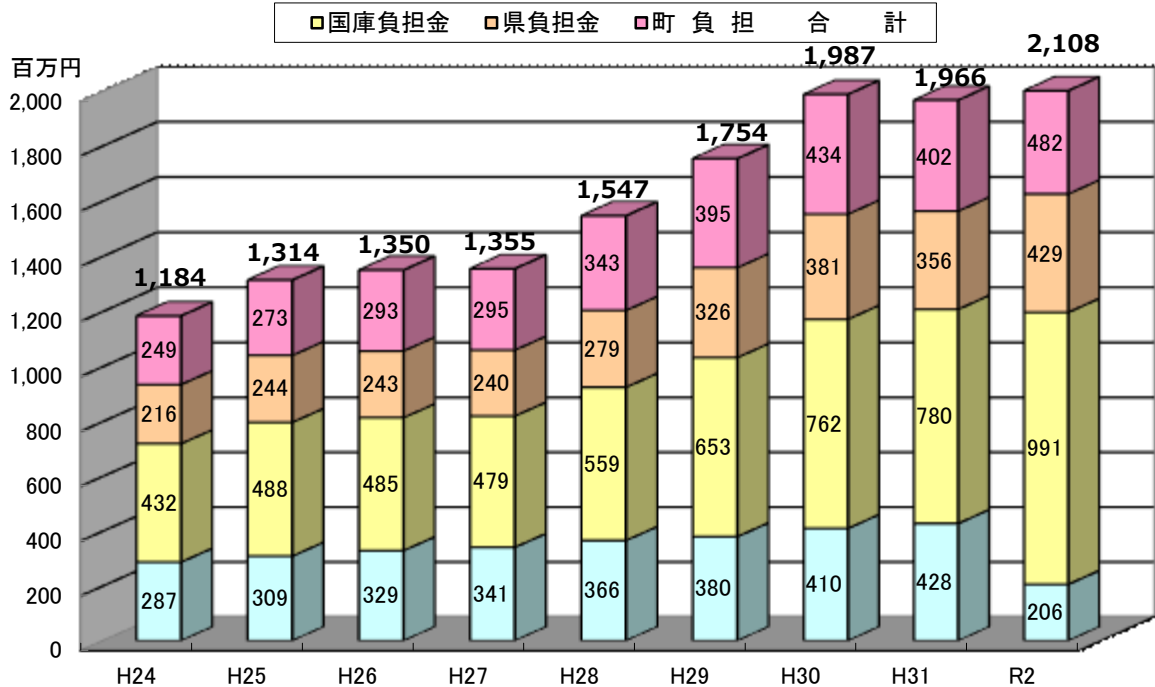
各園への補助金額(※主食費含む)

津嘉山保育園	1億7,220万円
かねぐすく保育園	1億1,272万円
南風原はなぞの保育園	1億6,008万円
若夏保育園	1億6,333万円
みつわ保育園	1億5,012万円
さんご保育園	2億478万円
はえばる保育園	1億8,515万円
マイフレンズ保育園	1億190万円
ていだ保育園	1億5,144万円
なのはな保育園	1億4,723万円
よなは保育園	1億1,648万円
やまがわ保育園	1億255万円
ももの木保育園	1億545万円
南風原やまびこ保育園	7,686万円
よなは第2保育園(新規)	7,882万円
明星保育園(新規)	7,313万円
町外認可保育園	640万円
合 計	21億864万円



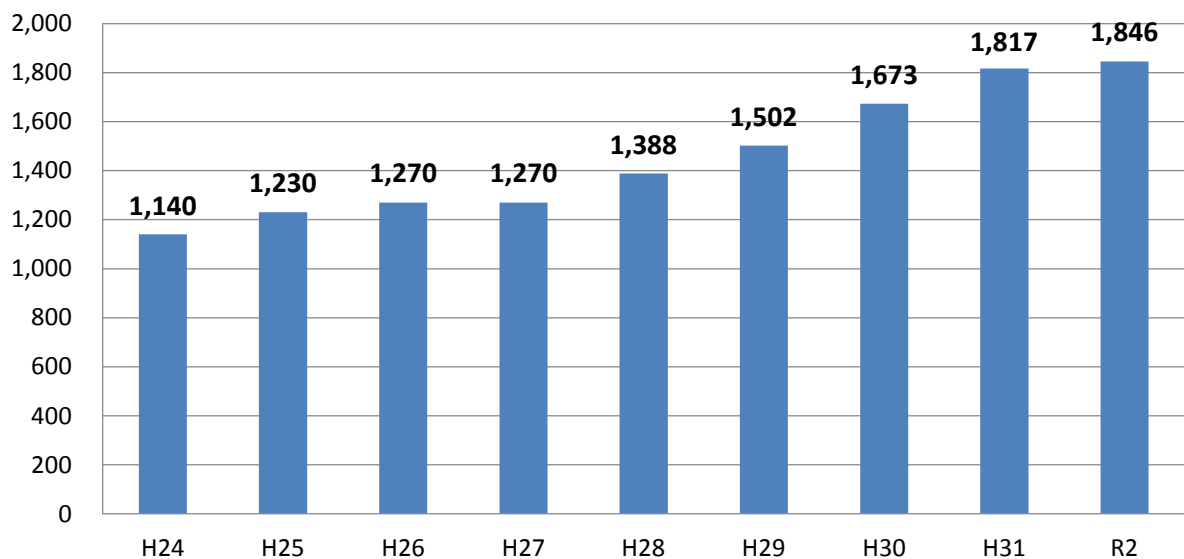
▲雪冷たくて楽しい♪

認可保育園事業・補助(保育所運営費)年度別当初予算一覧表



▲ 認可保育園運営費補助金(主食費含む)年度別・財源別グラフ

南風原町 保育所等定員推移グラフ(4月1日時点)



▲ 南風原町保育所(園)年度別定員数グラフ(法人・地域型保育施設、認定こども園(2号認定)合算分)

子ども・子育て支援の充実

延長保育促進事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○延長保育促進事業

2,734万円

延長保育は、仕事などにより定刻の時間に保育園へ乳幼児の迎えができない保護者に対応するために、午後6時から午後7時まで延長して保育を行う事業です。町内にあるすべての法人保育園(認可保育園・県)・小規模保育施設(町認可)で実施します。町は、延長保育事業に対して法人保育園等へ補助金を助成し保育の充実を図ります。

主な経費

延長保育促進事業補助金 2,734万円

※ 費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。



▲とれたよ～ いいでしょう～！



▲どう じょうずでしょう～！

障がい児保育事業(町単独事業)

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○障がい児保育事業(町単独事業)

2,208万円

障がい児の発達と障がい児保育の総合的な推進を図るため、原則として集団保育が可能な障がい児などの保育を実施する事業です。町内では、町立宮平保育所及び法人保育園(認可保育園・県)で実施します。町は、障がい児保育事業を行う法人保育園に対して補助金を助成し、障がい児保育の充実を図ります。

主な経費

法人保育園障がい児保育実施補助金

2,208万円



▲しゅっぱつ しんこう！

一時保育事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○一時保育事業

1,043万円

一時預かり(保育)事業は、保護者の仕事、職業訓練、就学等により週3日又は、月15日以内を限度として、断続的に家庭での保育が困難となる児童や、保護者の傷病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭により、緊急・一時的に家庭での保育が困難となる児童をお預かりする事業です。

町内では、町立宮平保育所や法人保育園(認可保育園・県)2園で実施します。町は一時預かり事業を行う法人保育園に対して補助金を助成して保育の充実を図ります。

主な経費

宮平保育所運営費 550万円

法人保育園補助金(かねぐすく保育園・みつわ保育園) 493万円

※ 費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。

令和元年度 年間利用状況(延べ人数)

(単位: 人)

保育所(園)名	一時預かり
宮平保育所	811
かねぐすく保育園	R1年度未実施
みつわ保育園	R1年度未実施
合 計	811

※かねぐすく保育園及びみつわ保育園については、保育士採用が出来ず事業が実施出来ませんでした。



▲じゃがいも とったぞ～

子ども・子育て支援の充実

認可保育園事業・町単独事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○認可保育園事業・町単独事業

910万円

認可保育園事業・町単独事業は、保育士等へ町独自に給与助成を行うことにより、処遇改善(賃金改善)・保育人材の確保及び離職防止に努め、保育環境の充実を図ります。また、児童・妊産婦及び知的障がい者の福祉に関する事項等を調査検討するため、児童福祉審議会委員等の報酬・報償費、費用弁償等を支出しております。

1. 法人保育園職員への給与補助 849万円
職員1人あたり月1,500円を各法人保育園などに補助しています。
2. その他、児童福祉審議会委員報酬、講師謝礼金など 61万円



▲みんなでodorou~!



▲みんな~ 手を上げて!

★Pointチェック!

認可保育園(県):沖縄県が定めた基準(保育室面積・保育士数など)を満たし、県から認可された保育園を認可保育園といいます。(町内には現在14園あります)。

地域型保育事業所:南風原町が定めた設備などの基準を満たし、町から認可された事業所を地域型保育事業所といいます。(町内には事業所内保育施設1箇所、小規模保育施設3箇所あります)。

地域型保育事業・補助

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○地域型保育事業・補助(事業所内保育・小規模保育運営費)

2億862万円

地域型保育事業(事業所内保育・小規模保育)は、平成27年度より施行された子ども・子育て支援制度に伴い市町村が設置認可・確認を行い、待機児童の多い0歳児から2歳児を受け入れる施設です。

事業所内保育事業は、事業所の所在地の各市町村が設置認可・確認した事業所内保育所にて、従業員の児童以外に地域の待機児童の受け入れを行い、待機児童の解消を図っています。

小規模保育事業は、南風原町が設置認可・確認した小規模保育事業所にて6人以上19人以下の児童の受け入れを行い、待機児童の解消を図っています。令和2年度から1園追加されることで、更に保育の需要に応えられるよう取り組んでいきます。

事業所内保育所・小規模保育事業所の運営は、保護者からの保育料及び国・県・南風原町からの補助を受けて運営しています。

主な経費

事業所内保育所・小規模保育事業所運営費
(内訳)

2億862万円

国庫支出金	1億1,136万円
県支出金	4,565万円
町負担	5,161万円



▲ひまわりの種を植えたよ。キレイに咲くかな？

【事業所内保育事業所】

- ①よいサマリヤ人保育園(町内)
- ②もこもこ保育園(浦添市)
- ③キティーハウス(西原町)
- ④きらら保育園(八重瀬町)
- ⑤ふたば保育園(豊見城市)
- ⑥さくらの子2号館(豊見城市)
- ⑦ゆたかベビーガーデン(豊見城市)

※南風原町の児童が②～⑦など、町外にある事業所内保育事業所に入所した場合には、町から運営費を支払います。

【小規模保育事業所】

- ①めだか保育
- ②くわの実保育園
- ③たいようのおか保育園
- ④ぱすてる保育園(新規)

子ども・子育て支援の充実

保育対策総合支援事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○保育対策総合支援事業

4,852万円

1. 保育体制強化事業 1,320万円

保育体制強化事業は、保育士資格を有しない子育て経験者などの地域の多様な人材を、保育に係る周辺業務(遊具等の消毒・清掃、給食・寝具などの準備や片付けなど)に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する事業です。

町内では、法人保育園(認可保育園)11園(津嘉山、かねぐすく、南風原はなぞの、みつわ、さんご、はえばる、よなは、ももの木、やまがわ、南風原やまびこ)で実施します。町は保育体制強化事業を行う法人保育園などに対して補助金を助成して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は県3/4、町1/4となっています。

2. 保育補助者雇上強化事業 2,710万円

保育補助者雇上強化事業は、短時間勤務(週30時間以下)の保育士資格を有しない保育補助者を雇い上げる事により、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、その保育補助者に対して保育士資格の取得を促し、保育人材の確保を行う事業です。

町内では、法人保育園(認可保育園)8園(津嘉山、かねぐすく、南風原はなぞの、さんご、ていだ、なのはな、よなは、ももの木)、地域型保育事業所1園(めだか)で実施します。町は保育補助者雇上強化事業を行う法人保育園などに対して補助金を助成して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は県7/8、町1/8となっています。

3. 保育士宿舎借り上げ支援事業 787万円

保育士宿舎借り上げ支援事業は、保育所等に採用されて5年以内の常勤保育士に対して、宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することにより、就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備する事業です。

町内では、法人保育園(認可保育園)3園(南風原はなぞの、よなは、ももの木)、認定こども園1園(開邦幼稚園)で実施します。町は保育士宿舎借り上げ支援事業を行う法人保育園などに対して補助金を助成して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は国1/2、町1/2となっています。

4. 認可外保育施設衛生・安全対策事業 35万円

認可外保育施設衛生・安全対策事業は、認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員に対して、定期的な健康診断(労働安全衛生規則第44条)の実施を推進するための費用(上限8千円/1人あたり)の全部又は一部を支援する事業です。

町は認可外保育施設衛生・安全対策事業を行う認可外保育施設に対して補助金を助成し、職員の健康管理の向上と保育施設の衛生管理の充実を図ります。

※ 費用割合は県1/2、町1/2となっています。

待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)

422万円

待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)は、あらかじめ年度当初から保育士の配置基準を超えた加配保育士を配置することで、年度途中に発生する0歳児入所児童の受け入れの促進及び円滑化を図り、待機児童を解消する事業です。

町内では、法人保育園(認可保育園・県)4園(かねぐすく、南風原はなぞの、よなは、ももの木)で実施します。町は待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)を行う法人保育園に対して補助金を助成して0歳児受け入れの充実を図ります。



▲お料理たのしいなあ～

※ 費用割合は県9/10、町1/10となっています。(加配月数は6ヶ月を限度)

保育所等整備交付金事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○保育所等整備交付金事業

2億432万円

保育所等整備交付金事業(新設)は、令和2年度中において90名定員の法人保育園2園(よなは第2保育園、明星保育園)の施設整備を行う事業です。当初予定の平成30年度～令和元年度の2カ年事業を予定しておりましたが、工事等の遅れにより令和2年度までの3カ年事業に変更いたしました



- ・令和元年度(平成30年度からの明許繰越費)(1年目分事業費) 3,980万円
(事業内容:委託費(実施設計分)、建設工事の一部着手(基礎工事等)、備品購入)
- ・令和元年度(2年目分事業費) 2億1,519万円
(事業内容:委託費(実施設計分)、建設工事、備品購入)
- ・令和2年度(3年目分事業費) 2億432万円
(事業内容:建設工事、委託費(設計監理分)、備品購入)

※対象経費の6/8を国、1/8を町が補助し、残りの1/8を園が負担します。

よなは第2保育園



明星保育園



子ども・子育て支援の充実

利用者支援事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○利用者支援事業

210万円

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等の個別ニーズを把握し、保育所(園)、幼稚園での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報を集約し、保護者等へ提供・相談・利用支援等を行う事業です。

主な経費 子ども・子育て支援員報酬等 210万円

※ 費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。



▲屋根より高い～ こいのぼり～！

認可外保育園事業・町単独事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○認可外保育園事業・町単独事業

394万円

認可外保育園に対し、保育の充実、児童の福祉向上を図るために下記のとおり町単独による各種補助を行っています。

1. 認可外保育園運営補助金 311万円
認可外保育園に通う町内園児1人当たり月1,500円の補助を認可外保育園に対して行っています。
2. 認可外保育園傷害保険補助金 14万円
認可外保育園で保育中の園児がケガなどをした場合に対応するため保険をかけており、その保険料の補助を認可外保育園に対して行っています。(1人当たり800円)
3. 認可外保育園歯科健診補助金 13万円
園児の歯科健診を年度中2回実施する内、1回分の補助を認可外保育園に対して行っています。(1人当たり750円)
※あと1回分は県の待機児童対策特別事業補助金を受けて行っています。
4. 町外認可外保育児童助成金 56万円
町外の認可外保育園へ通う町内在住児童の保護者に対して園児1人当たり月1,500円の補助を行っています。

認可外保育園事業・補助事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○認可外保育園事業・補助事業

900万円

1. 南風原町認可外保育事業補助金

757万円

県が示す補助基準額に基づき、認可外保育園の園児の内科健診、歯科健診、給食材料費、賠償保険(保育園で保育中に園児がケガなどをした場合に対応)、調理員検便費の補助を認可外保育園に対して行っています。

※ 負担割合は県9/10、町1/10となっています。

2. 認可外保育園研修事業補助金

143万円

県の研修を受けた認可外保育園に対し、保育材料費の補助を行います。

※ 負担割合は県9/10、1/10を町と園で負担しています。

ひとり親家庭等認可外利用料補助事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○ひとり親家庭等認可外利用料補助事業

166万円

ひとり親家庭等における認可外保育施設利用料の負担を軽減し、生活の安定と自立の促進を図るため、利用料を減免した認可外保育施設に対して、事務費として月額1,500円及び利用料減免額として月額33,000円を上限に原則0歳～2歳の課税世帯に補助を行っています。

主な経費

ひとり親家庭等認可外利用料補助事業補助金

166万円

(内訳)

県支出金 9/10

149万円

町負担 1/10

17万円



子ども・子育て支援の充実

母子父子家庭医療費助成事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○母子父子家庭医療費助成事業

1,330万円

18歳未満の児童を扶養している母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成し母子父子家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

(但し、所得制限がありますので、医療費の助成を受ける場合は毎年現況届を提出し、受給資格者証の更新が必要です。)

医療費助成の範囲

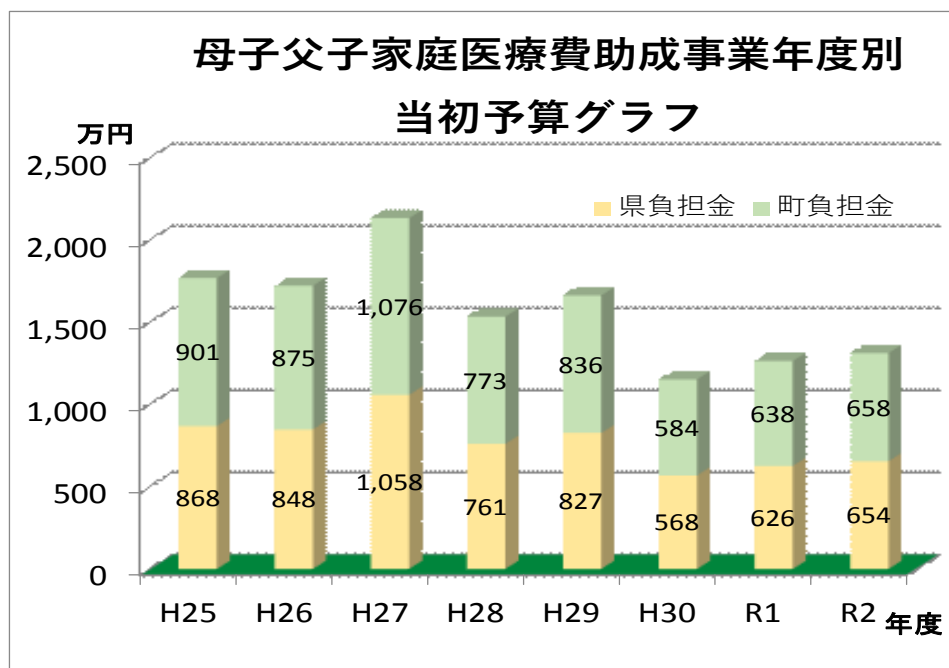
医療費の自己負担分から、一部負担金を控除した額が対象となります。

(但し、医療保険各法の規定による高額療養費及び附加給付、他の法律等で負担する分を控除した額となります。)

一部負担金とは…

通院…1ヶ月1保険医療機関につき1,000円

入院…入院時食事療養費の半額



※2分の1は県負担金

主な経費

○受給者証印刷製本費 2万円

○自動償還に伴う事務手数料 16万円

○母子父子家庭医療費助成金 1,312万円

※母子父子家庭医療費助成金1,312万円のうち県が654万円を負担しています。

こども医療費助成事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

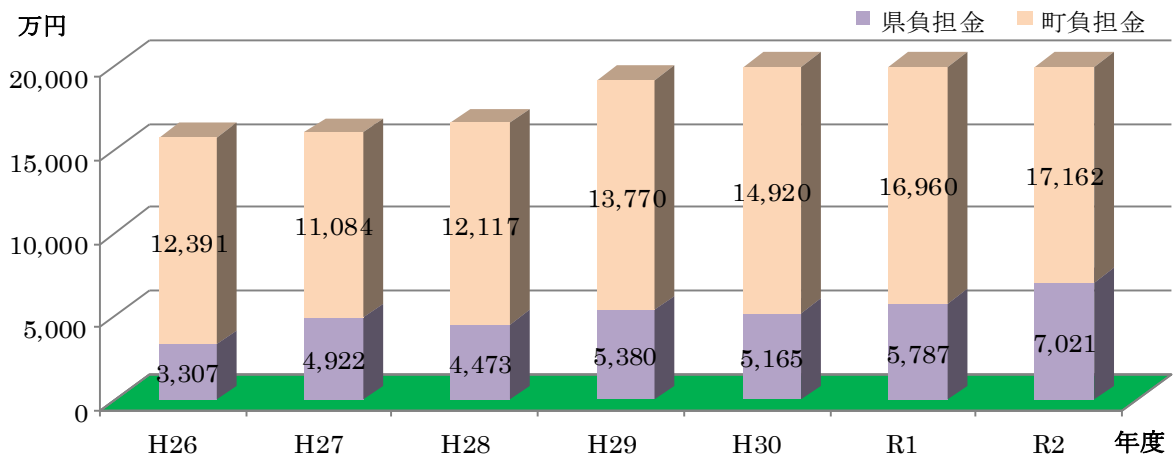
○こども医療費助成事業

2億4,183万円

こども達の健やかな成長に役立てるために、町に住む中学校卒業までのこどもに対し、医療費の助成を行います。なお、助成を受けるためには、「受給資格者証」の申請が必要です。平成30年10月1日から、県内で(保険適用分)窓口無料化が開始されました。

助成対象年齢	0歳～中学卒業まで
通院	全額助成
入院	全額助成
入院時食事療養費	半額助成

こども医療費助成事業年度別当初予算グラフ



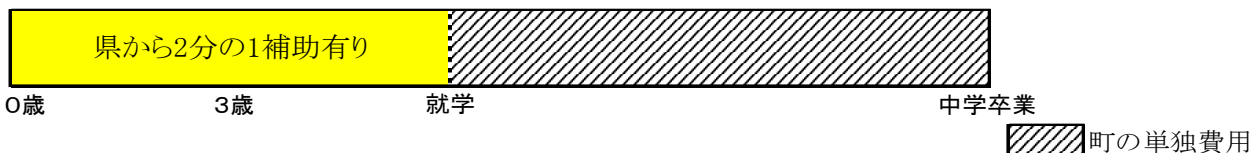
主な経費

- ・受給資格者証等印刷製本費 2万円
 - ・現物給付(窓口無料方式)及び自動償還に伴う事務手数料等 615万円
 - ・こども医療費助成金 2億3,566万円
- ※こども医療費助成金は県が7,021万円を負担しています。

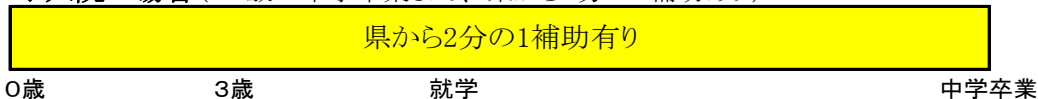
【南風原町におけるこども医療費助成と県補助金について】

◆通院の場合

0歳～就学前までは県から2分の1補助有り。
就学～中学卒業までの医療費については、すべて町の単独費用。



◆入院の場合(0歳～中学卒業まで、県から2分の1補助あり)



子ども・子育て支援の充実

子供の貧困緊急対策事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○子供の貧困緊急対策事業

3,535万円

1. 平成28年度から内閣府の「沖縄子供の貧困緊急対策事業」を活用しています。

町内に1ヶ所、子どもの居場所として「子ども元気ROOM」を設置しています。また、令和元年度からは若年妊産婦の居場所支援としても事業実施しており、支援を必要とする子どもたちや若年妊産婦の基礎調査を行うと共に「子ども元気ROOM」へ繋いだり、状況を見守る役割を担う「子ども元気支援員」をこども課に2人配置し、子どもの孤立(貧困)対策事業に取り組んでいます。

主な経費	子ども元気支援員報酬等	422万円
(国庫補助有り)	子ども元気ROOM事業委託料	3,076万円
	車両レンタル費	37万円

病児保育事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○病児保育事業

847万円

児童が病気の治療中又は回復期にあり、保護者が就労等のため自宅での保育が困難な場合に児童を病院・診療所等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業です。保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。

利用する場合は、事前に役場こども課又はわんぱくクリニックにて登録が必要です。

協力願い

多くの方にご利用いただきたい為、予約された方でお子様の体調が回復して病児保育がなくなった場合は、早めのキャンセルにご協力をお願いします。

病児保育委託費 847万円

実施施設	住所・電話番号
小児科 わんぱくクリニック 「病児保育 わんぱくルーム」	字津嘉山1490番地 メディカルプラザつかざん2F TEL:098-888-1234



はえばる 病児保育

検索



で検索をお願いします！

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

児童館運営事業・単独

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○児童館運営事業・単独

2,540万円

児童館は18歳未満のすべての子どもなどを対象とし、遊びや生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする施設です。町内には4つの児童館(北丘、兼城、本部、津嘉山)があります。

また、児童館の管理運営は、12名(各児童館3名)の児童厚生員が行います。児童厚生員は、いろいろな研修や県内各地の児童館などと情報交換を行い、よりよい児童館づくりや児童の健全育成を行っています。

1. 各館での行事(子ども教室、クラブ活動等)

①子ども教室

北丘児童館:母の日プレゼント教室、野外料理教室他

兼城児童館:クッキング教室、レク指導教室他

本部児童館:絵画教室、卓球教室他

津嘉山児童館:チャンバラ教室、こま・けん玉教室他

②クラブ活動

北丘児童館:しまくとぅば、英語クラブ他

兼城児童館:わくわくクラブ、チャンバラクラブ他

津嘉山児童館:スクラップブック他

※そのほかにも、学期終了時のお楽しみ会や地域交流会、季節行事(クリスマス、バレンタイン、ひなまつり等)などの館内行事を行っています。

「4館合同行事 芸術鑑賞会」



2. 4児童館合同行事

4児童館合同で児童館まつり、館外活動などの行事を行っています。

「4館合同行事 児童館まつり」



■主な経費

児童厚生員報酬関係等	1,947万円
光熱水費	78万円
消耗品費	55万円
委託料	236万円
工事請負費	21万円
その他	203万円

児童館の連絡先

北丘児童館	889-3883(宮平489-1)	本部児童館	889-5008(本部116)
兼城児童館	889-6114(兼城84)	津嘉山児童館	888-2925(津嘉山663-1)

子ども・子育て支援の充実

放課後児童クラブ事業(学童保育事業)・補助

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○学童保育事業・補助

2億3,498万円

1. 学童クラブ補助金 1億8,553万円

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、一定の条件を満たした学童保育事業を実施している学童クラブに対し、町から補助金を助成し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。また、障がい児のいる学童クラブへは、専門知識等を有する支援員等を配置する為の人件費として補助金の加算を行っています。

① みやび学童クラブ	796万円	⑫ いこい学童クラブ(2支援)	1,545万円
② よなは学童クラブ	818万円	⑬ 翔南学童クラブ	795万円
③ よなは第2学童クラブ	818万円	⑭ ドルチェ学童クラブ(2支援)	1,580万円
④ 北丘学童クラブ	761万円	⑮ みつわ学童クラブ	755万円
⑤ 第2北丘学童クラブ	743万円	⑯ 学童クラブわんぱく家	733万円
⑥ 学童クラブVI-VA(2支援)	1,308万円	⑰ 学童クラブうーまく家	795万円
⑦ こもれび学童	801万円	⑱ 竹の子学童クラブ	790万円
⑧ こがね森学童クラブ	762万円	⑲ 第二竹の子学童クラブ	803万円
⑨ 第二こがね森学童クラブ	785万円	⑳ 津嘉山学童クラブ	827万円
⑩ キッズクラブカナカナ	748万円	㉑ 津嘉山うむさ学童クラブ	827万円
⑪ キッズクラブLinkリンク	763万円		

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

↓よなは学童・よなは第二学童クラブ

(学校臨時休業中に國幸興發(株)より弁当寄贈)

2. 学童クラブ支援員等処遇改善事業補助金

3,780万円

一定の条件を満たした学童保育事業を実施している学童クラブに対し、支援員の処遇改善に必要な費用を補助します。

補助対象 21学童クラブ(全学童クラブ)

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。



3. 学童クラブ送迎支援事業補助金 96万円

一定の条件を満たした学童保育事業を実施している学童クラブに対し、児童の安全・安心を確保するために実施している、車両送迎に必要な燃料費を補助します。

補助対象 2学童クラブ(よなは学童、よなは第2学童)

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

4. 学童クラブ運営支援事業補助金(家賃補助)

学童クラブVIVA(キャンプ) ↓

555万円

一定の条件を満たした学童保育事業を実施するために、民家やアパート等を借用して平成27年度以降に新たに開所した学童クラブについて、その賃借料を補助します。

(一ヶ月賃借料半額、もしくは50,000円を上限額)

補助対象 9学童クラブ

(よなは第2、第2北丘、こもれび、第二竹の子、みつわ、うーまく家、いこい2支援分、津嘉山うむさ、キッズクラブLinkリンク)

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。



5. 学童クラブ環境改善事業補助金 62万円

既存施設の改修や備品の購入による設備の整備を実施し、学童クラブの環境改善を図ります。

補助対象 1学童クラブ(ドルチェ学童クラブ)

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

6. 学童クラブ障害児受入強化推進事業 369万円

3人以上の障害児を受け入れている場合に、障害児の受け入れに必要な専門知識等を有する支援員等を配置する為の人件費を補助します。

補助対象 2学童クラブ(いこい学童、ドルチェ学童クラブ)

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

7. 学童クラブ支援員等資質向上研修事業 83万円

学童クラブの職員が子ども達を見守るために必要な知識や技術の習得、課題や事例を共有するための研修を八重瀬町・与那原町とともに広域で行うことにより、職員の資質の向上を図ります。

研修コース: 共通、初任、中堅・主任、障がい児担当研修(4コース)

研修内容: 児童クラブ環境整備、学童保育の目的と役割、安全対策等(17コマ)

子ども・子育て支援の充実

放課後児童の居場所づくり支援事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○放課後児童の居場所づくり支援事業

1,063万円

沖縄振興特別推進交付金を活用し、民家やアパート等を借用して、平成26年度以前から運営を行っている学童クラブに対して一ヶ月50,000円を上限とする家賃補助や、学童クラブが、生活保護世帯及びひとり親家庭等に対し学童保育料を減免した金額の補助(利用児童一人につき保育料の半額(5,000円を上限)を補助)を行う事で、子育て環境の整備、学童クラブ運営の安定化を図っています。

1. 学童クラブ家賃補助金 511万円

※補助対象 10学童クラブ

よなは学童クラブ、北丘学童クラブ、
こがね森学童クラブ、第二こがね森学童クラブ
キッズクラブカナカナ、ドルチェ学童クラブ
翔南学童クラブ、学童クラブわんぱく家
津嘉山学童クラブ、竹の子学童クラブ

ドッチボール大会(18クラブ参加) ↓



2. 学童クラブ保育料減免補助金 552万円

※補助対象 21学童クラブ(全学童クラブ)

学童保育料の半額(上限5,000円)の補助
5,000円×92人×12ヶ月

ファミリーサポートセンター事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○ファミリー・サポート・センター事業

489万円

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助をしてほしい人(おねがい会員)と子育てのお手伝いができる人(サポート会員)が会員登録し、有償でお互い地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の相互援助活動を行う事業です。平成22年度より町社会福祉協議会へ業務委託がスタートし、会員の登録、講習会等の実施、サービスの実施など相互援助活動がスムーズに行われるよう様々なサポートを行うとともに、安心して子育てができるよう仲介・調整を行い、子育て世代の福祉の向上を図っています。

【主な援助の内容】

- ①保育施設等の保育開始時間前や保育終了後の子どもを預かること
- ②保育施設等までの子どもの送迎を行うこと
- ③学童保育終了後に子どもを預かること
- ④こどもが軽度の病気の時に預かること

- ⑤冠婚葬祭又は行事等の時に子どもを預かること
- ⑥保護者の病気の時、急用があるときに預かること

主な経費 ファミリー・サポート・センター事業委託料 489万円
(内訳) アドバイザー報酬等 379万円 消耗品等事務費 110万円
※ 費用負担は国1/3、県1/3、町1/3となっています。

★ファミリーサポートセンターについてのお問い合わせ 889-3213(町社会福祉協議会)

ファミサポ はえばる

検索



で検索をお願いします！

地域子育て支援拠点事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○地域子育て支援拠点事業

1,973万円

地域子育て支援拠点事業は、町の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどへの支援や地域の保育需要に応じた保育事業などの実施、町の保育についての情報を提供したり、家庭内保育を行っている人への支援を行います。町内では、町立宮平保育所(ふくぎの家)や法人保育園(認可保育園・県)2園で行っています。町は、地域子育て支援拠点事業を行う法人保育園に対して補助金を助成し、保育の充実を図ります。

主な経費 宮平保育所臨時職員賃金及びその他の経費 342万円
認可保育園地域子育て支援拠点事業補助金 1,631万円

※ 費用負担は国1/3、県1/3、町1/3となっています。

★宮平保育所(ふくぎの家) TEL 889-3213

ふくぎの家 はえばる

検索



で検索をお願いします！

★津嘉山保育園(たんぽぽ広場) TEL 889-1336

たんぽぽ広場 はえばる

検索



で検索をお願いします！

★かねぐすく保育園(がじゅまる広場) TEL 889-4378

がじゅまる広場 はえばる

検索



で検索をお願いします！

子ども・子育て支援の充実

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○児童手当事業

9億6,370万円

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に対し、以下の金額を支給する制度です。

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※所得が限度額を上回っている場合は特例給付(児童1人当たり一律5,000円)を支給します。

費用負担内訳

	国庫負担金	県負担金	町負担金
割合	70%	15%	15%
金額	67,506万円	14,388万円	14,388万円

○児童扶養手当事業

父母の離婚等で、父親や母親と生計を共にできない児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)が育成される家庭(ひとり親家庭など)に以下の金額を支給する制度です。

なお支給は沖縄県がおこなうため、町においての予算はありません。

区分	全部支給(月額)	一部支給(月額)
児童が1人の場合	43,160円	43,150円 ~ 10,180円
児童2人目の加算額	10,190円	10,180円 ~ 5,100円
児童3人目以降の加算額 (1人につき)	6,110円	6,100円 ~ 3,060円

※手当額は、所得等に応じて減額・支給停止になります。

児童扶養手当 認定世帯数(各年8月現在)

区分	死 別	離 別	未婚の母	障害(父)	重 複	遺 棄	拘 禁	計
平成30年	5	482	58	7	19	1	0	572
令和元年	6	503	71	11	15	1	0	608

○特別児童扶養手当事業

身体や精神に障害がある20歳未満の児童が育成される家庭に以下の金額を支給する制度です。

なお支給は沖縄県がおこなうため、町においての予算はありません。

1級の児童1人(月額)	2級の児童1人(月額)
52,500円	34,970円

※手当は、所得等に応じて支給停止になります。

特別児童扶養手当 認定受給者数(各年8月現在)

区分	知的障害	内部障害	聴覚障害	視覚障害	肢体不自由	重複	計
平成30年	211	18	25			5	259
令和元年	232	17	23			4	276

認定こども園事業・補助

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○認定こども園事業・補助

7,382万円

認定こども園は、教育を必要とする満3歳から小学校就学前の児童(1号認定児童)と保護者が就労、病気や出産などを理由に保育を必要とする小学校就学前の児童(2号・3号認定児童※)を受入れ、幼児教育・保育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育所(園)の両方の良さを持った施設です。南風原町内にはこれまで認定こども園はありませんでしたが、平成31年度より開邦幼稚園が私立幼稚園から認定こども園へ移行しました。

認定こども園の運営は、保護者からの保育料及び国・県・南風原町からの補助を受けて運営しています。

※南風原町内の認定こども園では3号認定(0歳児から2歳児)の受入れは行っておりません。

主な経費

施設型給付費(認定こども園運営費)

7,382万円

(内訳)

国庫支出金 3,620万円

県支出金 1,809万円

町負担 1,953万円



子ども・子育て支援の充実

正規雇用化促進事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

454万円

○正規雇用化促進事業

正規雇用化促進事業は、保育士の正規雇用化を図る認可保育園等を支援することにより、保育士の新規確保及び離職防止を図り、待機児童解消に必要な保育士を確保する事業です。町内では、法人保育園(認可保育園・県)8園(かねぐすく、さんご、はえばる、なのはな、よなは、ももの木、やまがわ、南風原やまびこ)、地域型保育事業所1園(めだか)で実施します。町は正規雇用化促進事業を行う法人保育園などに対して補助金を助成して保育現場の充実を図ります。



▲松順サンタとハイチ〜ズ!

※ 費用割合は県8/10、町1/10となっています。

幼児教育・保育無償化事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

8,641万円

○幼児教育・保育無償化事業

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる利用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施します。

対象者

- ・3歳児クラス～5歳児クラスのすべての子ども
- ・満3歳で幼稚園や認定こども園(教育認定)へ入園した子ども
- ・0歳児クラス～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子ども

対象範囲

- ・保育所、認定こども園の保育料: 上限額なし(保育料全額無償化)
- ・幼稚園の保育料: 月額25,700円までの範囲で無償化
- ・認可外保育施設等の保育料: 0～2歳児クラス: 月額42,000円までの範囲で無償化
3～5歳児クラス: 月額37,000円までの範囲で無償化
- ・預かり保育料: 月額11,300円までの範囲で無償化(月額上限450円)



主な経費

- ・会計年度任用職員報酬(※時間外、期末手当、通勤手当等含む) 803万円
- ・消耗品費 43万円
- ・印刷製本費 30万円
- ・通信運搬費 70万円
- ・子ども・子育てシステム改修委託料 1,111万円

※上記の費用は国が10／10負担しています。

- ・子育てのための施設等利用給付費 6,584万円

※上記の費用は、国1／2、県1／4、町1／4負担しています。

障がい者(児)・高齢者支援の充実

包括的支援事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○包括的支援事業

3,330万円

1. 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者およびその家族からの相談や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援等を行う高齢者の総合的な相談支援の拠点です。

- 具体的には
- ① 高齢者に関する介護・保健・福祉・医療等の総合相談。
 - ② 高齢者虐待への対応、成年後見制度の利用促進、困難事例の対応等権利擁護に関する支援。
 - ③ 要支援1, 2と認定された方・基本チェックリスト該当者のケアプラン作成。
 - ④ 関係機関との調整や、ケアマネジャーの支援。
 - ⑤ 地域ケア会議の開催

主な経費

地域包括支援センター運営費	2,257万円
包括支援センターシステムに係る経費等	300万円
地域ケア会議講師謝礼金	37万円



2. 在宅介護支援センター運営事業(地域型)

在宅介護支援センターは、高齢者が住みなれた町で安心して暮らしていけるように、自宅に居ながら、介護・保健・福祉の相談などを行う身近な相談窓口です。

各種の福祉サービスが利用できるように、地域包括支援センターと連携をとりながら「介護の予防」と「生活の支援」に重点を置いて支援を行います。

- 具体的には
- ① 自宅での介護に関する相談を行います。
 - ② 介護サービスを受ける為の利用手続きをお手伝いします。
 - ③ 保健・福祉・介護サービス等の紹介をします。
 - ④ 介護保険に該当しない方々への生活支援サービスを紹介します。
 - ⑤ 高齢者の生活状況を把握し課題の早期発見・解決の支援を行います。

主な経費

在宅介護支援センター運営事業委託料 (町社会福祉協議会へ委託)	732万円
------------------------------------	-------

3. 地域包括ケア推進協議会

地域包括支援センターの適切な運営に関する事項等や福祉事業の円滑な推進のため推進協議会を設置しています。

主な経費	地域包括ケア推進委員謝礼金	4万円
------	---------------	-----

障がい者（児）・高齢者支援の充実

生活支援体制整備事業

（担当：民生部 保健福祉課 課長：大城 美恵子）

○生活支援体制整備事業

716万円

生活支援サービスのコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置を行い、多様な地域資源を活用しながら高齢者の生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制作りを推進することを目的とします。

1. 生活支援コーディネーターの配置（町社会福祉協議会に委託）

生活支援コーディネーターは、民間企業やボランティア、自治会、社会福祉協議会等、地域の多様な提供主体による多様な取組みのコーディネート機能を担い、地域での一体的な活動を推進します。具体的に以下の業務を行います。

①資源開発

- ・地域に不足する生活支援サービス、支援の創出
- ・サービスや生活支援の担い手の養成
- ・元気な高齢者が担い手として活動する場の確保等

②ネットワーク構築・関係者間の情報共有

- ・関係者間の情報共有
- ・サービス提供主体間の連携体制づくり等

③ニーズと取組のマッチング

- ・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング等

2. 協議体の設置

生活支援コーディネーターと協力しながら、多様な生活支援サービスの提供主体等と定期的な情報共有及び連携・協働による新たな生活支援サービスの創出を行うネットワークの場として「協議体」を設置します。

主な経費 生活支援コーディネーター委託料等 716万円

障がい者（児）・高齢者支援の充実

3. 介護用品支給事業 62万円

自宅で高齢者を介護している家族の負担を軽減し要介護者の家庭生活の継続と向上を図るため介護用品を支給します。（介護保険第2号被保険者で特定疾病に該当する者を含みます）

主な経費 介護用品消耗品費 62万円

対 象 者：本町に住所が有り要介護4又は5に相当し、町民税非課税世帯で自宅に住む高齢者などを介護している家族。（入院中は給付を受けることができません）

給付の方法：町に申請して給付券を受取り、町が指定した薬局で給付券を提示し必要な用品と交換します。

給 付 額：1人あたり年額10万円（上限）

用品の種類：紙おむつ、尿とりパット、消臭剤等

4. 南風原町介護者の会（にじの会）補助金 9万円

にじの会は、在宅で家族を介護している方等が会員となって組織する当事者団体です。

会員相互の交流をはじめ、介護に関する情報交換及び福祉制度・サービスに関する学習会等をととして介護者の心身リフレッシュや介護負担の軽減を図ることで「よりよい介護」を目指した様々な事業・活動を実施しています。

障がい者(児)・高齢者支援の充実

在宅医療・介護連携推進事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

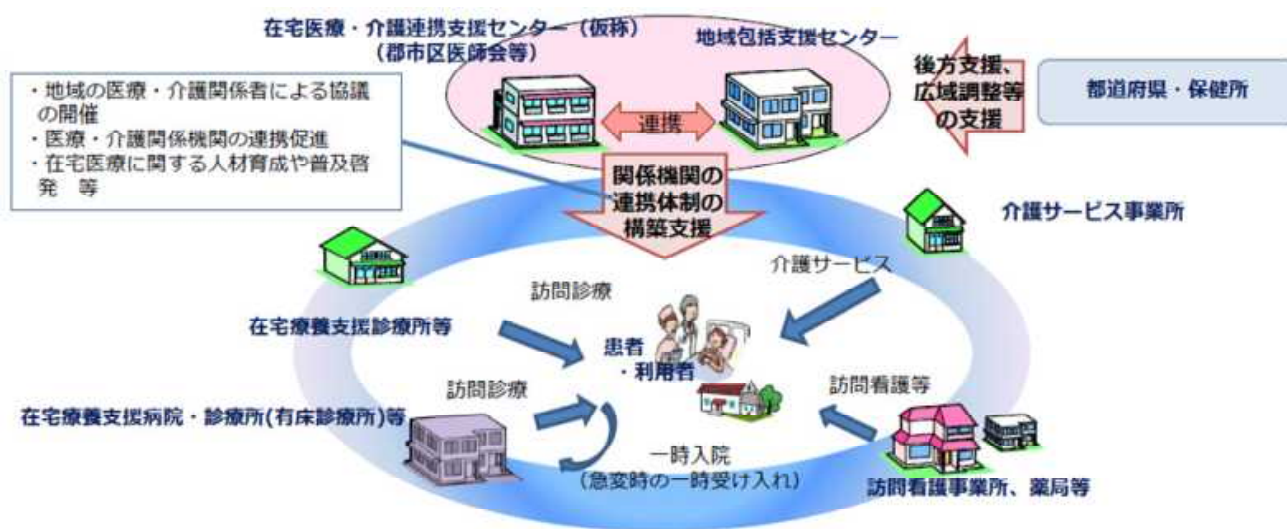
○在宅医療・介護連携推進事業

191万円

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、関係機関が連携し、在宅医療と介護を一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としています。本事業は下記の(ア)～(ク)の8つの取組からなります。

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

主な経費 在宅医療・介護連携推進事業委託料 191万円



障がい者（児）・高齢者支援の充実

高齢者地域支援体制整備・評価事業

（担当：民生部 保健福祉課 課長：大城 美恵子）

○高齢者地域支援体制整備・評価事業

485万円

1. 軽度生活援助事業 108万円

この事業は、日常生活をしていくことに支障がある高齢者世帯に対して、家事をするホームヘルパー（お手伝い）を派遣し、高齢者の健康の維持や生活の安定を目的とします。65歳以上で介護保険の要介護認定を受けていない方が対象です。費用は1時間当たり120円で利用できます。

主な経費 軽度生活援助事業委託料 108万円

サービスの内容

- ①食事の準備、片付け
- ②ふとんなどの日干しや衣類の洗濯、出し入れ
- ③家の中の掃除
- ④買い物支援



2. ふれあいコールサービス事業 41万円

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などへ定期的に電話をかける事で、健康状態の確認や心のふれあいを図ります。週3回利用することができ個人負担はありません。

主な経費 ふれあいコールサービス事業委託料 41万円

3. 高齢者日常生活用具給付事業等 36万円

この事業は、日常生活用具を必要とする高齢者に、給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図り、自立支援や介護予防を促進することを目的とした事業です。対象者は、介護保険サービス対象となっていない方で特に必要性がある方となります。

主な経費 日常生活用具給付費 35万円
福祉電話設置費 1万円

○給付及び貸与できる用具

歩行支援用具（手すり、スロープ等）、腰掛便座（ポータブルトイレ等）、入浴補助用具（シャワー用椅子等）、電磁調理器、火災警報機、自動消火器、福祉電話などがあります。

（福祉電話は所得の低い1人暮らし高齢者又は高齢者世帯で、緊急連絡手段の確保が必要な方が対象となります。基本料金・通話料は本人負担となります。）

※1割負担で購入できますが、所得に応じた負担や支給額には限度があります。

障がい者(児)・高齢者支援の充実

4. 外出支援サービス事業 300万円

- ① 町に住所を有するおおむね65歳以上の在宅高齢者で、一般の交通機関を利用する事が困難な方に対し、リフト付きワゴン車で自宅と医療機関等の送迎を行います。

利 用 料 : 無料

利用時間 : 月～金曜日の午前9時から午後5時(祝日・年末年始は休み)

利用範囲 : 町内及び隣接する市町村

- ② 高齢者の方で歩行に不安があるために、自分で「一般高齢介護予防通所事業」の提供場所(地域公民館・集会所)まで歩くことが困難で、家族などの援助が困難な方の送迎を行います。(利用料は無料です)

主な経費

外出支援サービス事業委託料 300万円
(町社会福祉協議会へ委託)



障がい者(児)・高齢者支援の充実

重度心身障がい者(児)医療費助成事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○重度心身障がい者(児)医療費助成事業

5,848万円

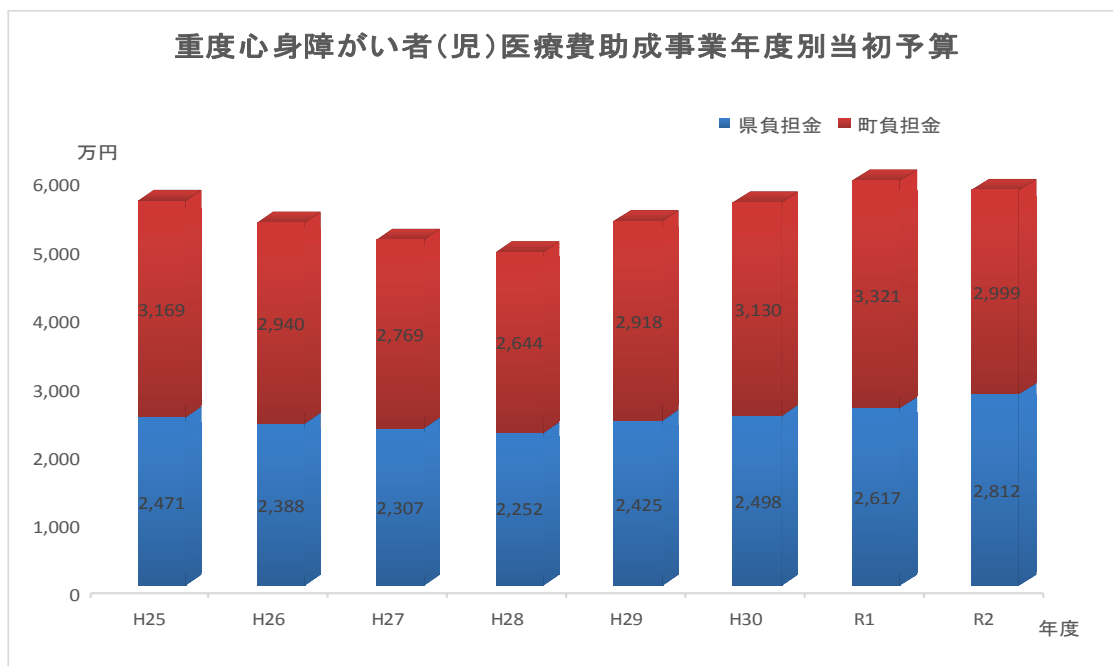
心身に重度の障害のある方の医療費の自己負担額分(保険適用外診療や高額療養費、付加給付は除く)に対し、助成を行います。

【医療費助成対象者】

医療保険に加入している方で障害の程度が次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳1級または2級の方
2. 療育手帳A1またはA2の方
3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の方
4. 療育手帳B1かつ特別児童扶養手当1級の支給を受けている方
5. 療育手帳B1かつ障害年金1級を受給している方

※受給には資格認定申請が必要です。また所得による制限があります。



障がい者(児)・高齢者支援の充実

自立支援医療費事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○自立支援医療費事業

7,438万円

①更正医療給付事業 6,305万円

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、その障がいを軽減・除去し、日常生活能力や職業能力の回復向上をはかるために必要な医療(医療に要する費用)が必要とされた場合に、更生医療費の給付(支給)を行ないます。

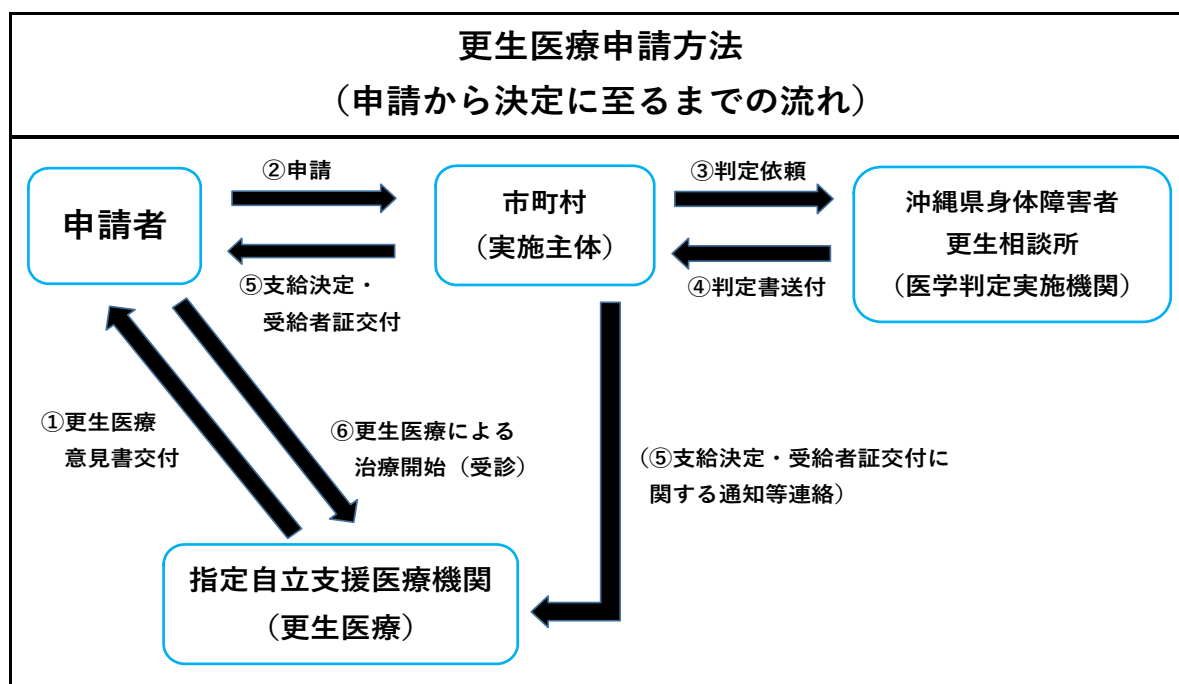
なお、世帯の所得に応じ自己負担があります。

【公費負担の内容】

角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術(ペースメーカー埋込み手術等)
人工透析療法、じん臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法、抗HIV療法など

※人工透析の1人当たりの年間の医療費は約500万円です。

※近年は生活習慣病(糖尿病)による人工透析療養者も増えています。



②育成医療給付事業 370万円

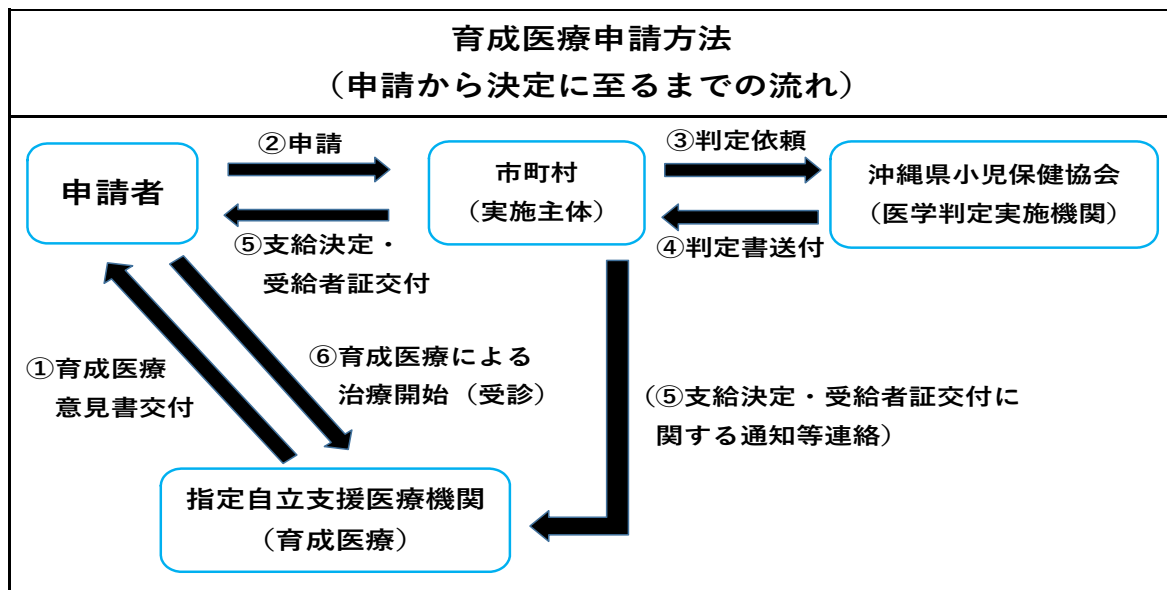
医療を行わないと将来障がいを残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)で、その身体障がいを軽減・除去する手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

障がい者（児）・高齢者支援の充実

対象となる障がいと標準的な治療の例

- ・股関節脱臼・耳奇形・口蓋裂等⇒形成術
- ・唇顎口蓋裂の手術以外に歯科矯正が必要な場合
- ・心臓手術、人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)
- ・小腸機能障害⇒中心静脈栄養法
- ・HIVによる免疫機能障害の抗HIV療法、免疫調節療法等
- ・その他の先天性内臓障害等の外科手術等

なお、世帯の所得に応じ自己負担があります。



③療養介護医療給付事業 742万円

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関(施設)での医療にかかる給付を行う事業です。

④自立支援医療費審査事務手数料 21万円



障がい者(児)・高齢者支援の充実

市町村地域生活支援事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 美恵子)

○市町村地域生活支援事業

4,888万円

障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」とする。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的、効率的に実施し、障がい者等の福祉増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に実施しています。

1. 意思疎通支援事業 【408万円】

①手話通訳設置事業 (251万円)

意思疎通を図ることに支障のある聴覚障がい者等の支援を目的に手話通訳者を配置し庁舎内での支援や外出先での手話通訳者派遣支援の調整を行っています。

(主な経費) 手話通訳士会計年度任用職員報酬等 249万円

頸肩腕症検診料 2万円

②手話・要約筆記奉仕員派遣事業 (119万円)

聴覚障がい者の要望に応じて、通院や学校行事(三者面談、家庭訪問など)、会議や講演会などへの手話・要約筆記奉仕員の派遣(斡旋)をします。また、時間外及び休日の緊急時の派遣は、沖縄県身体障害者福祉協会に委託しています。

(主な経費) 手話・要約筆記奉仕員派遣報償費 79万円

時間外緊急コミュニケーション支援事業委託料 39万円

保険料 1万円

③手話奉仕員養成講座 (38万円)

聴覚障がい者への初歩的なコミュニケーション方法を学習すると共に、聴覚障がい者の社会参加を支援する手話奉仕員の養成講座です。

南城市との共同開催で実施します。



障がい者（児）・高齢者支援の充実

2. 相談支援事業 【1,658万円】

①障害者支援相談事業委託料 （1,100万円）

地域の障がい者等の福祉に関するいろいろな問題について障がい者等や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うため支援相談員を配置します。
町社協へ委託して事業を実施します。

②基幹相談支援センター設置事業 （558万円）

町社協に委託する障害者支援相談事業における支援相談員への指導助言・人材育成、権利擁護及び虐待防止体制の支援等を行うため基幹相談支援員を配置します。

また、町社協、地域包括支援センター、児童福祉等相談員（こども課）及び各機関と連携し総合的な相談支援体制づくりに取り組んでいきます。

3. 発達障がい児支援事業 【539万円】

親子通園事業施設「ゆうな園」において、発達が気になる子が親子で通園し、小集団での保育や個別支援を体験することで、徐々に集団活動ができるようになり、障がい児保育、幼稚園へ繋げることを目的に活動します。子どもの発達に関する支援を行います。

- （主な経費） 発達支援心理士報酬等 （244万円）
保育士報酬等 （247万円）
発達支援強化謝礼金
《言語聴覚士・作業療法士等》 （38万円）
消耗品費・通信運搬費等 （10万円）



▲ゆうな園での活動風景

4. 南風原町障がい者自立支援協議会謝礼金 【24万円】

地域の相談支援をはじめとする、地域の障がい福祉に関する協議をします。

※障がい者等の自立した地域生活を支援するための方策や、処遇困難な障がい者等への支援の方策等を協議します。

5. 日常生活用具給付等事業 【661万円】

障がい者等に対して日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付をします。

- （主な用具） ストマ、紙おむつ、吸引・吸入器、血圧計、
視覚障がい者用体温計、
聴覚障がい者用情報通信機器(FAX)等



▲シルウォッチ

障がい者（児）・高齢者支援の充実

6. 移動支援事業 【432万円】

屋外の移動に困難がある障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促すために、外出支援を行う事業です。

（主な経費） 移動支援事業費 （429万円）

地域生活支援事業支払委託料 （3万円）

7. 地域活動支援センター機能強化事業 【450万円】

地域で生活する障がい者等が、憩いと利用者間の交流の場として利用する場所で地域の方との交流会などがあります。また、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など便宜を図り機能訓練・社会適応訓練の活性化を目的とする事業です。

対象施設は、てるしのワークセンターです。

8. 福祉機器リサイクル事業委託料 【16万円】

不用になった福祉機器を譲り受け修理し、必要とする方へ貸し出しを行っています。町社協へ委託して事業を実施します。

（対象用具） ・特殊ベッド《介護ベッド》 ・シャワーチェアー ・車椅子等

9. その他事業 【356万円】

①日中一時支援事業 （202万円）

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を支援することを目的とする事業です。

また、人工呼吸器を装着するなどの重度の障がい児を対象とした、医療型日中一時支援事業も行っています。

②社会参加促進事業 （94万円）

イ. 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点字での訳、声での訳などの方法を使って、町の広報や障がい者が地域生活をする上で、必要度の高い情報などを定期的に提供します。

（主な経費） 点字・声の広報等発行事業委託料 54万円



▲録音風景

ロ. レクリエーション活動支援事業

障がい者等が、個々の能力や適性に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようスポーツ教室を開催しています。

集団及び個々でできるリズム体操や道具を使った協調運動等を行っています。

（主な経費） Mixスポーツ教室委託料 20万円

ハ. 自動車運転免許取得・改造助成金 20万円

障がい者(児)・高齢者支援の充実

③障がい者虐待防止に係る経費 (60万円)

(主な経費) 障がい者虐待防止等ワーキング会謝礼金 14万円
障がい者虐待緊急一時保護委託料 45万円
医師意見書作成手数料 1万円

10. 障害程度区分認定調査等事業 【289万円】

障がい者の介護の必要度を認定するための調査を行います。区分の認定には障害程度区分認定審査会の審査を必要としますので、2カ月程度の期間を要します。

(主な経費) 区分認定調査員報酬等 252万円
主治医意見書作成手数料 37万円

11. 成年後見制度利用支援事業費 【55万円】

障がい等により、物事を判断する能力が十分でない方に対して、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

介護給付・訓練等給付事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 美恵子)

○介護給付・訓練等給付事業

11億25万円

心身に障がいや難病等がある方に、障がいの程度や介護の必要度、また身の周りの状況等によって、生活を支えるための様々な障害福祉サービス等を提供します。

障害福祉サービスは、居宅介護(ホームヘルプ)や短期入所(ショートステイ)、施設入所支援等の介護給付費と就労移行(継続)支援や自立訓練等の訓練等給付費に分けられ、その種類と内容は次のとおりです。

1. 障害者自立支援給付費 (障害福祉サービス) 【7億2,302万円】

①居宅介護 (3,525万円)

障がいのある方で、日常生活に対する支援が必要な方に対して入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、掃除等の家事援助を訪問介護員(ホームヘルパー)が行います。



②重度訪問介護 (98万円)

重度の障がい等で常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事等の介助や外出時の異動の補助をします。

障がい者(児)・高齢者支援の充実

③同行援護 (1,542万円)

視覚障がいの為、移動に著しい困難を有する障がい者と同行し、余暇活動等の外出時に移動に必要な情報の提供をすると共に、排せつ、食事等の必要な支援を行います。

④行動援護 (138万円)

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等であつて、常時介護を必要とする方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、移動中の介護排せつ等の必要な援助を行います。

⑤療養介護 (2,491万円)

医療機関(施設)において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話等必要な医療を要する方に健康の維持及び療育支援を行います。

⑥生活介護 (2億4,220万円)

常時介護を必要とする障がい者で、主として昼間、支援施設等において入浴、排せつ、食事等の日中介護を行い、創作活動又は、生産活動の機会を提供します。

⑦短期入所 (1,148万円)

介護を行う家族等が、疾病等の理由により、一時的に介護が出来なくなった場合等に障がい者(児)を施設で預かり、必要な支援を行います。

⑧施設入所支援 (9,215万円)

施設に入所している障がい者等に対して、主として夜間に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

⑨自立訓練《生活訓練》 (686万円)

食事や家事等の日常生活向上のための支援や相談を行い、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等の安定を図ると共に障がい者等の生活の安定を図ります。

⑩自立訓練《機能訓練》 (160万円)

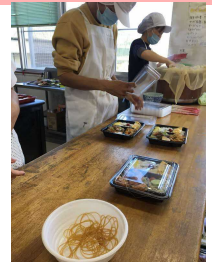
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

⑪就労移行支援 (2,281万円)

就労を希望する障がい者等に対して、一定期間にわたり職業訓練等を通じて、一般就労に必要な知識、能力向上のための訓練を行います。

⑫就労継続支援《A型・B型》（2億2,235万円）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等において施設へ通所することによって就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対しては一般就労等への移行に向けて支援を行います。



⑬共同生活援助（3,493万円）

障がい等を持った方が、生活援助体制を備えたアパート等において共同生活による自立した生活が送れるよう支援します。

⑭計画相談支援給付（1,061万円）

指定特定相談支援事業所が、障害福祉サービスの利用調整や計画的な利用を支援するために作成するサービス等利用計画やモニタリング報告書を基に町は利用者の意向に沿った福祉サービスを決定し支援します。

⑮高額障害福祉サービス費（9万円）

障害福祉サービス、障害児通所（又は入所）支援、補装具等のサービスを併用して利用した際に、一月の自己負担額が法定の利用者負担額を超えた場合に高額障害福祉サービス費として支給されます。

2. 障害児通所給付費【3億6,417万円】

①児童発達支援（8,637万円）

療育が必要な未就学児に対して、個別に集団療育を行い、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練等、個々の特性にあった支援を行います。

②放課後等デイサービス（2億6,536万円）

療育が必要な就学児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。



③保育所等訪問支援（364万円）

保育所等に通う障害のある児童について、通い先の施設等を訪問し、障害のある児童及び保育所等の支援者に対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。

障がい者（児）・高齢者支援の充実

④障害児相談支援給付（868万円）

障害児通所支援の支給決定を受けた方に対して、指定障害児相談支援事業所が福祉サービスの利用調整や計画的な利用を支援する障害児支援利用計画やモニタリング報告書を作成します。

町は障害児支援利用計画を基に利用者の意向に沿った福祉サービスを支給決定します。

⑤高額障害児通所給付費（12万円）

障害福祉サービス、障害児通所（又は入所）支援、補装具等のサービスを併用して利用した際に、一月の自己負担額が法定の利用者負担額を超えた場合に高額障害福祉サービス費として支給されます。

3.補装具給付費【1,066万円】

身体に障がいのある方（児童含む）が日常での生活を向上させるために失われた身体の機能を補うための福祉用具の給付や修理を行います。障がいの内容や程度に応じて、補装具の支給、修理を行います。本人の体に合うよう、オーダーメイドが可能な補装具もあります。

【補装具の例】 義手、義足、義眼、車いす、電動車いす、座位保持装置、補聴器、盲人安全杖、歩行器、重度障害者用意思伝達装置等



4. 委託料【169万円】

障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費の支払いに係る審査事務等に要する処理委託料です。

5. 使用料及び賃借料【71万円】

障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費の請求に係る二次審査事務を支援することを目的とした総合支援ソフトの使用料及び賃借料です。

障がい者（児）・高齢者支援の充実

敬老会事業

（担当：民生部 保健福祉課 課長：大城 美恵子）

○敬老会事業

109万円

町内に在住する70歳以上の高齢者を対象に敬老会を開催し、長寿のお祝いをします。敬老会では琉球舞踊や演劇、民謡の演奏などの余興で長寿を祝っています。

主な経費

敬老会飲食代等 94万円

敬老会余興謝礼金 15万円



▲約580人の方が参加した敬老会のようす



▲観客も夢中になった余興

高齢者慶祝記念品支給事業

（担当：民生部 保健福祉課 課長：大城 美恵子）

○高齢者慶祝記念品支給事業

315万円

高齢者の長寿を祝い、長年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝し記念品等を贈ります。トーカチ(88歳)の方に記念品、カジマヤー(97歳)、新百歳になられた方に祝状を贈呈します。

主な経費 高齢者慶祝記念品代等 315万円



IV 工夫と連携で産業が 躍動するまち

南風原産品を創り伸ばす農業の振興

農業委員会運営事業

(担当:経済建設部 農業委員会 局長:金城 克彦)

○農業委員会運営事業

1,221万円

農業委員会とは、「農業委員会等に関する法律」に基づいて市町村に設置が義務づけられている行政委員会、農業者と団体等の代表によって構成されている公平・公正な農業委員会です。主な業務は、毎月農業委員会総会(会議)を開催し、農地法に基づく許可申請、届書等の審査や、農地と農家の実情把握、農家相談、農地の利用・権利関係の調整・あっせん等を行っています。

また農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、重点業務である「農地等の利用の最適化」(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進のために「農地利用最適化推進委員」が置かれています。

1. 農業委員・農地利用最適化推進委員報酬(16名)
713万円

2. 会計年度任用職員報酬(1名) 193万円

3. 旅費及び費用弁償 227万円

毎月開催される農業委員会総会や、農地の調査・研修およびパトロール等における交通費として支出しています。

4. 会長交際費 1万円

5. 需用費 13万円

農業者年金の普及推進用のパンフレットや認定農業者への情報提供活動(全国農業新聞購読料)として支出しています。

6. 役務費 3万円

遊休農地意向調査票、農業者年金案内の郵送代として支出しています。

7. 委託料 63万円

農地等総合管理システム保守・機器保守の委託料として支出しています。

8. 各種負担金 8万円

沖縄県農業会議負担金、南部地区農業委員会会長会負担金、沖縄県農業委員会等職員協議会負担金として支出しています。



▲農地パトロールの様子



▲農業委員会総会の様子

南風原産品を創り伸ばす農業の振興

新規就農一貫支援事業

(担当:経済建設部 産業振興課 課長:金城 克彦)

○新規就農一貫支援事業に係る経費

800万円

南風原町における農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や将来の担い手不足など深刻な問題を抱えており、このままでは農業生産力や農業集落の維持が困難になることが懸念されます。

そこで農業の担い手の育成・確保が課題であることから、新規就農者が今後も農業を続けていけるよう、経営安定に必要な農業機械・施設に係る費用の一部を支援します。

対象条件は、年齢が65歳未満、就農5年未満の者で、年間の農業従事日数が150日以上の方で農地を取得又は賃借する見込みがあり、農業経営に参画している者です。

財源は県補助金が事業費の80%となっており、補助金の上限額は、800万円までとなっております。



▲令和元年度実施事業

沖縄県特定地域経営対策事業

(担当:経済建設部 産業振興課 課長:金城 克彦)

○高生産性農業用機械施設導入費補助金

1億1,109万円

自然災害及び病虫害等の影響を受けにくい生産環境を整備するため、野菜温室の施設を導入する農家へ施設導入費用の一部を補助します。

ネギ栽培農家(5農家)

※人・農地プランに位置づけられている農家
導入施設

ハウス面積:1,749㎡

野菜温室(2棟)



▲平成29年度実施事業

南風原産品を創り伸ばす農業の振興

地力増強対策事業

(担当:経済建設部 産業振興課 課長:金城 克彦)

○地力増強対策事業

300万円

農産物の生産を増やすため土地に栄養を与え、作物を育てる力を強くするための事業です。本町では、農家が農協等から堆肥を購入する際に、その費用の一部を補助します。

主な経費

堆肥購入 300万円

※一袋(15kg)に対し50円の補助



▲地力増強のため購入した堆肥

多面的機能支払交付金

(担当:経済建設部 まちづくり振興課 課長:仲里 明)

○多面的機能支払交付金

136万円

地域共同で行う水路、農道等の維持管理活動等に支援を行います。(農業・農村の有する多面的機能を支える農業者や地域住民、団体等で活動する組織への補助金)



南風原産品を創り伸ばす農業の振興



除草剤散布



清掃状況

- ・今年度の事業内容 事業費 136万円
 - 《収入》 国庫・県補助金 : 102万円 一般財源 : 34万円
 - 《支出》 地域への補助金 : 136万円
- ※ 財内訳:国補助50%、県補助25%、町費25%

住宅リフォーム支援事業

(担当:経済建設部 まちづくり振興課 課長:仲里 明)

○住宅リフォーム支援事業

200万円

南風原町民が、自己の居住する個人住宅の質の向上を目的に町内の施工業者を利用して行うリフォーム工事に対して補助金を交付する事業です。

対象工事は、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、耐久性を向上させる改修工事です。20万円以上の工事が対象で、補助率は20%、補助金の上限額は20万円となっております。



商工会の育成強化

(担当:経済建設部 産業振興課 課長:金城 克彦)

○商工会の育成強化

1,680万円

1. 南風原町商工会補助金 680万円

商工会は、地域の商工業の振興と住みよい地域づくりのため、町内の商工業者によって組織された総合的経済団体です。指導団体として、その地域内にあるすべての商工業者について、公正な立場から地域商工業の総合的な改善や発展を図り、社会一般の福祉の増進に取り組んでいます。活力ある魅力的なまちづくりに寄与している町商工会に対し、町も補助金を支出しています。



↑後継者育成塾(事業承継事業)の様子



↑年末調整作成説明会の様子

賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

南風原町商工会の主な仕事

- 金融相談: 中小規模企業にとって事業資金の確保は、経営上一番重要な問題です。融資を申込む際、依頼する適当な保証人がいないうえ、自己の担保能力も乏しいというのが実態です。そこでこのような経営基盤の弱い小規模企業のために、国や県などの、低金利で安心して借りられる各種融資制度の利用相談、指導を行っています。
- 税務・経理相談: 収入や支払い、税金などの記帳を正しく理解し、帳簿の数字に基づく近代的経営を推進していただけるよう、記帳から決算まで一貫した継続指導を行っています。
- 経営相談: 企業の体質改善・経営強化などで困っている小規模企業の経営相談に乗り指導・助言を行います。
- 労務相談: 労働力の確保・定着のために、職場環境改善や就業規則、給与規定の作成指導など、その他社会保険・労働保険の事務手続きについてのご相談にも応じています。
- 創業支援・経営革新支援: 新規に事業を始めようとする人に対する事業計画及び融資の相談又、現在の事業拡大や新たな事業を創出するための相談・指導を行います。

3. 南風原町商工会貸付金 1,000万円

南風原町商工会は、国、県、町の補助金や会員による会費などで事業運営を行っています。しかし、補助金や会費は全額が年度始めに入ってくるわけではありません。事業を運営するためにもまとまった資金が必要であり、その間の運営資金として町商工会へ貸付を行います。なお、貸付金は、年度内に全額町にもどってきます。

商品開発・技術力強化事業

(担当: 経済建設部 産業振興課 課長: 金城 克彦)

○商品開発・技術力強化事業

1,499万円

南風原町の特産品を通じた地域振興を図るため、主に町特産の農産品等を活用し異業種間の連携を促進しつつ、本町特産品の良さを引き出すための調査・研究及び、本町特産品のブランド化を図るための組織づくりを行い、ブランド認証スキームを確立するとともに、南風原ブランドの広報活動、販路開拓を行います。

主な経費

「地域ブランド構築・展開プロジェクト」委託料 1,499万円

賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

[illegible]

↑「はえばる良品」認定商品

地域の連携で創る観光の振興

観光事業

(担当: 経済建設部 産業振興課 課長: 金城 克彦)

○観光事業

2,806万円

1. 南風原町観光協会補助金 1,239万円

南風原町の観光振興のため、一般社団法人南風原町観光協会に対し補助をしています。南風原町観光協会は「魅力があり、人が集まる地域が潤うまち」を目指して活動しています。

【主な事業】

■はえばる夏祭りキッズパーク(重機体験)



南風原町の子供のために開催されるお祭りですが、お子様づれの観光客にも楽しんでいただけます。「病院(手術)体験」や「警察体験」、「美容師体験」などの職業体験も好評で、南風原町の夏の一大イベントとして定着しています。



南風原町の情報を発信するため、観光協会ではホームページとフェイスブックを運営しています。魅力たっぷりの南風原町を紹介しており、アクセス数も年々増加しています。

2. 陸軍病院壕公開活用事業委託料 499万円

町の平和発信の拠点として整備した陸軍病院壕に県内外から訪れる多くの人々に戦争と平和、命について考えてもらう施設として公開活用に取り組んでいます。



陸軍病院壕→

3. シマじまガイド事業委託料 1,052万円

着地型観光メニューとして「シマじまガイド」を実施し、地元の魅力を伝えていく事業です。



まち歩きガイド(宮平)→

4. その他の経費(消耗品、負担金等) 16万円

地域の連携で創る観光の振興

観光PR促進事業

(担当: 経済建設部 産業振興課 課長: 金城 克彦)

○観光PR促進事業

392万円

南風原町のイメージキャラクター「はえるん」を観光PRツールとして有効活用し、各種イベントやマスメディアへのPRを始め、観光施設、町民交流スポットなど、町内外においてPR活動をし、南風原町の観光振興に繋げていきます。

主な経費

観光振興会計年度任用職員報酬、手当、費用弁償 392万円



↑ 交通安全出発式にて



↑ くがに市場「かぼちゃフェア」



↑ 与那覇自治会「納涼祭」

黄金森公園スポーツ施設活性化事業

(担当: 教育部 教育総務課 課長: 比嘉 純子)

○黄金森公園スポーツ施設活性化事業

1,000万円

良好なスポーツ・トレーニング環境の提供により観光と結びつけたスポーツコンベンションの誘致、開催を図るため、黄金森公園スポーツ施設の機能強化と受入体制の整備を行います。

陸上競技場の芝生を専門的な知識・技術の元管理し、良好なフィールドを整備します。Jリーグキャンプや県外大学の陸上合宿の誘致及び町内外各種団体のスポーツ大会などを良好な環境でサポートします。

主な経費

黄金森公園芝生管理委託料 1,000万円



芝生管理の様子



管理整備された芝生

地域の連携で創る観光の振興



サッカーボール贈呈式



名古屋グランパス春季キャンプ



サッカー教室

琉球絣等伝統工芸事業

(担当: 経済建設部 産業振興課 課長: 金城 克彦)

○琉球絣等伝統工芸事業

2,413万円

1. 琉球絣後継者育成事業補助金 38万円

琉球絣事業協同組合が開講する後継者育成事業に対して補助しています。

後継者育成事業は琉球絣を製作する工程の中で織りを担当する織子の養成を行っています。



↑ 令和元年度後継者育成事業研修生

■ 研修内容 : デザイン、^く括り、染色等の総合的学習(技術者養成)

■ 研修期間 : 令和2年7月～令和3年2月(予定)(土日祝祭日休み)

2. 琉球絣事業協同組合への補助金 308万円

南風原町の特産品である琉球かすりの振興を目的に、琉球絣事業協同組合が行う、研修、派遣事業、販路開拓、宣伝活動、展示即売等の経費に対して補助しています。

■ 琉球かすり会館／TEL889-1634

■ 開館時間／月～土 9:00～17:30

日・祝祭日閉館

※琉球絣の反物、バッグ、ウェアなども販売しています。

お気軽に足をお運びください。



琉球かすり会館内物販コーナー ↑

3. 伝統工芸ふれあい広場事業への負担金 22万円

沖縄県と沖縄工芸ふれあい広場実行委員会が主催する、県内各産地の伝統工芸品を展示紹介し、需要の開拓、販路拡大を図る「沖縄工芸ふれあい広場」事業に対しての負担金です。

「沖縄工芸ふれあい広場」は、年に1度(例年11月頃)開催しています。町からは琉球絣や南風原花織の機織りの実技や反物、バッグ、ウェア等の展示を行い南風原町の伝統工芸品である琉球絣・南風原花織を紹介しています。



↑ 会場内の販売所の様子

歴史と伝統を誇る工芸産業の振興

4. (財)伝統的工芸品産業振興協会費 5万円

伝統的工芸品産業振興協会では、伝統的工芸品の良さを広く国民に普及し需要開拓を推進するため、伝統的工芸品月間を中心とした各種事業をはじめ、コンクールや展示会開催の他、各種媒体でのPRを実施するとともに、併せて産地の振興計画策定の指導、各種の調査研究、伝統証紙の発行等を行っています。

5. 琉球絣事業協同組合への貸付金 2,000万円

琉球絣事業協同組合は、国・県・町の補助金と組合員の会費で組合を運営しています。しかし、補助金や会費がすぐには入ってくるわけではありません。その間の運用資金(生産者への製品(反物)代金支払い等)として貸し付けを行っています。なお、貸付金は年度内に全額町にもどってきます。

6. 琉球絣の女王関連費用 40万円

ふるさと博覧会で選出された琉球かすりの女王には、各種イベントへ出席してもらい南風原町と琉球絣・南風原花織のPRをしていただいています。また、かすりの女王がイベントに参加した際は、謝礼金をお支払いしています。



↑ 新年宴会にてかすりの女王(第32代)

V みどりとまちが調和した 安全・安心のまち

消防力の整備強化

(担当:総務部 総務課 課長:新垣 圭一)

○消防力の整備強化

4億7,731万円

東部消防組合は、昭和51年4月に与那原町、佐敷村、南風原町の1町2村で発足しました。その後、昭和52年3月には西原村が加入し、現在では南風原町、与那原町、西原町の3町で分担金を出し合い運営しています。

主な経費

東部消防組合負担金 4億7,731万円

東部消防組合について教えて！

令和2年度の東部消防組合の予算額は、収入・支出ともに26億2,015万円です。収入は3町がそれぞれ支出した負担金と国庫補助金などで構成され、収入の約49%、金額にして12億7,792万円は3町からの負担金となっています。負担金の負担割合は、南風原町37.4%、与那原町21.1%、西原町41.5%となっています。

また支出の約40%が東部消防組合の人件費に充てられています。その他の主な経費は、消防車や救急車、機器類の保守点検料等となっています。

東部消防組合は、3町民の生命と財産を災害(火事や交通事故)などから守り、より安全で、安心して住めるまちづくりを進めています。また、3町で一つの東部消防組合消防団を設置し、団員60名で各種災害に備えています。



▲出初め式

	東部消防組合本部 所在地 〒901-1103 南風原町字与那覇226 電話番号(代表) 098-946-9999 FAX 098-889-7601
	東部消防署南風原分署 所在地 〒901-1117 南風原町字津嘉山939 電話番号(FAX兼用) 098-889-5174

安全・安心に暮らせるまちづくり

防災体制強化事業

(担当:総務部 総務課 課長:新垣 圭一)

○防災体制強化事業

475万円

1. 沖縄県防災情報システム市町村負担金 10万円

沖縄県と県内市町村・消防を結び、気象情報の伝達と、災害情報の収集・共有を行うシステムです。FAX受信のように遅れがなく注意報・警報や地震・津波情報を敏速に受信し、それらの情報を最大限に利用して防災体制を強化します。

2. 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク市町村負担金 26万円

沖縄県と県内市町村とを専用のケーブル線で結び、お互いの仕事の効率化と災害に強いネットワークの構築を目指します。対象となるコンピュータネットワークシステムは住基ネット、介護ネット、国保ネット、LGWAN、防災情報などです。

3. 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク再整備負担金 65万円

防災通信機能の拡充強化・行政情報伝送の効率化を図ることを目的に、アンテナや端末等のネットワーク再整備を行っており、沖縄県と県内市町村で費用負担しています。

4. 防災に係る経費など 374万円

大規模な災害が起こった時の事を想定して、避難場所や食糧確保、医療機関との連携など、総合的な計画を整備しなければなりません。大規模地震などによる各種災害の発生を想定し、各防災関係機関相互の機密な連携、協力の下に実践的な防災訓練を行います。訓練では、迅速で的確な応急活動を実施するとともに、町民に広く、防災思想の普及・啓発を図ることを目的としています。

また、平成24年度から災害時用備蓄品の整備を進めており、災害に備えた防災体制の強化を図っております。



▲令和元年度に整備した備蓄品(保存水)



▲防災行政無線子局(放送用スピーカー)

不発弾処理促進事業

(担当:総務部 総務課 課長:新垣 圭一)

○不発弾処理促進事業

390万円

南風原町では、戦後70年経過した現在でも多くの不発弾が発見されており、令和元年度には、2件(2発)の不発弾現地処理があり防護壁を使用しての処理を行いました。この防護壁を使用する事により、処理時の避難半径を半減させ(例:5インチ艦砲弾の場合、230m→88m)、安全で迅速な処理を行うことができます。なお、1回の防護壁の構築・撤去等で約90万円の経費が掛かります。

主な経費

防護壁設置費等 390万円

南風原町内の不発弾発見届出数及び現地処理件数

	発見届出件数	内現地処理件数
平成26年	43	10
平成27年	45	5
平成28年	34	4
平成29年	35	2
平成30年	42	4
令和元年	67	2



▲強固な不発弾処理用防護壁
(ライナープレート)



▲南風原町照屋地内で発見された不発弾
(5インチ艦砲弾)

※発見届出件数には、機関銃・小銃の銃弾等も含まれています。

災害時等避難施設改修事業

(担当:総務部 総務課 課長:新垣 圭一)

○災害時等避難施設改修事業

125万円

災害はいつどこで発生するかわからないため、災害時に対応できる体制を整える必要があります。町内の避難所として指定している自治会集会所等を安全・安心して利用できるように老朽化した施設の改修等を行う必要があります。それら災害時の避難所となる自治会集会所等の修繕等に対し補助を行ないます。

主な経費

施設改修事業補助金 125万円



快適で文化的に暮らせるまちづくり

津嘉山公園整備事業

(担当:経済建設部 都市整備課 課長:宮城 良武)

○津嘉山公園整備事業

4,002万円

津嘉山公園は、国道507号バイパス沿道の商業施設予定区域に隣接しており、イベントの開催可能な多目的広場や斜面地を利用したパークゴルフ場を整備する。土地区画整理事業による良好な市街地と併行して都市公園を整備することにより、住民の憩い及びレクリエーションの場を確保し良好な都市環境・機能を確保する。

令和2年度は、斜面对策工事及び照明施設工事を行う。

事業費 4,002万円

事業費の内訳

【収入】

国庫補助対象事業費	4,000万円
国の補助(1/2)	2,000万円
町債(町の借金)	1,800万円
一般財源	202万円

【支出】

事業費の内訳(支出)	
公園整備工事費	3,951万円
調査設計委託費	51万円



▲公園の整備状況

津嘉山公園完成予想図



都市公園管理事業

(担当:経済建設部 まちづくり振興課 課長:仲里 明)

(担当:経済建設部 都市整備課 課長:宮城 良武)

○都市公園管理事業

994万円

黄金森公園、本部公園、宮城公園、神里ふれあい公園、花・水・緑の大回廊公園等を町民が快適に利用出来るように、各公園施設の維持管理に使われる予算です。

主な経費

1. 需用費(消耗品費・修繕料など) 435万円

- ・各公園のトイレトーパー、草刈の際の機械燃料代、照明の電気料や水道料金、各公園の遊具や施設の修繕費などの経費です。



▲本部公園砂入れ状況



▲神里ふれあい公園ベンチ修繕状況

2. 委託費 381万円

- ・各公園のゴミ収集、トイレなどの汚水処理、夜間の警備を専門の業者に委託します。

3. その他の経費 178万円

- ・各公園の施設の維持を行うための人夫賃・重機使用料や原材料の購入等に係る費用となっています。



▲本部公園遊具修繕作業前後の状況

快適で文化的に暮らせるまちづくり

下水道事業(公営企業会計)

(担当:経済建設部 区画下水道課 課長:桃原 正善)

○下水道事業(公営企業会計)

5億3,908万円

下水道事業は、令和2年4月1日より、健全で持続的なサービス向上を目的として地方公営企業法の財務適用で『特別会計(官庁会計)』から『公営企業会計(複式簿記)』へ移行しました。主に、会計方法の変更であり、使用者の皆さまには直接の影響はありません。また、手続き等もありません。

◆公共下水道事業 5億1,607万円

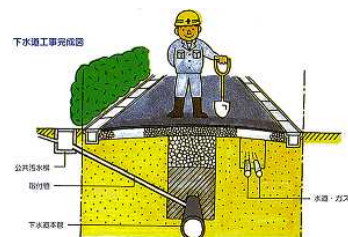
下水道は、国の補助を受けて整備を行い、川や海の公共用水域を保全し、地球の自然環境も含め、町民の皆さまの生活環境を良くするための公共財産です。南風原町で行っている下水道整備事業は、整備区域の拡充を図り下水道に接続された皆さまの家庭や事業所等から排出されるさまざまな汚水(水洗トイレ、台所、浴室、洗濯水など)を、まとめて最終処理場(那覇浄化センター)で浄化处理し、きれいな水にしてから海に放流する(一部再利用)未普及解消下水道事業(汚水)と、雨水を速やかに排除し、浸水を防除する浸水対策下水道事業(雨水)があります。



なお、公共下水道事業での汚水処理は、下水道使用料で運営しており、使用者から下水道料金として徴収しています。

1. 下水道(国庫補助関連)事業費 9,326万円

未普及解消下水道事業(汚水)、浸水対策下水道事業(雨水)の2事業で内訳は次のとおりです。



総事業費	国・県補助金	町債(町の借金)	
町単費			
9,326万円	5,578万円	3,670万円	78万円

【令和2年度の事業内容】

①汚水処理整備を進めるための未普及解消下水道事業として・・・4,183万円

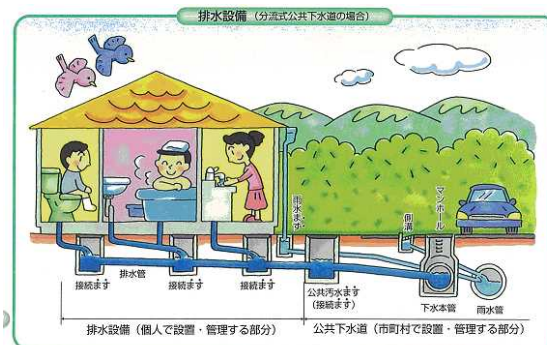
主に津嘉山土地区画整理区域内の整備を行います。また、与那覇地内でも汚水管布設工事を行う予定です。

工事期間:令和2年5月～令和3年3月

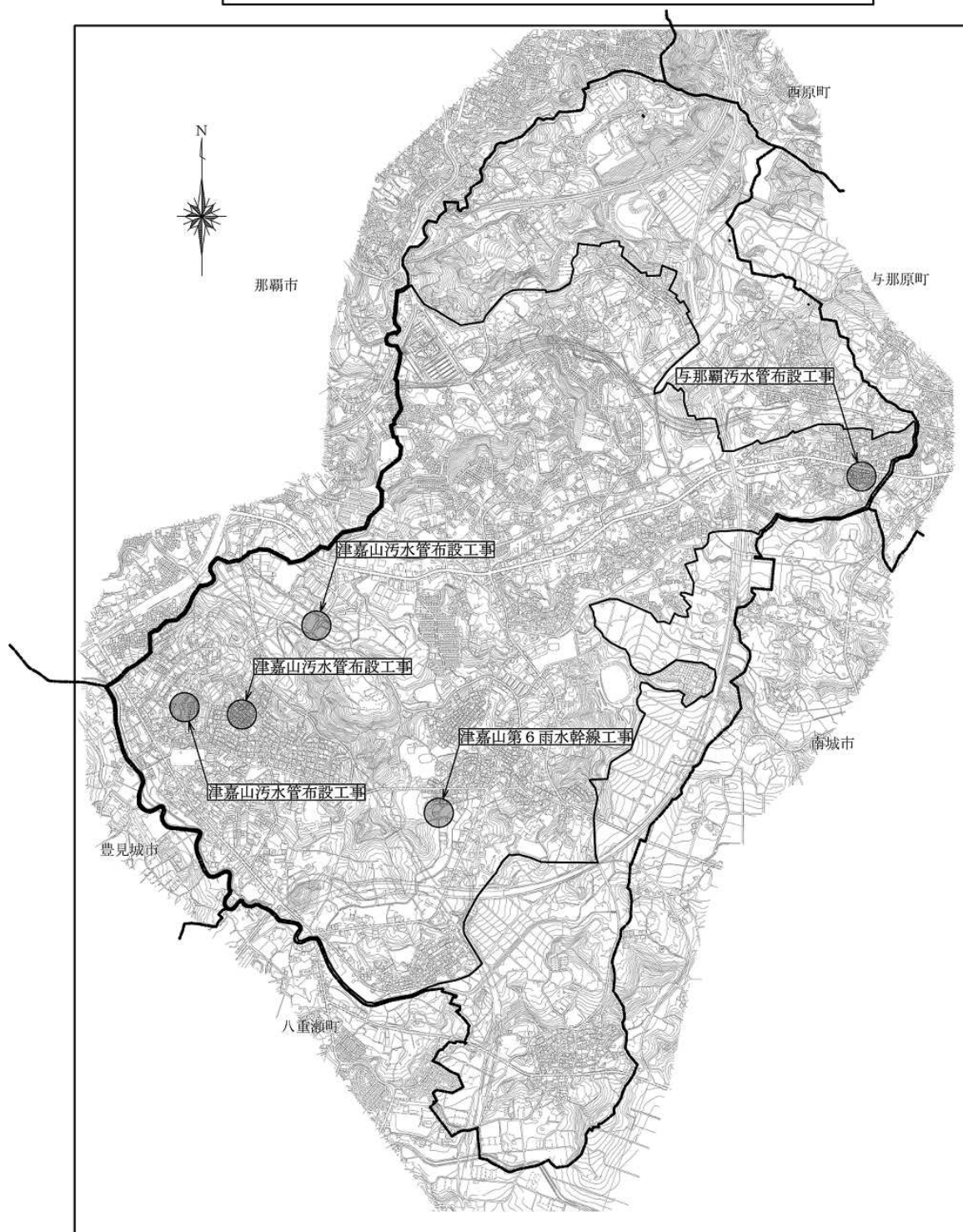
②事業の効果を促進するため、浄化槽から下水道へ接続する方への補助金・・・140万円

③雨水を速やかに排除し、町民の皆さまの生命・財産等を浸水から守る浸水対策下水道事業として・・・5,003万円

工事期間:令和2年5月～令和3年3月



令和2 年度公共下水道事業施工箇所位置図



快適で文化的に暮らせるまちづくり

2. 下水道維持管理事業 769万円

① 下水道維持管理補修工事 300万円

下水道施設の破損、周辺道路の陥没等に伴う補修工事及び国・県道等の改築に伴う下水道施設占用物件の移設に要する費用、また供用開始区域内で新規の柵設置に係る費用です。

② 下水道台帳整備委託料 102万円

下水道法で義務づけされている下水道台帳等の整備に係る費用です。

③ 水質、水量及び管内調査、清掃委託料等 367万円

流域下水道との接続地点での水質、水量調査や除害施設設置者(飲食店など油を取り除くための施設を設けている)から排出される汚水の水質調査並びに下水道管の詰まり等の清掃やテレビカメラ等により、管内を確認をするための調査費用等です。



3. 下水道普及運営事業 163万円

下水道へ接続する家庭や事業所が増えるよう普及促進を図り、下水道事業会計を効果的・効率的に運営していくために係る費用です。

① 水洗便所改造等貸付金 30万円

下水道が整備されると、その地域の皆さまは、自宅から下水道管へ接続する義務があります。その接続の費用は個人負担となっております。下水道管へ接続する為に係る費用を町が無利子で貸付をし、水洗化の向上を図っております。

但し、貸付ける限度額は、30万円(アパート等は80万円)となっております。

② 修正設計委託料等 84万円

下水道工事箇所の修正設計委託料です。

③ 他負担金等 49万円

下水道体験学習に係る経費や沖縄県下水道協会等への負担金を支払っています。



4. 流域関連事業 1億5,638万円

流域下水道の那覇処理区は、4つの市町(那覇市、浦添市、豊見城市、南風原町)で構成され、一つの処理場(那覇浄化センター)を持ち、県が管理し運営する下水道のことです。この処理場の維持管理費や処理場等の老朽化に伴う施設の改築費用は、汚水量の割合によって構成市町で負担しています。

経費の内訳 流域下水道維持管理負担金 1億3,222万円

流域下水道建設負担金 2,416万円

※流域下水道維持管理負担金は、本町の汚水を処理場(那覇浄化センター)できれいな水に処理するための負担金で、財源は下水道使用料から充当しています。

※流域下水道建設負担金は、老朽化した下水道管及び処理場の改築に係る事業費の一部を汚水量の割合によって構成市町(那覇市、浦添市、豊見城市、南風原町)で負担しています。

下水道体験学習を開催しています！

区画下水道課では、児童生徒の夏休み期間中に、小学4年生を対象に「下水道体験学習」を開催しています。

子ども達に、下水道の役割や水の循環について学んでもらい、水の大切さや水環境の大切さについて理解してもらうために行っています。水質実験や町内のマンホールの中をのぞいたり、神里地区汚水処理場の見学、清流体験などを行っています。

親子でお気軽にご参加下さい。

(南風原中央公民館)

【下水道体験学習のようす】

(宮平地内)



にする実験をしました。



水をきれ

実際の工事の様子を見学しました。

5. 公債費、他 2億5,711万円

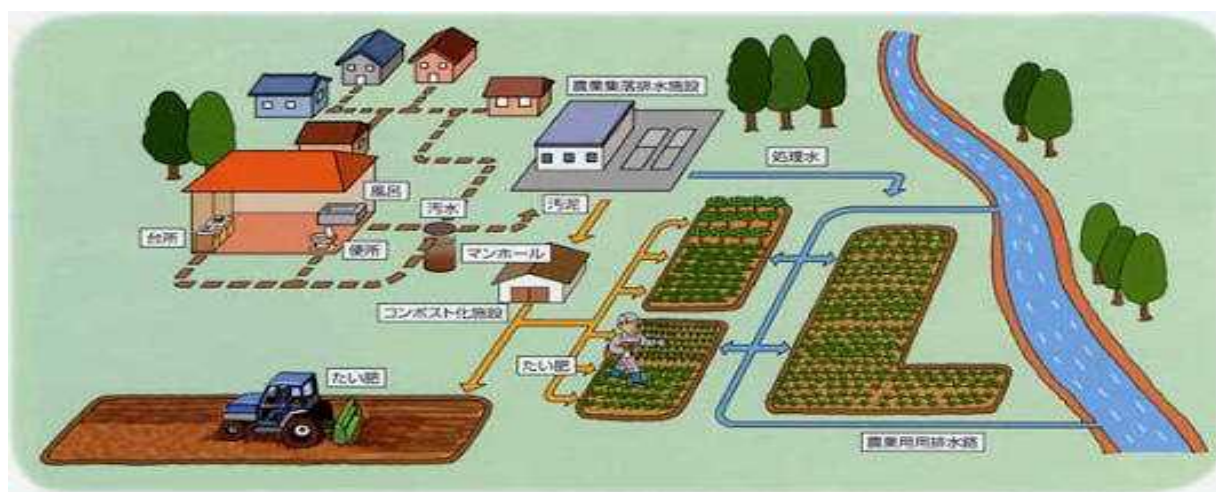
事業の実施にともなう借入金の返済に充てる元利償還金、南部水道企業団への使用料徴収委託料、職員給与費、予備費等の費用です。

快適で文化的に暮らせるまちづくり

◆農業集落排水事業 2,301万円

近年、農業集落地域は、生活形態の多様化により家庭などから排出されるトイレ水、生活雑排水(台所、洗濯など)等が原因で、排水路等が悪臭を放ち、また河川の水質悪化が懸念されています。農業集落排水の整備は、排水路や川などの公共水域の水質保全が保たれ、きれいな農業用水を確保し、集落地域の環境改善を行っています。

南風原町では、神里地区に農業集落排水が整備されています。農業集落排水事業での汚水処理は使用している方が納める使用料で運営しており、使用者から下水道料金として徴収しています。



1. 神里地区農業集落排水事業 1,730万円

神里地区は、農業集落排水(下水道)を平成14年度から供用開始しています。各家庭から排出される汚水等は、下水道管を通り汚水処理施設に運ばれ処理されております。高度処理された水は農業用水に再利用し、また水分を取り除いた汚泥は、東部清掃施設組合が運営する汚泥再生処理センターへ搬出し、ごみ焼却施設の助燃剤として再利用しております。

①神里地区農業集落排水普及運営事業 88万円

神里地区の下水道使用料の徴収を南部水道企業団に委託するための費用や、各世帯が下水道本管等へ接続する際にかかる工事費の一部を無利子で貸し付けするための費用を計上しています。

②神里地区汚水処理施設維持管理事業 1,042万円

汚水処理施設の機械を安全に運転していくための管理費や汚水処理施設内の修繕費、汚水処理施設から排出される汚泥を搬送する委託費用などです。



神里地区農業集落排水処理施設▲

③神里地区集落排水維持管理事業 100万円
神里地区内の下水道管の調査や清掃委託費用
及び管路布設等工事費用などです。

④神里地区污水处理施設機能強化対策事業 500万円
農業集落排水は供用開始から約17年が経過しており、
污水处理施設や中継マンホールポンプ場における機械の
老朽化が見られることから、機械等の再整備実施計画策
定をするための委託費用を計上しています。



2. 公債費など 571万円
農業集落排水事業を行うために借りた借金の返済金(元金・利子)です。

内 訳

- ・元金償還金 約464万円
- ・利子償還金 約 97万円
- ・その他 10万円



下水道事業会計負担金(一般会計)

(担当:経済建設部 区画下水道課 課長:桃原 正善)
1億9,986万円

○下水道事業会計負担金

下水道事業会計(公営企業会計)は、公費で賄うことが認められている経費
以外は基本的に、下水道の使用者が納める下水道使用料で運営すること
になっております。しかし、まだ整備の途中であり、利用人口が59%(H31年3月
末接続人口/行政人口)のため、その方々だけで負担をすると、高額な使用
料となってしまいます。それを抑えるため一般会計(官庁会計)から下水道事
業会計(公営企業会計)へ支出しています。



南風原町の下水道マンホール蓋↑

快適で文化的に暮らせるまちづくり

フクギ並木擁壁整備事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)
1, 130万円

○フクギ並木擁壁整備事業

フクギ並木擁壁整備事業は、町道4号線沿いの町立宮平保育所に隣接している琉球王朝時代に番所跡に設置されているフクギ並木(全長約40m)の植樹帯を整備することで、琉球王朝時代から現代史へ続く、歴史の変遷を継承し、フクギ並木が醸し出す景観の維持や安全な環境を作り出す事目的とする事業です。

【主な経費】

- ・委託料(工事監督支援業務) 41万円
- ・工事請負費(整備工事費) 1, 089万円

※ 費用割合は県8/10(一括交付金)、町2/10となっています。



津嘉山地区・照屋地区発掘調査事業

(担当: 教育部 生涯学習文化課 課長: 島袋 健)
856万円

○津嘉山地区・照屋地区発掘調査事業

現在、津嘉山地区・照屋地区では区画整理の計画があります。この計画地一帯には、これまでの町の調査により埋蔵文化財(遺跡)が確認されています。

そこで、いつの時代の遺跡が、どの範囲に分布しているのか、どの程度残っているのか、詳細を確認するための試掘調査を実施します。

試掘調査成果をもとに、開発計画と遺跡の保存の兼ね合いを検討していくことになります。

主な経費

1. 委託費 856万円

- ・円滑に調査を実施するため、設備や体制が整った専門業者に委託を行います。委託を行うことで、調査成果の分析や遺跡の性格把握などに集中出来るというメリットもあります。



照屋地区の試掘調査予定地



試掘調査の様子(与那覇)

道路維持費事業

(担当:経済建設部 まちづくり振興課 課長:仲里 明)

○道路維持費事業

969万円

老朽化した道路における舗装、側溝等の補修をはじめ、雑草の除草を行い、快適な交通確保を図ります。

(主な事業内容)

- ① 道路面の清掃及び舗装の補修
- ② 道路側溝、排水の清掃及び補修
- ③ 街路樹の伐採、せん定
- ④ 台風や水害後の道路及び排水等の清掃
- ⑤ 需用費
- ⑥ その他

(事業費内訳)

需用費	51万円
草木等の処理人夫賃等	333万円
重機等使用料	150万円
維持工事費	250万円
原材料費	170万円
備品購入費	15万円



▲破損したガードパイプの補修作業状況



▲道路の排水補修作業状況

都市計画振興事業

(担当:経済建設部まちづくり振興課 課長:仲里 明)

○都市計画振興事業

1, 892万円

①南風原南インターチェンジ周辺土地利用計画策定業務

1, 342万円

【目 的】

南風原南インターチェンジ周辺を新規産業ゾーンの土地利用実現に向けて、都市計画法に基づき那覇広域都市計画区域区分の変更(計画区域の市街化区域編入)を行わなければなりません。今年度、照屋地区は沖縄県等関係機関との協議を進め区域区分、用途地域変更、地区計画、区画整理事業など都市計画変更(案)の図書作成を行います。また、津嘉山地区では地権者との勉強会、意見交換会を実施し意識向上を図り、関係機関との協議および土地利用方針、用途地域素案を策定します。

利便性のよい魅力あるまちづくり



②南風原町都市計画マスタープラン策定業務

550万円

都市計画マスタープランとは、今後20年の南風原町の都市計画の指針となる計画です。昨年策定された計画の素案を基に、今年度は住民説明会、各種委員会、パブリックコメントを実施し計画の策定を行います。計画では計画目標、全体構想、地域別構想、実現化方策を掲げ、南風原町の都市の将来像に向けて取り組んでまいります。



地域でのワークショップ状況



地域でのワークショップ状況

町道73号線道路改良事業

(担当: 経済建設部 都市整備課 課長: 宮城 良武)

○町道73号線道路改良事業

3,826万円

この道路は、県道128号線を起点とし国道507号津嘉山バイパスとも連結し、津嘉山集落の町道18号線を終点とする道路です。起点から中間部までは整備済みですが、中間部から終点部における現況は、幅員も狭く車輛の通過時においても危険な状態の道路であります。しかし、近郊に整備される地域農業の活性化を図る農産物直売所JAファーマーズ建設に伴い、本道路の利用者の増加が予想されます。本路線を整備することにより主要幹線道路への通過交通の安全を確保し、既存集落内への交通の利便性を図り地域の環境改善も図られることから、地域振興に寄与します。

本年度は磁気探査委託業務、一部道路改良工事を実施します。

【全体事業概要】

総事業費: 2億円

事業年度: 平成27年度～令和3年度

改良工事: 距離=290m

工事区間: 町道18号線を始点とする路線

【令和2年度の事業費内訳】

事業費 3,826万円

《収入》

国の補助(80%) 3,000万円

町債(町の借金) 710万円

一般財源 116万円

《支出》

・委託費 231万円 ・工事費 3,551万円

・その他 44万円



利便性のよい魅力あるまちづくり

津嘉山中央線街路事業

(担当: 経済建設部 都市整備課 課長: 宮城 良武)

○津嘉山中央線街路事業

1,631万円

当路線は、国道507号付近の既成市街地と津嘉山北区画整理区域、県営南風原第二団地、国道329号を結ぶ主要な補助幹線道路です。周辺には、津嘉山小学校、南風原高校、高津嘉山公園などの公共施設があり、通勤通学及び公共施設等のアクセス道路として利用される重要な路線です。しかしながら、本路線には歩道が無く、通勤通学の歩行者や車両の通行が大変危険な状態である事や、整備中の区画整理区域内道路の完成により多数の車両の流入が予想される状況です。そのため、本路線を整備することにより区画整理区域と一体となった道路を整備し、新たな地域拠点の創出をするとともに地域間の交流・活力ある地域づくりの形成を図るものであります。

本年度は、一部道路改良工事を行います。

箇所名 : 南風原町字津嘉山

全体計画 : 延長L=250m 幅員W=12m(工事前の状況W=4m)

全体事業費 : 10億5,400万円(国費8億4,320万円)

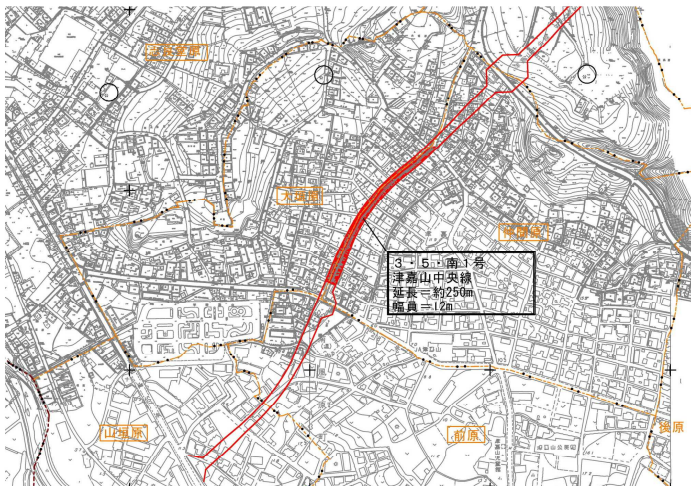
事業期間 : 平成25年度～令和3年度

【令和2年度事業費1,631万円の内訳】

《収入》 国庫補助金:1,240万円、(町の借金):270万円、一般財源:121万円

《支出》 委託費:50万円 工事費:1,551万円

その他:30万円



利便性のよい魅力あるまちづくり

津嘉山北土地区画整理事業(土地区画整理事業特別会計)

(担当:経済建設部 区画下水道課 課長:桃原 正善)

○津嘉山北土地区画整理事業(土地区画整理事業特別会計)

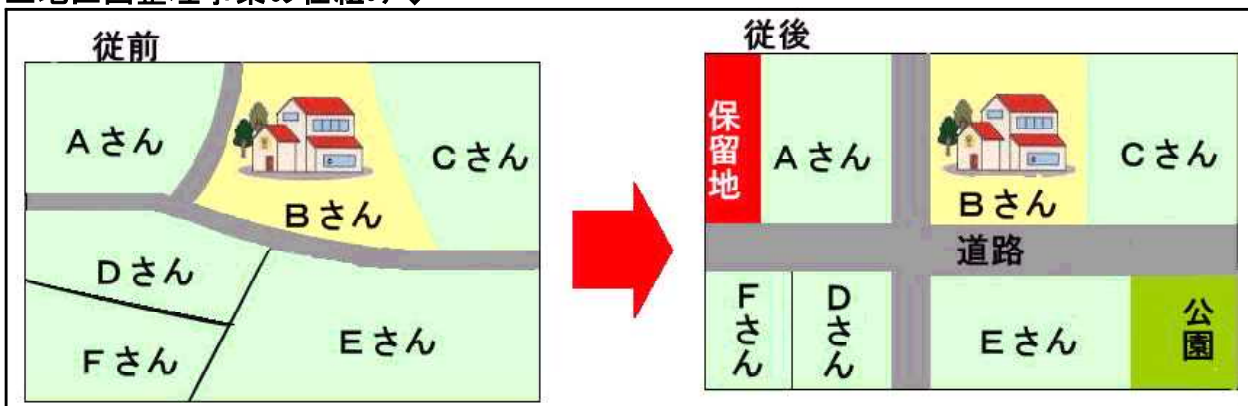
5億3,473万円

津嘉山北土地区画整理事業は、平成2年頃から地域住民や土地所有者の皆様と共に、まちづくり(案)などについて議論と検討を重ねながら作成され、事業計画が平成5年に国から認可を受け、同年から事業が始まりました。この事業は国の補助を受けて行っています。

【土地区画整理事業の概要】

- ◆土地区画整理事業とは、都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。

◇土地区画整理事業の仕組み◇



- ◆地区内の土地所有者等が、土地を少しずつ提供(減歩)し、道路・公園などの公共用地や保留地に充てます。各個人の土地は、地形や形状が改善されて再配置(換地)されます。この結果、図の様に道路・公園等の公共施設が整備されます。また、個人の土地は区画が整理されるとともに、無接道の土地も接道することとなり、土地活用が図りやすくなります。

※保留地とは、売却することで事業費を得るための土地のことです。

※地権者の宅地の面積は土地区画整理事業後に減少しますが、道路や公園などの公共施設の整備や、宅地の整地によって利用価値が上がります。

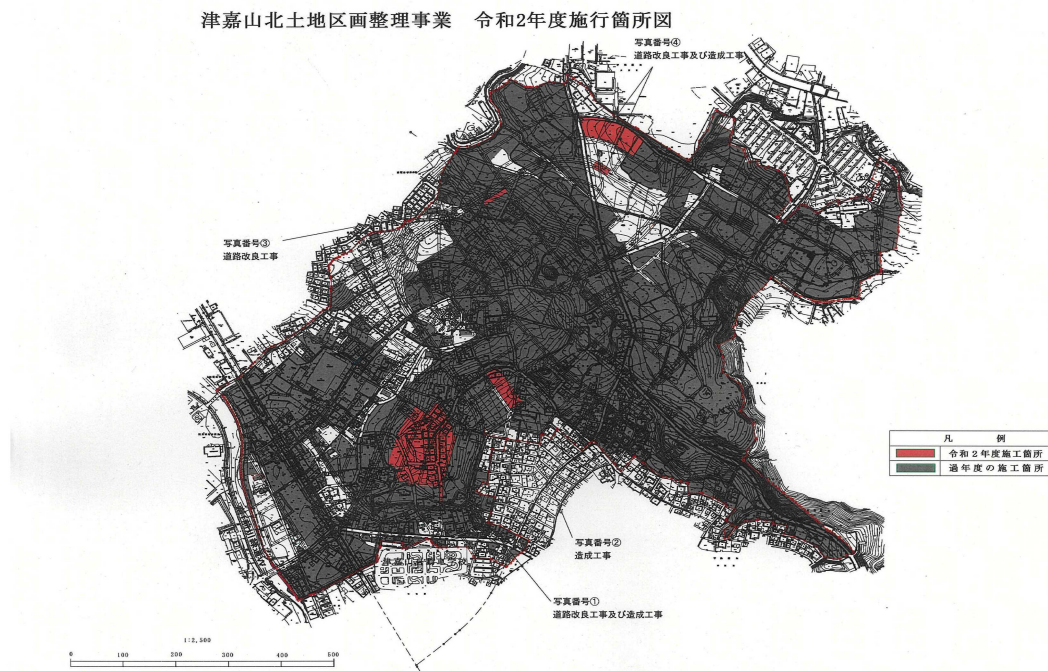
◇事業の特徴及び効果◇

- ・事業区域内の道路、水路、公園等土地の区画が整えられ生活環境が改善されます。
- ・上・下水道など、生活に必要な施設が総合的に整備され、衛生環境の向上が図られます。
- ・土地の所有者などが公平に土地等を負担し、また利益も公平に受けられます。
- ・区画整理前の権利を保全しながら事業を行うため、長年培われてきた地域のコミュニティが活かされます。
- ・子どもの遊び場や住民の憩いの場である公園が確保されます。

津嘉山北土地区画整理事業の概要

-
- 位置図**
- N
- 西原町
与那原町
南城市
- 沖縄自動車道
国道240号線
南部保健所
那覇空港自動車道
主要地方道南風原知念線
県道48号線
- 那覇市
公文書館
北丘小
南風原中
南風原小
南風原町役場
南星中
津嘉山小
那覇米満線バイパス
豊見城市
八重瀬町
- 国道329号
主要地方道那覇米満線
主要地方道那覇港線
- 那覇東バイパス
国道16号線
国道15号線
県道128号線

令和2年度工事予定箇所



写真番号：①



写真番号：②



写真番号：③

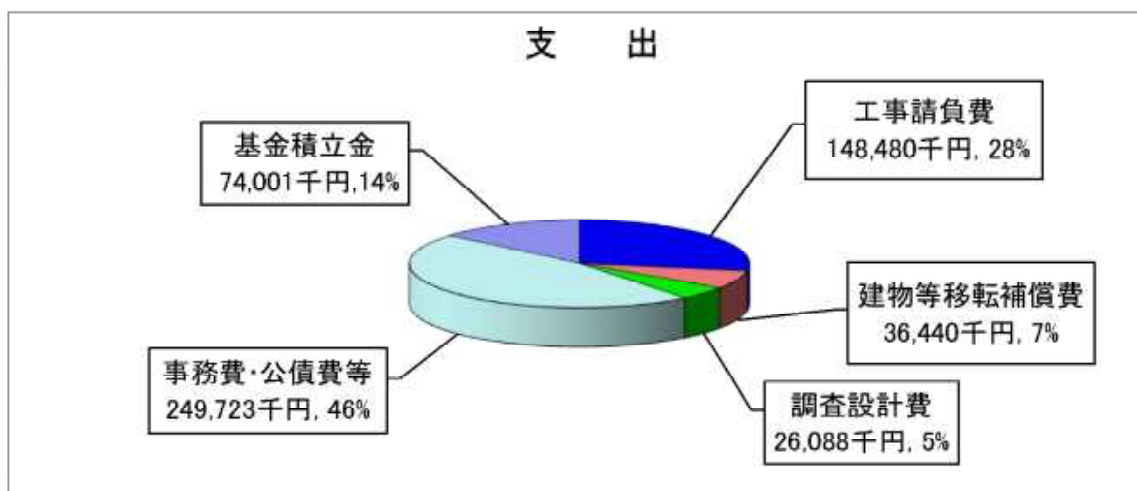
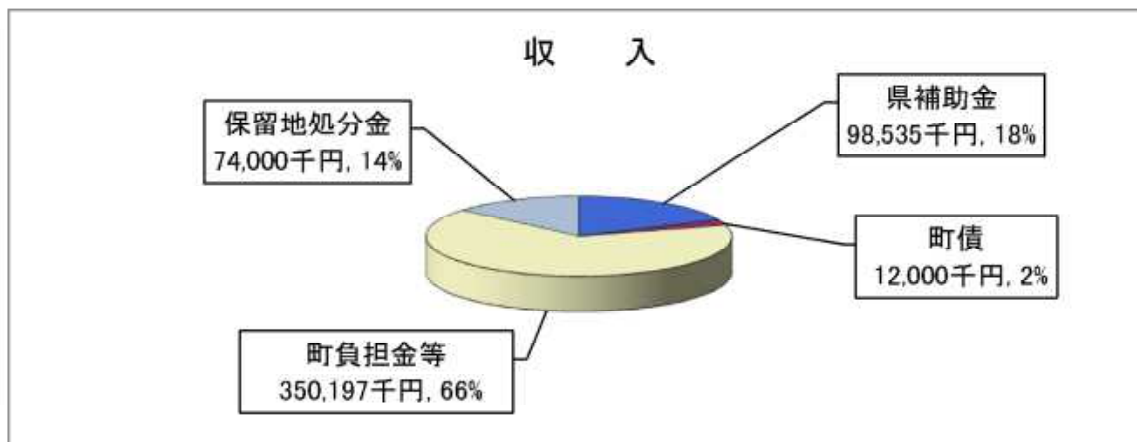


写真番号：④

利便性のよい魅力あるまちづくり

津嘉山北土地区画整理事業費内訳

令和2年度事業費 5億3,473万円



○土地区画整理事業繰出金

2億4,648万円

津嘉山地区土地区画整理事業をスムーズに行うため、一般会計から土地区画整理事業特別会計に繰出しています。

主な経費

土地区画整理事業繰出金 2億4,648万円

VI 環境と共生する美しく 住みよいまち

環境保全対策事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:宮城 広子)
(担当:経済建設部 区画下水道課 課長:桃原 正善)

○環境保全対策事業

139万円

町民の生活環境を守り、住み良い環境を維持するため様々な活動を行っています。

1. 環境保全の啓発・対策 27万円

定期的に町内を巡回し、地域の環境状況の把握や環境関係の苦情処理、ごみの収集状況や不法投棄などに対処しています。不法投棄多発地点には不法投棄禁止警告看板等を設置し、違法行為の未然防止に努めていきます。

主な経費としては、環境保全啓発ポスター・立て看板等の作成です。



工事現場から発見された不法投棄



不法投棄されたマットレス

2. ハチ対策

町内で相談の多いハチの種類はミツバチ、アシナガバチがほとんどです。相談があった場合は町で現場を確認し、アドバイスをしていますが、床下など町で駆除が困難な場合は、所有者や管理者から直接専門業者に駆除を依頼してもらう対応になります。



↑ミツバチの分封(フンボウ)



↑アシナガバチの巣

【分封:ミツバチが巣分れの時にみられる現象で、ミツバチの大群がかたまり状になります】

ミツバチが分封する時は、ミツバチの攻撃性が低くなります。蜂が嫌いな方は、近よらないようにして飛び立つのを待ちましょう。近距離で写真撮影をしても、蜂に危害を加えない限り襲われることはほとんどありません。蜂が衣服に留まってもしばらくすると飛び立つので手で払い落としたりしないようにしましょう。

環境への取り組み

3. 狂犬病予防集合注射の実施など 23万円

生後91日以上の子犬は、その犬の所在する市町村への登録と毎年1回の狂犬病の予防注射が法律で義務づけられています。狂犬病は犬をはじめ、人間を含めた多くの動物に感染し、発病するとほぼ100%死に至る恐ろしい病気です。町では毎年5月～6月頃町内15カ所で狂犬病予防集合注射を実施し接種率の向上に努めています。

また、犬の登録申請は、役場で窓口で行っていますが、登録事務を動物病院へ委託することで、犬の登録申請等も動物病院でできるようになっています。

主な経費はハガキ印刷代、案内通知代、犬鑑札・注射済票等購入費、犬登録事務等委託料です。



狂犬病予防集合注射のようす

4. 野犬の捕獲

飼い犬以外の犬を野犬といい、野犬は人畜その他に危害を加える恐れがあるため町で捕獲しています。最近の傾向としては、飼い犬が捨てられ野犬化したと思われる犬が捕獲されたり、放し飼いでいる犬が野犬と間違われて捕獲される例、飼い犬が子犬を生んで育てられず引取を余儀なくされることが見られ、飼い主の自覚と責任が求められています。



捕獲された犬→

・野良猫対策

猫に関しては、野良猫の鳴き声による騒音、糞害などの相談が多く寄せられます。対策としては、敷地内に猫を近寄らせないよう忌避方法の案内、相談があった地域にチラシ配布等の適正飼養の呼びかけ、餌を与えている方に動物愛護法に基づいた適正飼養をするよう指導を行っています。また、飼い猫の適正飼養や野良猫対策に関するパネル展を実施しました。



保護された猫→

5. ハブ対策

沖縄県では、ハブ咬傷事故は毎年のように発生しています。ハブ咬傷の多くは屋敷内や畑で発生しています。町内でも数多く生息すると思われ、その被害を減らすために捕獲器貸し出しや、対策方法の相談等を行っています。ハブやぬけがらを見かけたら住民環境課生活環境班へご相談ください。



↑ハブ捕獲器で捕獲されたハブ

最近5年間のハブ咬傷発生状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
沖縄県	54	67	56	62	49
南風原町	0	1	1	1	0

※沖縄県はハブ・ヒメハブ・サキシマハブ・タイワンハブの合計、南風原町はハブのみ。

6. その他環境保全に係る経費 1万円

環境保全の取り組みを推進するため、協議会や民間団体等へ負担金や補助金を交付しています。主な経費は沖縄県アジェンダ21県民会議補助金等です。

7. 浄化槽設置補助金 88万円

町では、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、くみ取り便所及び既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換をする方に対し、浄化槽の設置に係る費用の一部を補助しています。

※浄化槽の設置補助には、対象地域等に条件がありますので、詳しくは区画下水道課まで

区画下水道課 電話 889-2508

令和2年度事業計画

全体事業費 88万円

(5人・10人槽各1基)

財源内訳

国庫補助金 : 44万円

町負担分 : 44万円



環境への取り組み

8. 沖縄県合併処理浄化槽普及促進市町村協議会補助金及び負担金 1万円

★用語解説★

浄化槽には、し尿のみを処理し、生活雑排水(台所、風呂場等)は未処理のまま河川等に放流する単独処理浄化槽と、し尿及び生活雑排水等を合わせて処理する合併処理浄化槽の2種類がありました。

しかし、浄化槽法が改正されたため、平成13年度より単独処理浄化槽の設置が禁止となり、合併処理浄化槽の設置が義務づけられたため、浄化槽＝合併処理浄化槽となりました。



公害対策事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:宮城 広子)

○公害対策事業

126万円

町では、旧最終処分場跡地等に関する「那覇市・南風原町公害防止対策連絡協議会」を設置し、公害パトロールを隔月で実施することにより、公害発生の有無を確認しています。また、公害対策のため「公害対策審議会」、「河川環境対策協議会」を設置しています。公害の発生防止は、事業者には課せられた責務です。環境へ悪影響を及ぼすものは積極的に防止し、公害等のない住みよいまちづくりを目指しましょう。

1. 公害に関する各種協議会及び審議会の委員報酬等 12万円

公害に関する各種協議会及び審議会を設置し、各委員の意見を取り入れ公害を防止し町的生活環境の保全に努めます。

2. 河川の水質調査 55万円

国場川水系の水質の実態を把握するため、国場川水系流域の市・町が合同で調査を行いこれらの調査結果をもとに国場川水系の環境保全対策の基礎資料を得ることを目的とします。また、合わせて町内の河川の水質の現況と年度ごとの変動を把握することができ、河川の水質汚濁の防止につなげます。

・令和元年度調査ポイント(6ヶ所)

安里又川上流(字宮城)、前田橋(字宮城)、
大子橋(字兼城)、池原橋(字兼城)、
武川良橋下流(字喜屋武)、新垣橋(字山川)

水質調査の様子→



3. 自動車交通騒音の測定等 59万円

居住環境の保全に役立てるため、町内の要所3地点を選んで、道路の自動車交通騒音を測定し、実態を把握します。

・令和元年度測定ポイント(3箇所)

国道329号(字宮平666番地1)
国道329号(字兼城603番地)
国道507号線(字津嘉山1321番地1)



↑ 測定の様子(字津嘉山)



↑ 測定の様子(字兼城)

環境への取り組み

指定ごみ袋還元基金事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:宮城 広子)

○指定ごみ袋還元基金事業

436万円

町民のみなさまが購入している指定ごみ袋の売上収入は基金として積立て、環境学習、ごみの資源化や減量、環境保全活動の助成を行っています。

主な事業内容と主な経費

1. 資源ごみ集団回収等事業報償金

87万円

ごみの減量・資源化を推進し、生活環境の保全を推進を図るため、資源ごみ集団回収実施団体に報償金を交付しています。報奨金の交付を受けようとする団体は、役場住民環境課で資源ごみ集団回収事業実施団体の登録が必要になります。



資源ごみ集団回収の様子

2. 生ごみ処理機等購入補助金

12万円

ごみの資源化・減量化の一環として、生ごみ等の自己処理を推奨し、堆肥化を促進するため生ごみ処理機等購入補助金を交付しています。補助に関しては事前に役場住民環境課へ申請が必要になります。



↑ 生ゴミ処理容器

処理容器 1世帯につき2基まで

購入額の8割補助(限度額6,000円)

処理菌等(基材) 1世帯につき2袋まで

購入額の8割補助(限度額6,000円)

処理機(電気式) 1世帯につき1台

購入額の5割補助(限度額30,000円)

3. エコセンター運営費

337万円

環境保全・ごみ減量の普及・啓発に向け、環境情報の発信拠点として、はえばるエコセンターを運営(委託)しています。

町内小中学校、児童館、学童等と連携した子ども達への環境学習や自然体験学習及びごみ処理・リサイクル施設見学会、町内各種団体や一般向けの環境学習等を開催し、より一層環境情報発信の場として取組を充実させていきます。また、生ごみの減量化を目的とした「プランターコンポストモニター」事業を行っており、家庭から出る生ごみの減量化へ取り組んでいます。



▲エコセンター外観



▲クリーンセンター見学



▲ごみゼロパネル展

ごみ減量促進事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:宮城 広子)

○ごみ減量促進事業

1, 337万円

本町の第五次南風原町総合計画においては、ごみの減量化を実現するための行動理念である5R活動(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)を柱にゴミの減量化・リサイクル・分別徹底などの啓発活動を推進するとともに、ごみの資源化率を向上させるための取り組みを行います。また、「ごみの発生抑制」をごみ処理行政の中心課題として位置づけ、平成15年5月に策定された「南風原町ごみ減量化実施計画書」及び平成31年1月に改定された「南風原町一般廃棄物処理基本計画」を推進してごみ減量を図り、町民・事業者・行政との連携による循環型社会を構築していく取組を強化していきます。

1. 廃棄物減量等推進審議会 10万円

一般廃棄物の減量及び処理に関する事項について、町長の諮問に応じ調査・審議するため審議会を設置しています。令和元年度は「事業系一般廃棄物処理手数料」の見直し(改定)を審議し町長へ答申しました。



↑ 審議会の様子



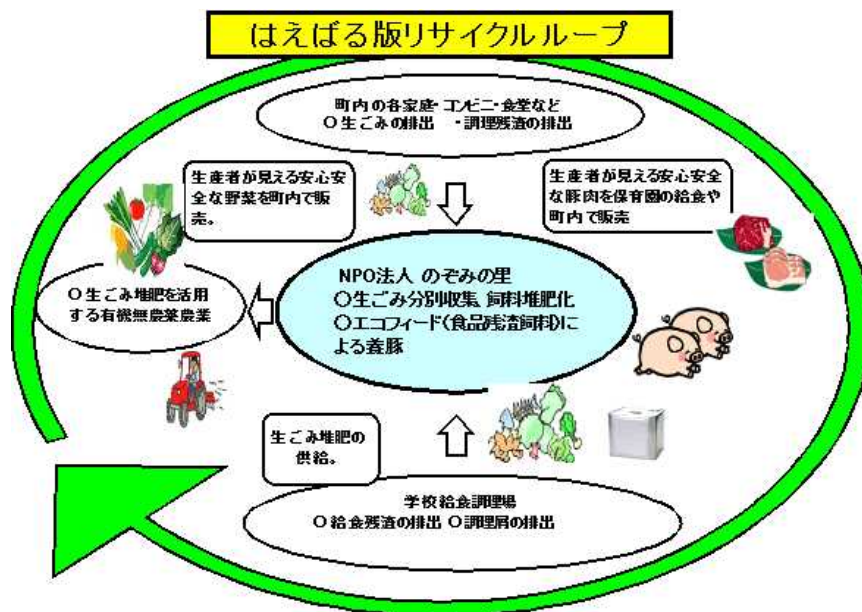
↑ 町長へ答申しました

環境への取り組み

2. はえばるリサイクルループ事業

1, 327万円

町内で排出される食品廃棄物を資源として再利用する「はえばるリサイクルループ事業」に取り組んでいます。これまで焼却処理されていた消費期限切れ食品や食べ残し等の食品残渣を豚の飼料や堆肥にして養豚や有機農業に活用しています。南風原にあったリサイクルの環ができるようNPO法人のぞみの里、事業所、町民が協力し「少しくづつ」環をつなげていき循環型社会を構築する取り組みです。これからも町民のみなさまのご協力よろしくお願いします。



※「はえばるリサイクルループ」事業により食品廃棄物が再利用され、作られた飼料は「はえばる豚」のエサに、堆肥は野菜作りに活用されています。その肉の加工販売や野菜の販売などの取り組みは、環境と福祉が連携し障がいのある方の就労の場も生み出されました。生産された食材は安心安全な食材として、町立保育園の給食や町内飲食店で利用されていて肉の旨みがよいと評判です。



↑ 30年度より自己繁殖を始めました



↑ 加工されパックされたはえばる豚の商品

ごみ処理対策事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:宮城 広子)

○ごみ処理対策事業

2億3,856万円

1. ごみの収集運搬と処理

町内から収集される「もやすごみ」「もやさないごみ」「有害・危険ごみ」「粗大ごみ」は、本町と那覇市で設立した那覇市・南風原町環境施設組合の那覇・南風原クリーンセンターで破碎・焼却処分されます。町全域の家庭ごみの収集運搬は、町が委託した収集業者が各家庭の門口から収集運搬しています。町は、その委託料を収集業者に支払います。ごみの出し方について詳しくは「家庭ごみの正しい分け方・出し方」のポスターをご覧ください。生活環境班へ問い合わせ下さい。

また、ごみ処理に掛かる経費で、那覇市・南風原町環境施設組合の運営費や那覇・南風原クリーンセンターの管理運営費及び最終処分場(那覇エコアイランド)建設費をごみの搬入量実績による負担割合で、那覇市・南風原町環境施設組合に負担金として支払い、平成19年7月に本町東新川地区に建設された「環境の杜ふれあい」の管理運営費については一定の負担割合で那覇市と負担しています。この施設で使用される電力はすべて「那覇・南風原クリーンセンター」の焼却炉で発電された余剰電力と施設屋上の太陽光発電でまかなわれ、雨水も散水やトイレ用水として利用しています。

家庭ごみ収集運搬委託料

3,840万円

那覇市・南風原町環境施設組合負担金

1億4,309万円

その他(町指定ごみ袋製造費、町内清掃ごみ処理費等)

1,980万円



↑ 草木ヤード



↑ 粗大ごみを破碎し、破碎鉄を分類しています

環境への取り組み

2. 資源ごみ・粗大ごみの処理

資源ごみ（アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、リターナブルびん、ダンボール、新聞・チラシ、紙パック、雑がみ・本類、布・古着類、草木、廃食用油）を分別収集し、リサイクル業者に処理を委託しています。また、廃食油はバイオマス発電施設へ販売し、サーマルリサイクルとして利用されます。町では今後も循環型社会の形成を目指し取り組んでいきます。

主な経費

資源ごみ収集運搬業務委託料	1,694万円
資源ごみ分別業務委託料	1,023万円
粗大ごみ収集運搬委託料	92万円
PET・ビン再商品化委託料	18万円
草木処理委託料	622万円
町内一斉清掃処理委託料	278万円

町内から収集される粗大ごみは、那覇・南風原クリーンセンターで破碎して焼却処分されます。粗大ごみの処理は予約制になっていますので、役場住民環境課に電話で申し込み、粗大ごみ処理券を貼って指定の日に出してください。



ソファ・マットレスを分解し鉄（リサイクル）と可燃ごみに分類し処分します ↑

し尿処理事業

（担当：総務部 住民環境課 課長：宮城 広子）

〇し尿処理事業

3,116万円

一般家庭のし尿・浄化槽汚泥は許可業者が収集運搬し、南風原町・西原町・与那原町・中城村・北中城村の5町村で組合を構成した、南部広域行政組合の「汚泥再生処理センター」で、し尿処理を行っております。

南部広域行政組合負担金（汚泥再生処理センター） 3,116万円



↑ アパートの合併浄化槽を清掃しています



↑ 汚泥再生処理センター（西原町字小那覇964番地）

VII 行財政計画

議会運営事業

(担当:議会事務局 局長:比嘉 勝治)

○議会運営事業

8,714万円

1. 議会の権限とは

町議会は地方自治法などの法律によって多くの権限が与えられており、町政の重要な事柄を審議・決定する大切な役目を持っています。主なものは次のとおりです。

①議決

議会に与えられた権限の中で最も重要なもので、

- ・条例の制定・改廃
- ・予算の議決
- ・決算の認定
- ・一定金額以上の契約の締結など

町政の重要な事柄に関しては、町議会の議決が必要です。

②調査と検査

町の仕事が、町議会の決定に従って適正に行われているかどうかを調査、検査します。

③意見書、決議

町民の福祉の向上や利益につながることについて、国、県などに意見書を提出したり、国政や社会問題などについて、議会の意思を明らかにするために決議を行ったりします。

④その他の権限

議長、副議長、選挙管理委員などを選ぶ選挙権、町長が副町長、教育長、教育委員、監査委員などを選任する場合の同意権、町民から提出された請願・陳情の受理権などがあります。

2. 議会運営に係る主な経費

①議員報酬 4,618万円

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ・議長:30.0万円(月額) | ・副議長:25.0万円(月額) |
| ・委員長:24.2万円(月額) | ・その他議員:23.3万円(月額) |

②議員期末手当 1,418万円

報酬額に10%を乗じた得た額を加算した額に100分の335を乗じた額(年間)

③議員共済会給付負担金等 1,587万円

④旅費(費用弁償) 627万円



▲議会議場での議案提案

効率的で健全な行財政運営

⑤需用費 14万円
消耗品費 14万円

⑥負担金、補助及び交付金 427万円
政務活動費交付金 96万円
その他負担金 331万円

⑦その他 23万円



▲現場調査(予算の執行状況を現場を見て確認します)



▲議会議場での採決の様子

◎政務活動費とは◎

政務活動費は、地方自治法第100条第14項～第16項に規定され、「南風原町議会政務活動費の交付に関する条例」に基づいて、町議会の議員が行う調査研究その他の活動のために必要な経費の一部として交付されます。



◎政務活動費の交付について◎

『南風原町議会政務活動費の交付に関する条例』及び『南風原町議会政務活動費の交付に関する規程』により、請求のあった議員に対して、月額0.5万円(年額6万円)を毎年4月と10月にそれぞれ半年分を一括して交付します。

※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、月額15,000円を5,000円としています。

議員は交付された政務活動費を調査研究その他の活動に使い、年度が終わると議長に収支報告書を提出し、報告することとしています。

また交付額を全て使わなかった場合は、残額を返還しなければなりません。

企画事務事業

(担当:総務部 企画財政課 課長:與那嶺 秀勝)

○企画事務事業

2,555万円

1. 南部広域市町村圏事務組合負担金 167万円(総務費)
2,022万円(南斎場建設事業負担金)

南部広域市町村圏事務組合(一部事務組合)

南部広域市町村圏事務組合では、市町村の枠組みを超えた行政サービスの維持向上と効率的な事務事業の推進・展開を図るため、構成市町村に替わって共同でする事務を行っています。

※構成市町村

(5市) 糸満市、浦添市、豊見城市、那覇市、南城市

(4町) 南風原町、八重瀬町、与那原町、久米島町

(6村) 粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村

【主な事業】

①「南斎場」の管理運営

火葬需要への対応と公衆衛生上の重要な都市施設として適切に維持管理されます。

②ふるさと市町村圏基金事業

- 1) 地域づくり推進事業:NAHAマラソンの共催による連携
- 2) 青少年健全育成事業:南部地区少年野球交流大会
- 3) 公共交通活性化推進事業:南部地区の新たな公共交通基本計画策定に向けた調査研究



2. その他経費 366万円

企画事務を運営するための使用料や各関係団体への負担金も支払っています。

【内 訳】

会計年度任用職員報酬等	136万円
島尻地域振興開発協議会負担金	16万円
南部広域行政組合事務局運営費	214万円

効率的で健全な行財政運営

電子計算事務事業

(担当:総務部 企画財政課 課長:與那嶺 秀勝)

○電子計算事務事業

4,647万円

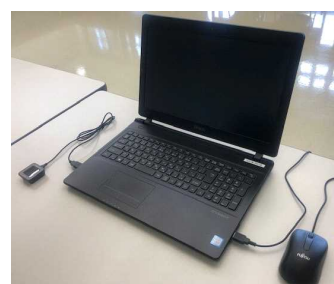
本町では、財務会計システムや文書管理システムなど業務の多くをコンピュータによる管理・運営により、事務の効率化及びコスト削減を図ると共に、個人情報の漏洩や不正使用などの対策を強化し情報セキュリティの確保と個人情報保護に努めます。

1. 業務システム(事務処理部門)の管理・運営 4,647万円

各業務システムを安定して管理・運営するための保守委託及びシステム・機器等の使用料、セキュリティ対策に係るライセンス費用や業務用パソコンの入替に係る予算を計上しています。

主な経費

シンクライアントシステム委託料等	926万円
電算個別業務処理委託料等	976万円
シンクライアントシステム使用料	509万円
仮想サーバー使用料等	1,446万円
沖縄県セキュリティクラウド負担金	153万円
その他(消耗品・修繕料・備品購入費)	637万円



共用端末

基幹系事務事業(マイナンバー制度関係等)

(担当:総務部 企画財政課 課長:與那嶺 秀勝)

○基幹系事務事業

7,529万円

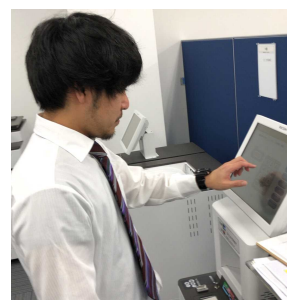
住民票の発行や国民健康保険の保険証の交付など多くの事務が電算システムにより行われています。電算システムを利用することにより、より早く正確に業務を進めております。

1. 基幹システム(住民サービス系システム)の充実 7,529万円

事務の効率化や住民サービスの向上を図るため、住民票などを発行する為の住民情報システムや税金・収納管理システム、福祉・健康管理システムなどの電算システムの運用費用や社会保障・税番号制度にかかる負担金などの費用を予算計上しています。

主な経費

住民情報システム委託料等	1,281万円
住民情報システム使用料等	5,425万円
番号制度関係負担金	619万円
その他(特別旅費、印刷製本費、負担金)	204万円



コンビニ交付試験

ふるさと納税推進事業

(担当:総務部 企画財政課 課長:與那嶺 秀勝)

○ふるさと納税推進事業

1億2,000万円

南風原町へ寄附していただいた町外在住者に対して町の特産品等を返礼品として贈呈します。

ふるさと納税制度を活用し、南風原町、事業所が一体となり、南風原町のPRや地場産品の販路拡大など地域活性化を推進します。

■主な経費

ふるさと納税業務委託料	1億196万円
ポータルサイト使用料	1,608万円
その他	196万円



▲ふるさと納税による返礼品の一部(玉のりシーサー)

ふるさと納税とは？

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。

ふるさと納税という名称ですが、実際には自治体への寄附となっており、自己負担額2,000円を除いた金額が税金の控除対象となります。

効率的で健全な行財政運営

住基・印鑑登録・旅券事務事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:宮城 広子)

○住基・印鑑登録・旅券事務事業

3,582万円

1. 住民基本台帳・印鑑登録に関する事務

住民の皆様が町内外へ引越した時、又は婚姻届、離婚届、出生届、死亡届など、役場へ届出をした場合に、住民基本台帳の記録更新を行い、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成します。住民基本台帳は住民の方々に関する事務処理の基礎となるものです。又、住民票の写しの交付などにより、住民の方々の居住関係を公証するとともに国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金の被保険者の資格の確認、児童手当の受給資格の確認、学齢簿の作成、生活保護及び予防接種に関する事務、印鑑登録に関する事務処理のため等に利用されます。

平成23年7月から本町、豊見城市、南城市、与那原町、八重瀬町の5市町間で住民票謄抄本や戸籍謄抄本、印鑑証明書が受け取れる広域行政窓口サービス事業を行っており、更に平成25年4月からは旅券(パスポート)の受付申請・交付も行っており住民の利便性が向上しております。

また、住民環境課では新規又は車検の切れている自動車を車検場に移動させる際、公道を臨時的に走らせるために必要な許可を受けるための制度、自動車臨時運行許可業務(仮ナンバー)も行っております。

主な経費	会計年度任用託職員報酬	847万円
	コンビニ交付事務委託料	70万円
	コンビニ交付事務運営負担金	69万円
	その他の経費	2,596万円



マコ
ルピ
ンビ
チー
コ
ピ
ー
機
の
こ
と
で
す。

★自動交付機またはコンビニのコピー機を利用して各種証明書の発行が可能です。

マイナンバーカード又は住基カードを利用し、南風原町役場設置の自動交付機を利用することで、土日祝祭日及び時間外も証明書の発行が可能です。また、平成25年9月から全国のコンビニでの証明書発行が可能となり、月平均に400件以上の利用があります。

利用時間は(6:30～23:00)と自動交付機よりも長くなっており、住民の利便性が更に向上しております。

また、電子証明書を取得すると、e-Taxの申告等が自宅からインターネットを使ってできるようになります。

	証明書	利用時間	設置場所
自動交付機	住民票、印鑑証明書 所得証明書、所得課税証明書	7:00～ 22:00	南風原町役場
コンビニ	戸籍全部事項証明書 戸籍附票	6:30～ 23:00	全国ファミリーマート、 ローソン等のコンビニ

■■■ 印鑑登録証をマイナンバーカード又は住民基本台帳カードに併用 ■■■

町では平成22年4月1日から印鑑登録証の新規交付を住民基本台帳カード(住基カード)に併用させていましたが、マイナンバーカード制度の開始に伴い、住基カードの発行は、平成27年12月31日で終了となっています。そのため、印鑑登録の新規交付はマイナンバーカードに併用できます。また自動交付機や、コンビニで証明書を交付する場合は現行の手数料300円から200円となり、よりお得で便利です。(戸籍事項証明書のみ 手数料450円→400円)

【コンビニで取得した証明書のイメージ】

証明書のイメージ



おもて面



うら面

証明書のおもて面、うら面には高度な偽造・改ざん防止対策が施されています。

※実際の証明書は、市区町村指定の様式になります。

戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正によって 平成20年5月1日から「本人確認」が義務付けられています

近年、本人の知らない間に戸籍や住民票等の証明書が不正に取得されたり、虚偽の届出がされるという事件が全国的に発生していることや個人情報の保護に対する関心が高まったことから、不正請求防止のため、窓口に来られた方の本人確認が義務付けられました。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

住民環境課からのお知らせ

1. 戸籍の届出時には身分証を持参してください

近年、本人の知らない間に他人が勝手に婚姻届や養子縁組届などを提出する事件が起きている。町ではこうした虚偽の届出を防止するために、次の5つの届出について窓口に出す全ての人に身分証(官公署発行で写真付きのもの:運転免許証・パスポート等)を提示していただいています。なお、身分証をお持ちでない人も届出をすることはできますが、本人と確認ができなかった場合には、郵便で届出があったことを当事者に通知しています。

※身分証の提示が必要な戸籍の届出: 婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届

※本人の意思に基づかない戸籍の届出がされることを防ぐため、届出を受理しないよう申し出る制度「不受理申出制度」もあります。

2. 住民異動届について

第三者のなりすましによる悪質な届出を未然に防ぐため、写真付き証明書等(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等)で本人の確認を行っています。

窓口での本人確認書類について

○1点確認でよいもの(官公署が発行した顔写真付き証明書)

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付)、在留カード、身体障害者手帳、官公署が発行したが発行した免許証・許可証・資格証明書等。

○2点確認以上の組み合わせの確認(「①2点」または「①+②」の組み合わせで2点以上)

①官公署が発行した「顔写真のない」書類等

各種健康保険被保険者証、各種年金手帳、各種年金証書、住民基本台帳カード(顔写真なし)、生活保護受給者証

②民間発行の「顔写真付」の書類等

学生証(公立を除く)、社員証

※預金通帳、キャッシュカード、診察券の場合、住民票の写し等の申請の場合は可、戸籍謄本等の申請の場合は不可。学生証について、国公立大学は国立大学法人(民営)なので②に該当します。

代理人の方へ「委任状」の提出が必要です。

※代理人は、本人確認書類と請求者の代理人であることを明らかにする書類(委任状)が必要です。

※偽りその他の不正な手段によって戸籍及び住民票等の証明書の交付を受けた者は、

刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※印鑑証明書については、これまで同様印鑑登録証の提示のみで交付を受けることができます。

問い合わせ先 住民環境課 TEL889-4414

町県民税に係る経費

(担当:総務部 税務課 課長:大城 あゆみ)

○町県民税に係る経費

1,393万円

町県民税は個人の前年の所得に応じて納める税金であり、市町村では個人の町県民税と法人の町民税を賦課徴収しています。

公平・公正な課税をおこなうだけでなく、町民の方へのわかりやすい説明やスムーズに申告などの手続きができるよう、窓口等のサービス向上に取り組んでいます。

また、地方税の手続きについては全国的に電子化が進められており、本町においても国税連携システム及びeLTAX(エルタックス)システムを活用し、事務の効率化を図っています。

主な経費

会計年度任用職員報酬等	357万円
納付書等郵送費	314万円
納付書作成委託費	342万円
eLTAXに係る経費	261万円
その他事務経費	119万円



固定資産税に係る経費

(担当:総務部 税務課 課長:大城 あゆみ)

○固定資産税に係る経費

1,783万円

固定資産税(土地・建物・償却資産)に対する課税を適正に行うためには、その固定資産の正確な把握、適正な評価(価格)が基本となります。土地や建物には様々な形態があり、その評価について納税者へより分かりやすく正確に説明する目的から、町では以下のような業務を行っています。

1. 標準宅地の不動産鑑定業務(土地)

適正に土地の固定資産税を課税するため、固定資産の評価の基準となる標準宅地価格の調査を不動産鑑定士に依頼しています。

2. 土地の課税資料修正業務(土地)

土地の用途や、所有者、面積などの登記情報に変更があった場合は、土地のデータ修正を行い、そのデータを基に地籍図や路線価図等の課税資料を作成し、現地調査や日々の課税業務に活用しています。

また、課税業務以外にも、工事前の地番の確認、道路の位置、境界の確認等、さまざまな場面で活用されています。

効率的で健全な行財政運営



▲地籍図



▲路線価図

3. 評価見直し業務(土地)

土地の評価は3年毎に見直すこととなっています。そのため、町では3年にまたがり、次回の評価替えに向けた評価見直し業務を委託しています。また、評価替えに併せて3年に1度、町全体の航空写真の撮影も委託しています。なお、次の評価替えは令和3年度となっています。

4. 家屋評価システムHOUSAS使用料

固定資産(家屋)の適正な把握・管理・評価計算を行うためのシステム使用料です。

5. 家屋評価システムHOUSAS保守管理委託料

システムの保守管理を行うことにより、適正な評価計算、検索、集計、住民情報総合システムへの転送及びデータの作成・修正を正常かつ円滑に行います。

6. 固定資産税納付書作成及び事務経費

固定資産税の納付書を発行し発送するための経費と事務用品などの消耗品費です。

主な経費

評価に伴う委託料及びリース料	1,652万円
納付書等郵送費	97万円
消耗品など事務経費	34万円



▲家屋(建物)を把握するため町内を巡回します。

賦課徴収事業

(担当:総務部 税務課 課長:大城 あゆみ)

○賦課徴収事業

1,973万円

町税(町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税)の徴収業務、納税指導や滞納整理(差押えなど)事務を行い町税の納付又は納入の安定確保を目的とする経費です。職員5名に納税指導を専門とする嘱託職員3名を配置し、税負担の公平・公正性を保ち、町税の安定確保の向上に取り組んでいます。

主な経費

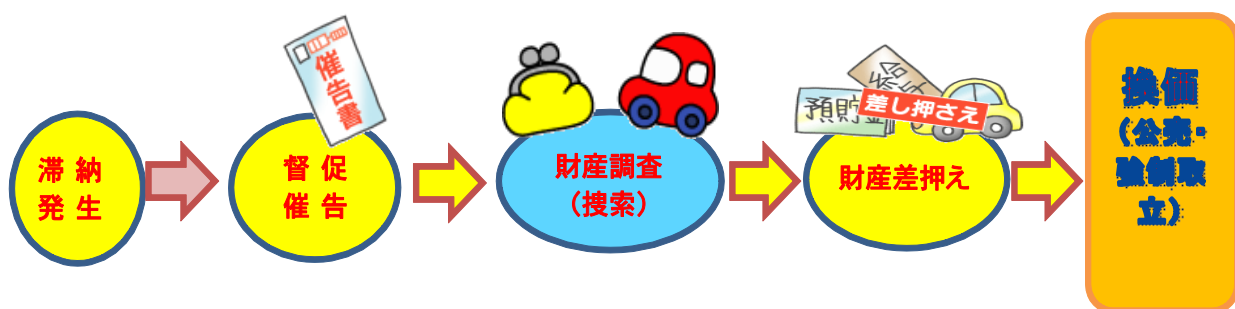
会計年度任用職員(町税務徴収員)報酬等	749万円
郵送費等	435万円
消耗品など事務経費	126万円
過年度還付金	663万円

★Pointチェック!

滞納処分とは・・・?

納税は国民の義務です。税金は、納税者の方が定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっていますが、その納期限までに税金の納付又は納入がない場合には、納期限内に納められた方との公平に努め、町の租税債権を保全するために、本来の税額に延滞金を加算して納付いただくことになるほか、やむなく「滞納処分」を行うことがあります。

「滞納処分」とは、税金を滞納している者(個人または法人)の意思に関わりなく、滞納になっている税金を強制的に差し押さえ徴収することです。滞納者の財産を差し押さえ換価し、滞納になっている税金に充て完納させる一連の手続きを言います。



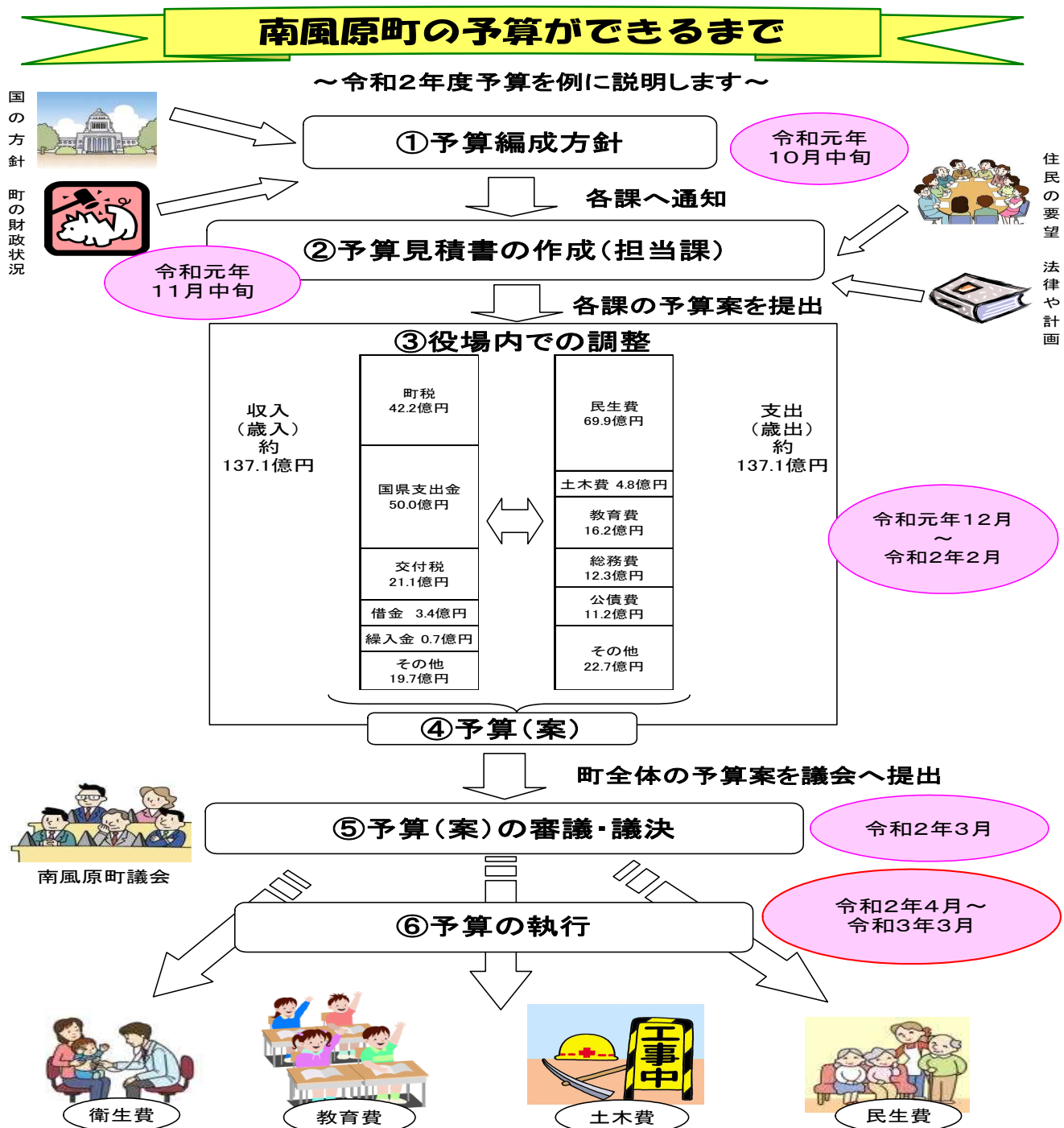
差押えとは・・・?

財産調査で発見された滞納者の財産に対する差押えを言います。差し押えを行った場合、滞納者やその利害関係者(会社・金融機関・生命保険会社・不動産の抵当権者など)に「差押通知書」を送付します。※法律では「督促状を発した日から起算して10日経過した日までに完納しないときは財産を差し押えなければならない」となっています。(国税徴収法第47条)

資 料 編（インタビュールーム）

Q1 町の予算はどのようにしてできるのですか？

予算とは、南風原町の1年間の収入と支出の見積もりのことをいいます。家計に例えると、「1年間の収入がいくらで、そのうちの生活費がいくら、ローンの返済がいくら」というものを示したものです。町長(役場)が予算案を作り、その案を議会に提出します。議会で可決(承認)されると、正式に予算となります。



令和2年度の予算を例に、前のページの図にそって説明します。

①予算編成方針(令和元年10月中旬)

予算編成方針とは、国の方針や町の財政状況などを参考に、予算を作るときの基本的な考え方を示したものです。この予算編成方針を役場の各課に通知します。各課はこの方針を基に予算の見積もりをします。

②予算見積書の作成(令和元年11月中旬)

予算編成方針に基づき、事業の担当課では、予算見積書を作成します。皆さんの家庭でも、洗濯機が古くなったから新しいものを購入したい、旅行に行きたい、など要望はたくさんあると思いますが、実際の収入に見合う範囲内で、優先順位を決めて家計をやりくりしていることと思います。

町も皆さんの家庭の家計と同じように、限られた収入(財源)の中で、優先順位をつけて事業を選択し、予算を作っています。

③役場内での調整(令和元年12月～令和2年2月)

役場内で、各課の予算見積書の内容について聞き取り(ヒアリング)を行います。ひとつひとつの事業について、緊急性、必要性があるのか、法律や町の計画に沿ったものなのかなど、内容の確認を行います。

④予算(案)の提出(令和2年3月)

最終的に、1年間の収入の見積もりと、支出の見積もりを同じ額になるように調整し、予算(案)を作ります。その後、予算(案)は、説明書をつけて、議会に提出されます。

⑤予算(案)の審議・議決(令和2年3月)

提出された予算(案)は、3月の定例議会において審議が行われ、議決されます。議決の内容は「原案可決」、「修正可決」、「否決、審議未了」の3種類あり、「原案可決」若しくは「修正可決」の議決がなされると、予算案が予算として成立することになります。

⑥サービスの提供(令和2年4月から令和3年3月までの1年間)

議会の議決(予算成立)後、1年間の予算の使用計画に基づき、担当課において予算の執行(サービスの提供)が行われます。

以上で、予算が作られサービスの提供として使われるまでを説明しました。町では、皆さんが支払う貴重な税金を、最小の経費で最大の効果を得られるよう努めてまいります。

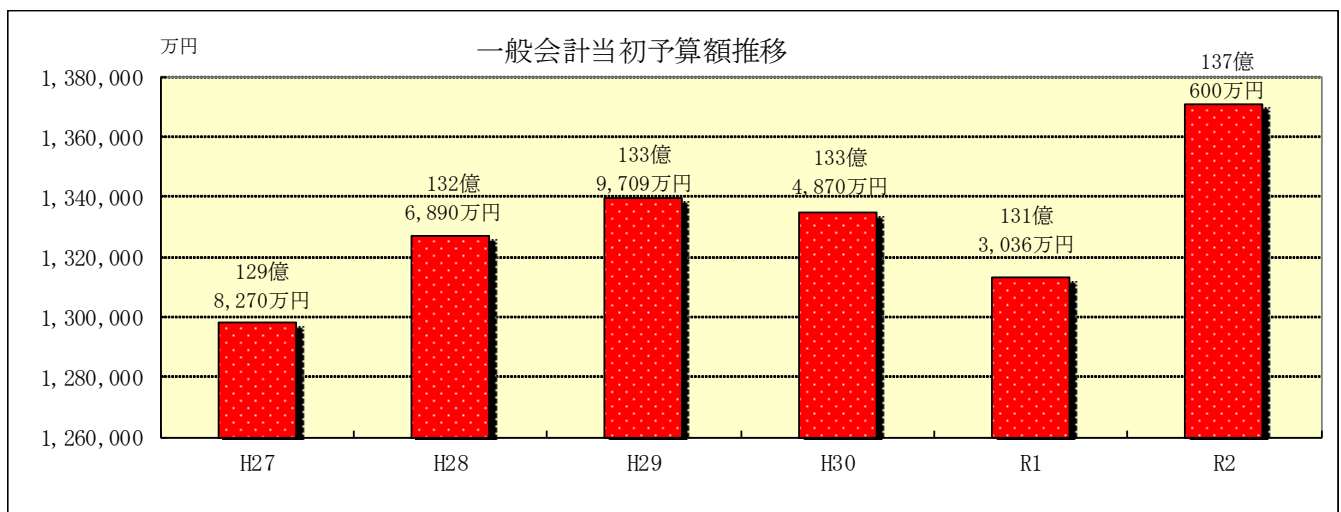


Q2 町の予算は毎年増えているのですか？

町の予算はみなさんの家庭の家計と同じように、得た収入(町税や国・県からの補助金など)や、借金(町債など)をしながら、仕事をしてやりくりしています。町の予算は、人口の増加に伴う社会資本の整備等により年々増加しています。なお、町の予算は、一般会計と5つの特別会計に分かれており、各会計の説明は下記のとおりとなっています。

○一般会計

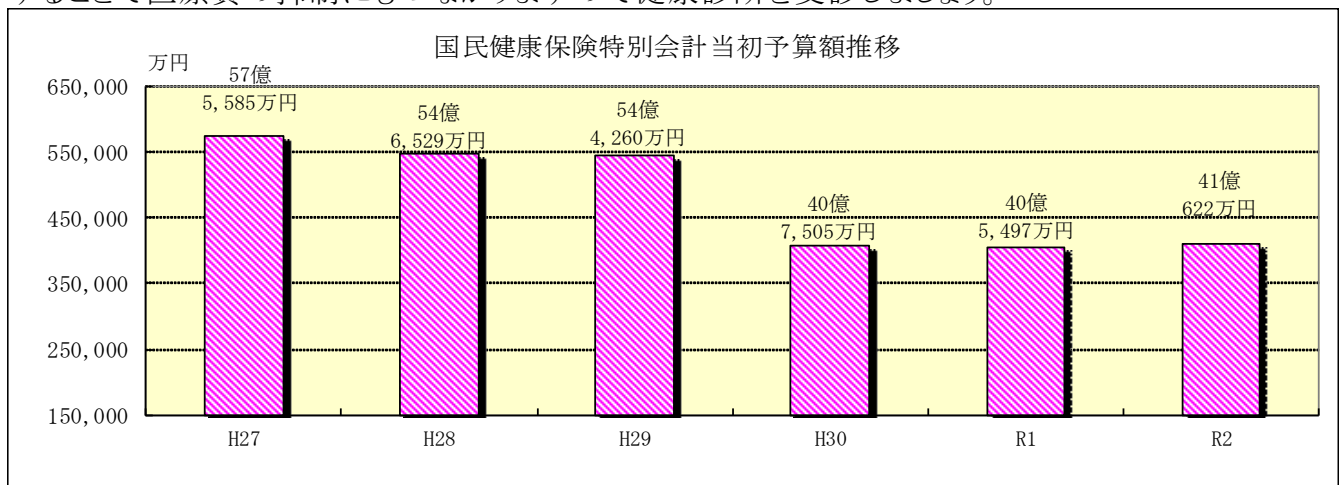
本会計は民生費や土木費、教育費など、行政を運営するうえで最も基本となるもので、町の予算の70%以上が一般会計でまかなわれています。



○特別会計

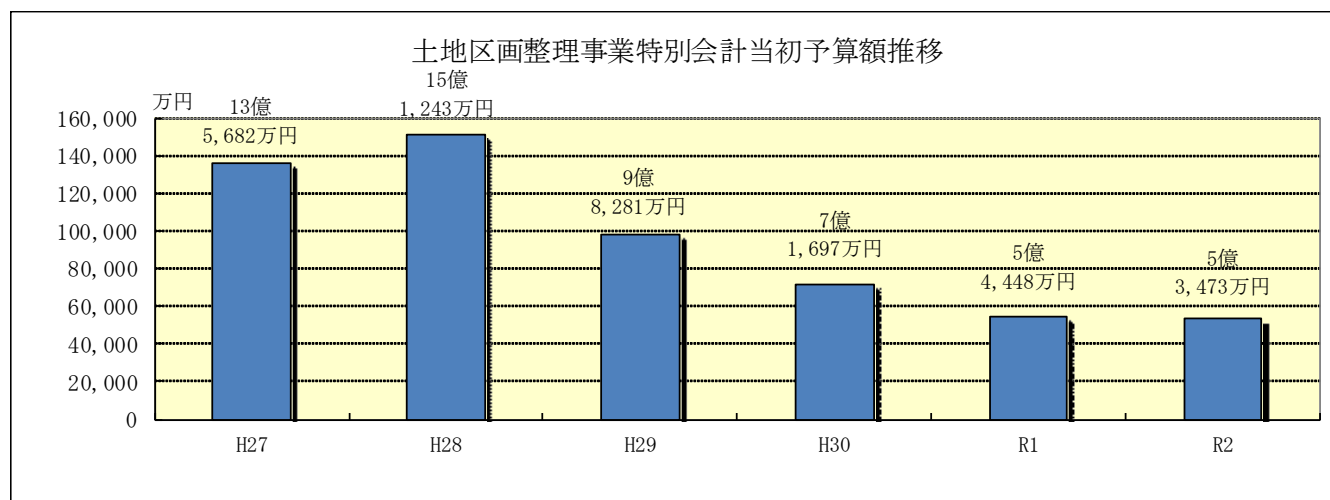
■国民健康保険特別会計

通称「国保」の運営は、加入者の皆さんが納めた税金だけではなく、国・県・町も費用を負担しています。加入者の誰もが安心して平等に医療が受けられるように保険税を出し合い、いざというときの医療費にあてる「助け合い」の精神に基づいた制度です。ひとり一人が自分の健康状態を管理することで医療費の抑制にもつながりますので健康診断を受診しましょう。



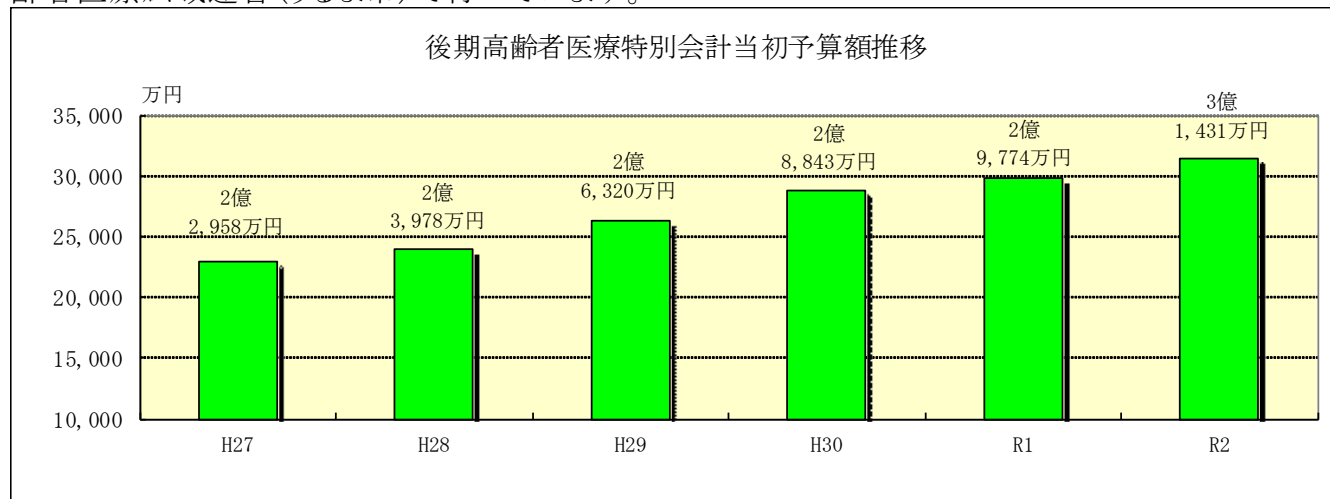
■土地区画整理事業特別会計

本特別会計は津嘉山北土地区画整理事業を実施するため、平成8年度に創設されました。平成2年頃から地域住民の皆さんや土地所有者の皆さんとまちづくり(案)などについて議論や討論を重ねながら実施しています。



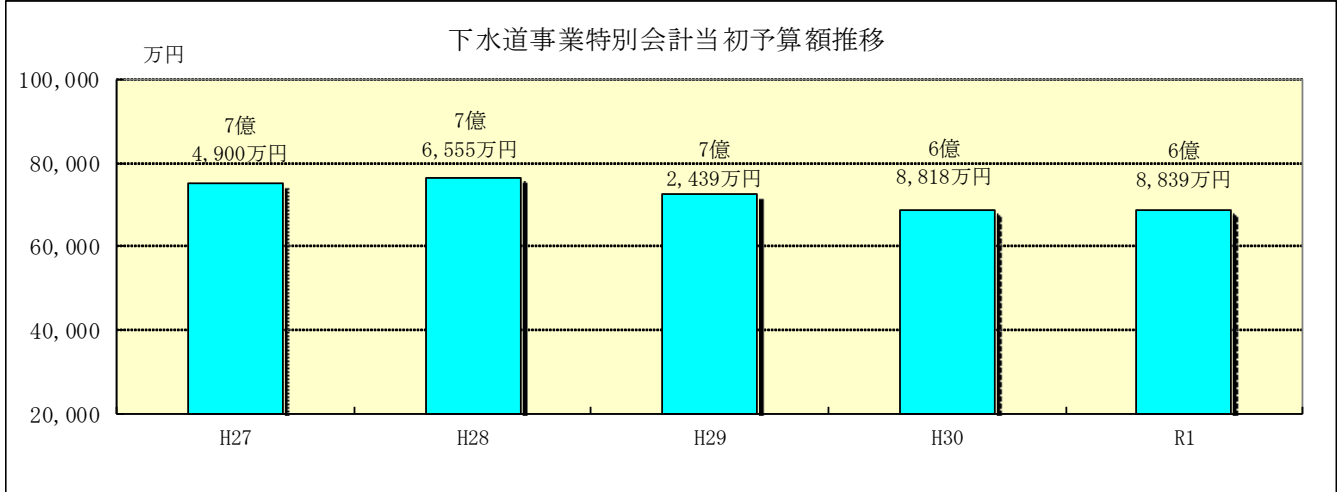
■後期高齢者医療特別会計

本特別会計は、老人医療制度に代わる新しい医療制度「後期高齢者医療制度」が平成20年4月からスタートすることに伴い創設されました。後期高齢者医療に係る事務は役場と沖縄県後期高齢者医療広域連合(うるま市)で行っています。



■下水道事業特別会計

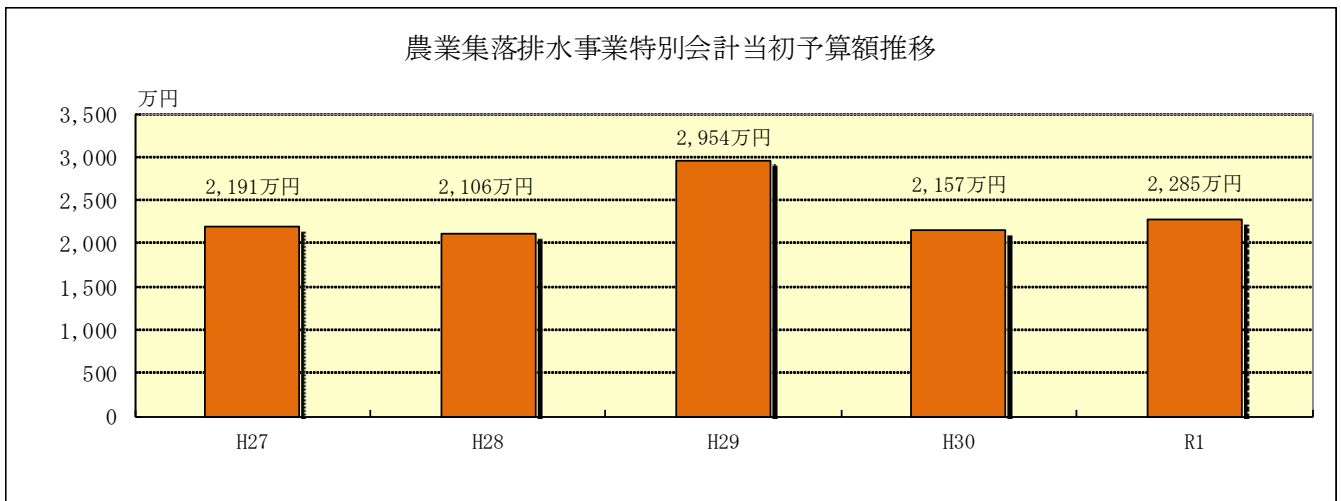
下水道を使用している方が納める下水道使用料で運営することとなっており、使用者から下水道料金を徴収しています。 ※令和2年度から公営企業会計へ移行となりました。



■農業集落排水事業特別会計

本特別会計は、平成10年度に創設されました。神里地区が平成15年度に供用を開始、宮城地区は平成19年度に供用開始しました。平成19年度からは施設の維持管理が主な経費となっています。農業集落排水事業も下水道事業と同じように使用者から使用料を徴収しています。

※令和2年度から公営企業会計へ移行となりました。



○公営企業会計

■下水道事業会計

令和2年4月1日より、地方公営企業法の財務適用で「特別会計(官庁会計)」から「公営企業会計(複式簿記)」へ移行し、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計が『下水道事業会計』という一つの会計となりました。今年度の事業費は**5億3,908万円**、整備予定箇所は主に津嘉山土地区画整理区域内の整備を行い、与那覇地内でも污水管布設工事を行う予定です。

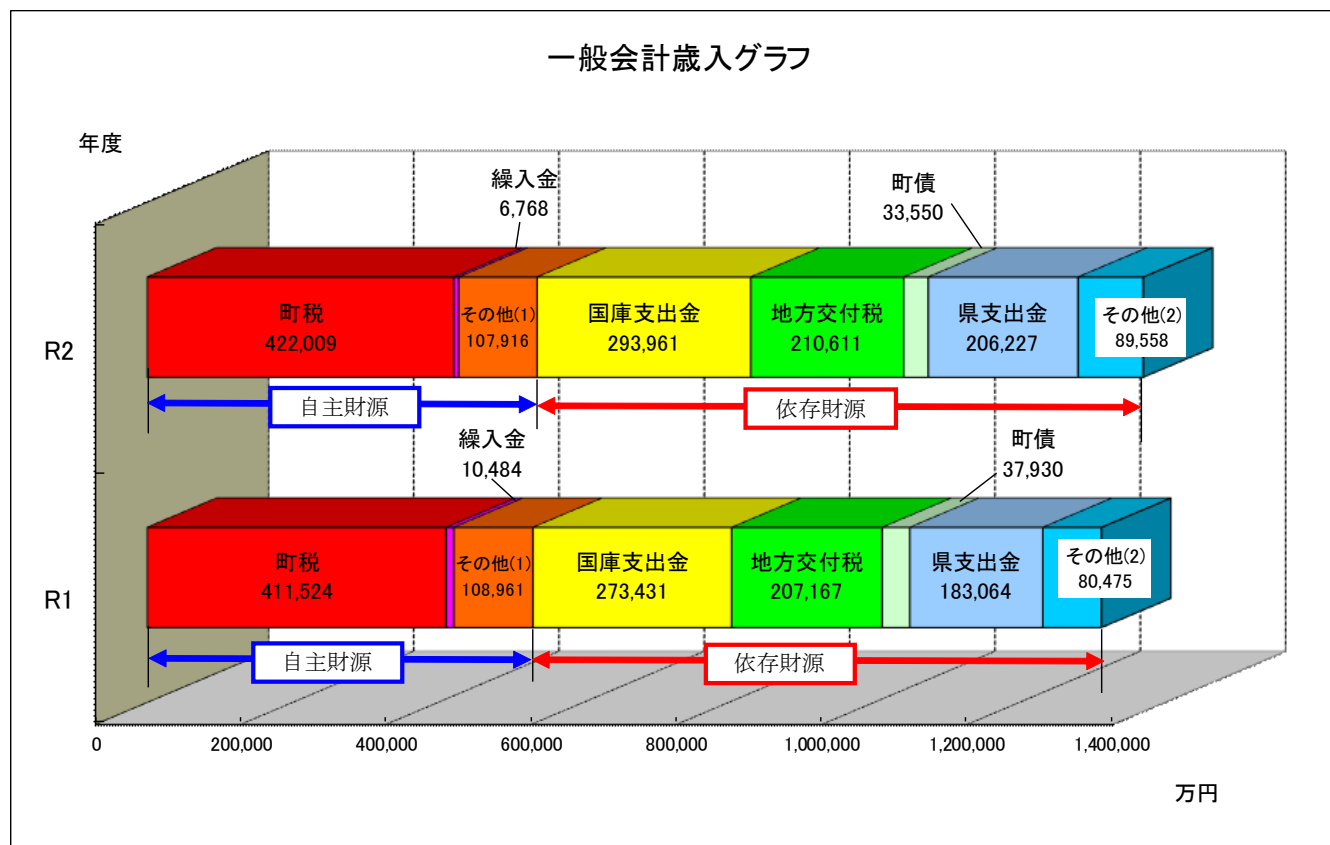
Q3 令和2年度の予算の配分はどうなっているのですか？

○一般会計予算の配分

令和2年度一般会計予算額は137億600万円です。ここではその収入と支出、それぞれの内訳を説明します。どのようなお金が町に入ってきて、どのように使っていくのかを見てみましょう。

①収入

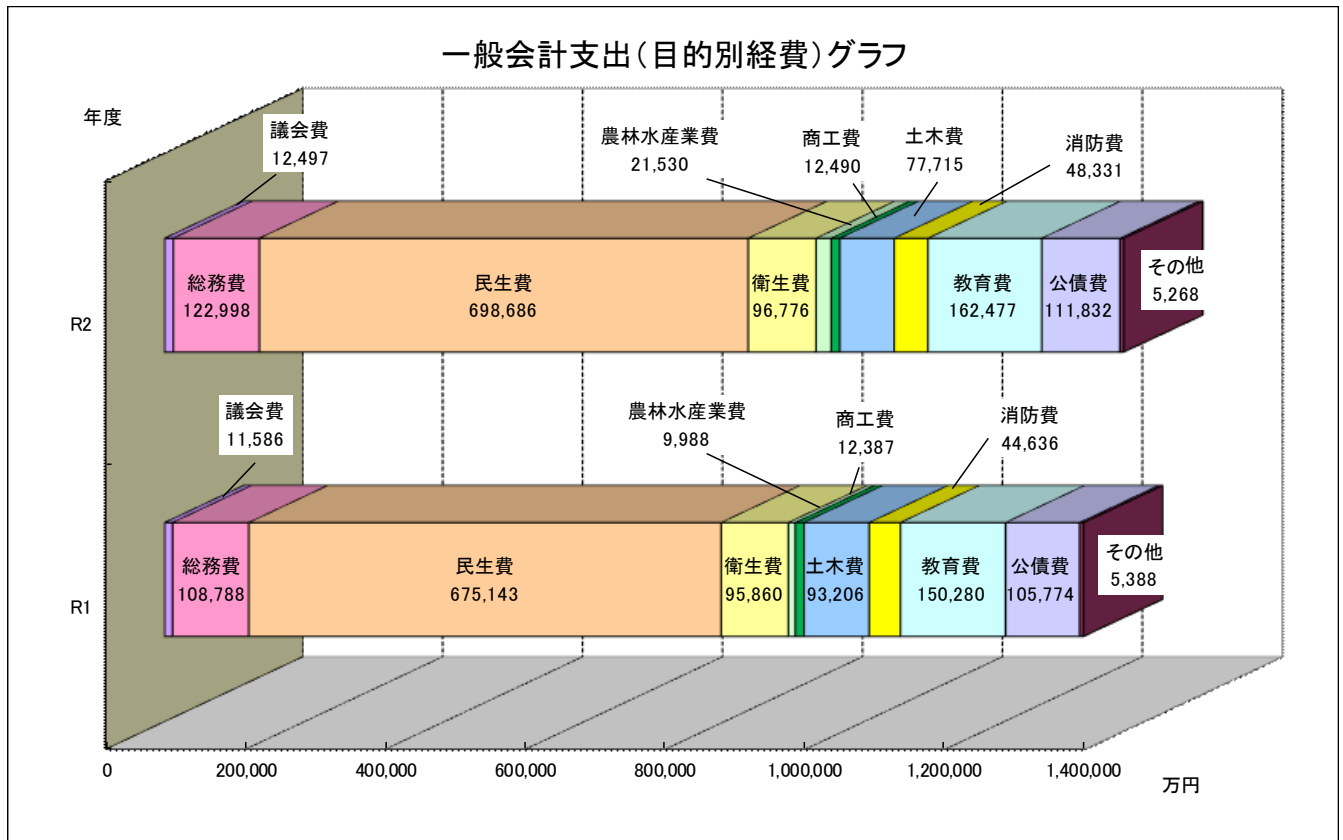
南風原町の収入で一番大きな割合をしめているのは、町民税や固定資産税など、みなさんが町に納める税金で42億2,009万円です。ここではその収入と支出、それぞれの内訳を説明します。どのようなお金が町に入ってきて、どのように使っていくのかを見てみましょう。



※その他(1)の収入科目は諸収入、分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰越金、寄附金、財産収入です。

※その他(2)の収入科目は地方消費税交付金、地方譲与税、地方特例交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、利子割交付金、交通安全対策特別交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金です。

②目的別支出(一般会計)



令和2年度当初予算と令和元年度当初予算の支出を目的別に分類したグラフです。目的別の主な増減事業は下記のとおりとなります。

※記入例:増減項目 増減額(令和元年度当初予算→令和2年度当初予算)

【総務費】

ふるさと納税推進事業 8,974万円(3,026万円→1億2,000万円)

【民生費】法人保育園運営費等

1億4,239万円(19億6,625万円→21億864万円)

介護給付・訓練等給付事業

4,780万円(10億5,245万円→11億25万円)

【衛生費】こども医療費助成金

1,436万円(2億2,747万円→2億4,183万円)

【農林費】沖縄県特定地域経営対策事業

1億1,109万円(0万円→1億1,109万円)

【商工費】琉球絃等伝統工芸事業

▲13万円(2,426万円→2,413万円)

【土木費】町道10号線道路改良事業

▲1億2,104万円(1億2,355万円→251万円)

津嘉山公園整備事業

▲3,400万円(7,402万円→4,002万円)

津嘉山中央線街路事業

▲7,580万円(9,211万円→1,631万円)

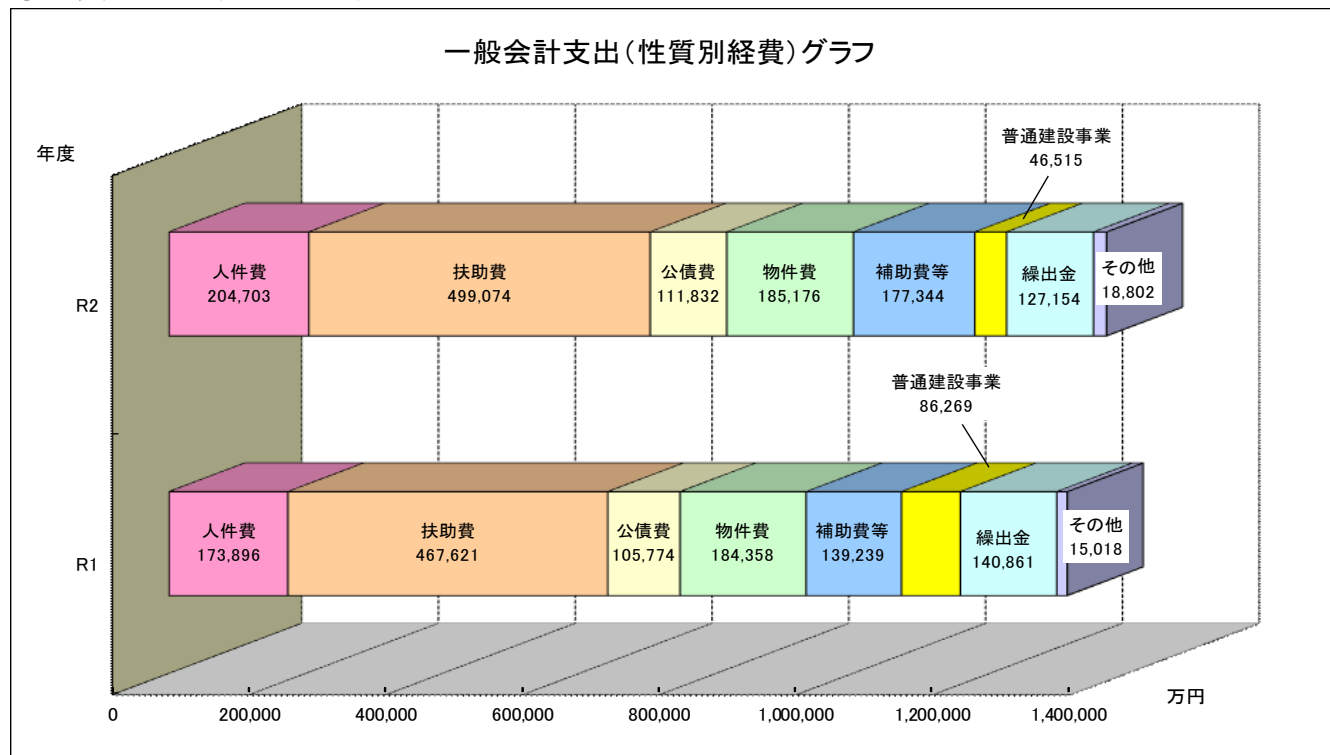
【教育費】教科書改訂に係る経費

1億9,690万円(0万円→1億9,690万円)

要保護・準要保護支援事業

485万円(9,624万円→1億109万円)

③性質別支出(一般会計)



令和2年度当初予算と令和元年度当初予算の支出を性質別に分類したグラフです。性質別の主な増減理由は下記のとおりとなります。

※記入例:増減項目 増減額(令和元年度当初予算→令和2年度当初予算)

【人件費】 会計年度任用職員報酬等 7,710万円(4億7,458万円→5億5,168万円)
退職手当特別負担金 ▲802万円(2,390万円→1,588万円)

【扶助費】 法人保育園運営費等 1億4,239万円(19億6,625万円→21億864万円)
介護給付・訓練等給付事業 4,780万円(10億5,245万円→11億25万円)

【物件費】 委託料 1億5,473万円(8億543万円→9億6,016万円)

【補助費等】学童クラブ補助金 2,462万円(1億6,091万円→1億8,553万円)
沖縄県特定地域経営対策事業 1億1,109万円(0万円→1億1,109万円)

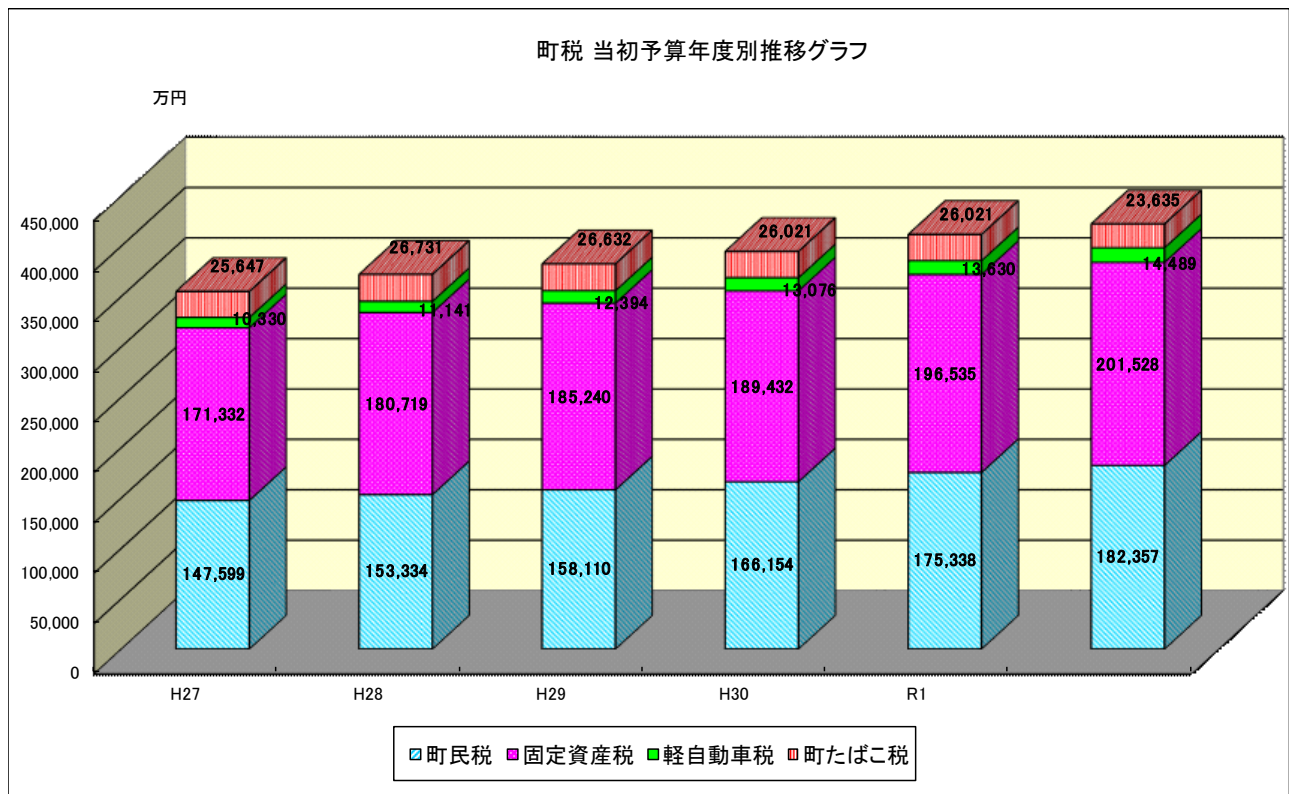
【普通建設事業費】
津嘉山公園整備事業 ▲3,400万円(7,402万円→4,002万円)
津嘉山中央線街路事業 ▲7,580万円(9,211万円→1,631万円)

Q4 令和2年度の町税の収入と内訳はどうなっているのですか？

町税の収入は税の種類によって増減がありますが、全体を見てみると年々増加傾向にあります。令和2年度と令和元年度を比較してみると、町民税、固定資産税、軽自動車税において見込額が増になっており、町税全体で1億485万円の増となっています。

1. 町税の内訳

令和2年度予算の町税収入を占める割合でみると、固定資産税が20億1,528万円で税金収入の47.8%を占めており、次いで町民税が18億2,357万円、町たばこ税が2億3,635万円、軽自動車税が1億4,489万円となっています。

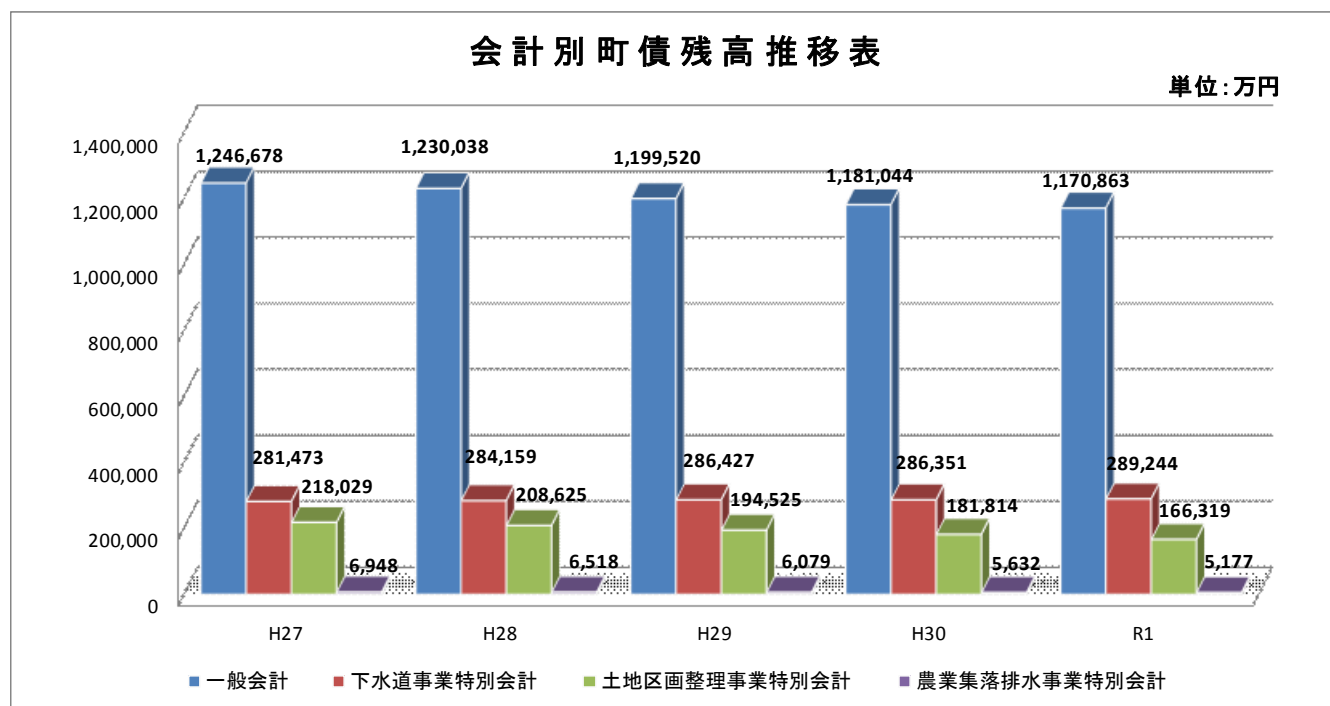
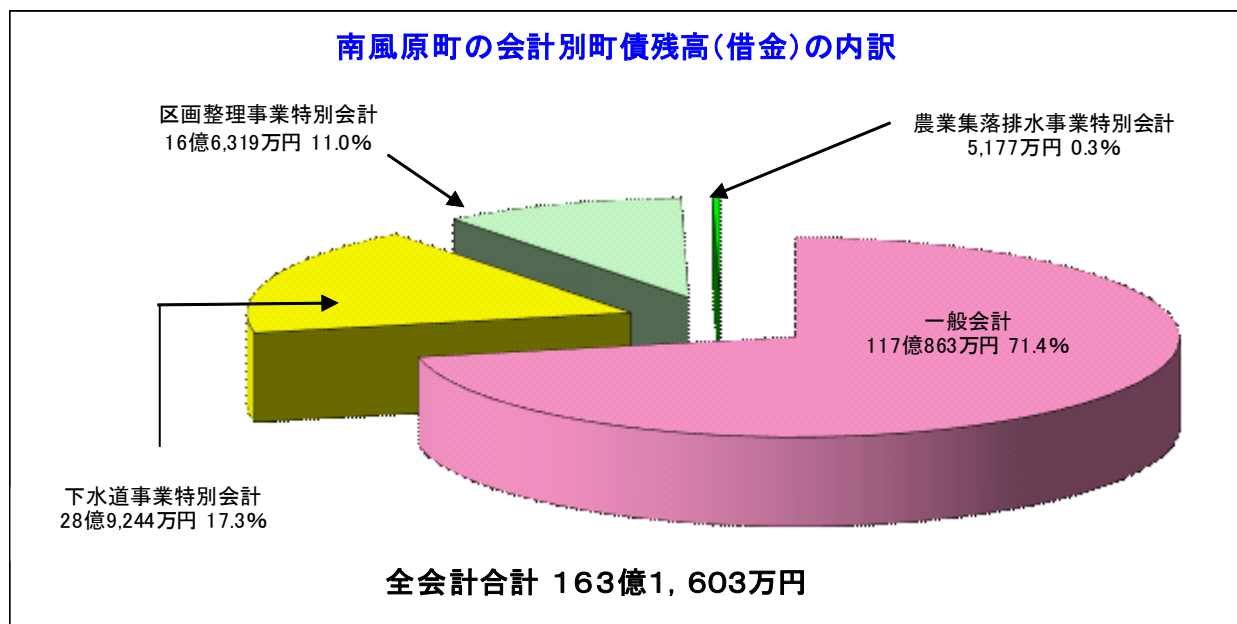


単位：万円

項 目	H27	H28	H29	H30	R1	R2
町 民 税	147,599	153,334	158,110	166,154	175,338	182,357
固 定 資 産 税	171,332	180,719	185,240	189,432	196,535	201,528
軽 自 動 車 税	10,330	11,141	12,394	13,076	13,630	14,489
町 た ば こ 税	25,647	26,731	26,632	26,021	26,021	23,635
町 税 合 計	354,908	371,925	382,376	394,683	411,524	422,009

Q5 町の借金（町債）はどのくらいあるのですか？

町では、道路整備や学校建設、下水道整備等の公共施設整備を行うにあたり、起債（町の借金）を活用して事業（仕事）を行っています。その町の借金（町債残高）は、令和元年度末（令和2年5月31日）見込みで、全会計合わせて163億1,603万円となっています。



次に、町ではどのような事業に町債を活用しているか、目的毎に分けて紹介します。

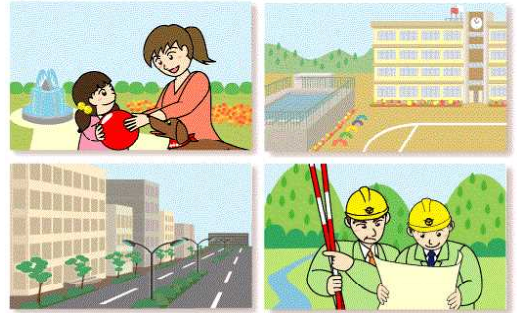
目的別町債(地方債)用語説明

■公共事業等債・・・国の補助事業のうち地方負担分にあてて町債です。

最近この借入を活用して行った事業

○津嘉山中央線街路事業

○黄金森公園、津嘉山公園、町道改良事業など



■教育・福祉施設等整備事業債・・・幼稚園、小・中学校等の施設整備にあてて町債です。

最近この借入を活用して行った事業

○町立学校空調設備設置事業

■一般単独事業債・・・おもに国からの補助金を受けられない事業にあてて町債です。

■災害復旧事業債・・・台風や大雨等により被害を受けた道路や河川、公共施設などの復旧工事にあてて町債です。

最近この借入を活用して行った事業

○南風原中学校バックネット復旧事業



■その他の起債・・・減税補てん債や臨時財政対策債等、本来国が町に交付すべきものを国に代わって町が借入した町債です。

■下水道事業債・・・下水道を整備するためにあてて町債です。

最近この借入を活用して行った事業

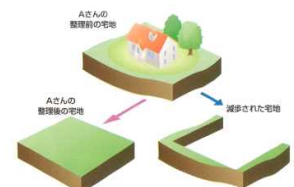
○公共下水道整備事業



■土地区画整理事業債・・・区画整理の事業にあてて町債です。

最近この借入を活用して行った事業

○津嘉山北土地区画整理事業



■農業集落排水事業債・・・農業集落排水施設を整備するためにあてて町債です。

この借入を活用して行った事業(平成18年度以降より借入無)

○農業集落排水整備事業(神里、宮城地区)

●町債(地方債)ってなに？

南風原町の収入となるものは、町民税・固定資産税などのみなさんが納める「税金」と国からの地方交付税・国庫支出金、さらには、使用料・手数料などの現金収入があります。

通常はこれらの財源を活用し、各種行政サービス(仕事)を行っていますが、学校建設や道路整備等の大規模な公共施設整備を行う場合は、現金収入以外に「借金」をして施設を完成させ10年から30年にわたってその借金を返済しています。このような借金を「町債(地方債)」といいます。これは、私たちが家を建てる際に住宅ローンを活用することと同じ考え方です。

●なぜ、借金をするの？

- ① 町債(地方債)を活用することによって、「財政負担の年度間調整」を図ることができます。つまり、計画的で効率的な財政運営(家計のやりくり)ができるということです。例えば、南風原町のように財政に余裕があるとはいえない町で、たくさんお金のかかることをしようとすると、1年間に入ってくるお金だけでは足りないことがあります。住宅ローンを考えてみてください。家を建てる費用をその年の給料だけでまかなえる人は、一部の人を除き、ほとんどいないはずです。毎年の暮らしに無理な負担をかけず、将来を考えながらお金のやりくりをしていくため借金をします。
- ② 町債(地方債)を活用することによって、「世代間の負担の公平」を図ることができます。例えば、南風原町の小学校を考えてみてください。何十年も利用されていく小学校を、もしその年だけのお金で建ててしまったら、他の行政サービスができなくなってしまうばかりか、小学校の建設費用をその時に住んでいた町民だけが負担したということになってしまいます。将来にわたってたくさんのお子もたちが長く大切に利用していく小学校なのですから、それぞれの時代の町民が費用負担をしていった方が、世代間の負担も平等といえます。

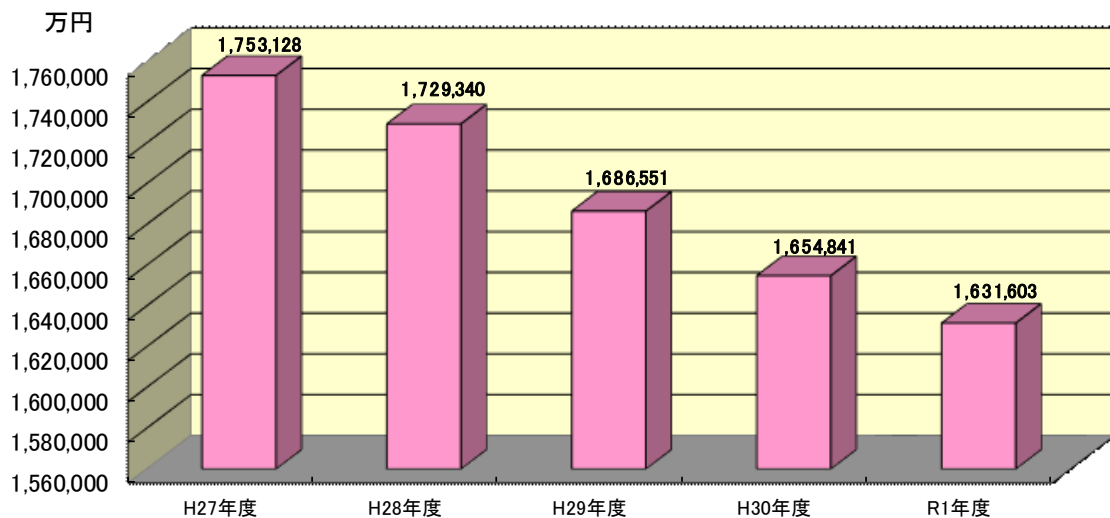


●南風原町の借金って増えているの？

町債（地方債）には、道路・公園・学校などを作るときに長期にわたって借りる町債と、国の家計（財政）が悪くなったために、地方交付税を減らすかわりとして発行する臨時財政対策債などがあります。

町債を借りたときは、町の家計（予算）の収入に「町債」として借り入れた額を計上します。町債を返済するときには、元金と利子を支出とし公債費として計上します。令和元年度決算見込では、歳入の町債は約10億3,650万円、歳出の公債費のうち元金の償還額（返済分）は約12億7,728万円であり、差し引きすると借り入れ額が、2億4,078万円下回っていることがわかります。町の借金については、町道改良事業、各種公園整備事業、津嘉山北土地地区画整理事業、公共下水道整備等の大型事業や沖縄振興特別推進交付金事業（ハード事業）を継続実施していますが、これらの事業実施に係る国や県からの補助金の減少に伴い事業規模が縮小していることや、町債の発行抑制に努めたことから、借金は減少しています。今後も普通建設事業費の縮減により、町債発行を元金償還額以下に抑制し、将来の財政運営の負担とならないよう努めていきます。

町債（起債）残高の推移（全会計）



令和元年度 南風原町町債返済（償還状況）

平成30年度末 町債残高	令和元年度 借入額	令和元年度返済（償還）額			令和元年度末 町債残高
		元金	利子	計	
165億5,681万円	10億3,650万円	12億7,728万円	1億5,997万円	14億3,725万円	163億1,603万円

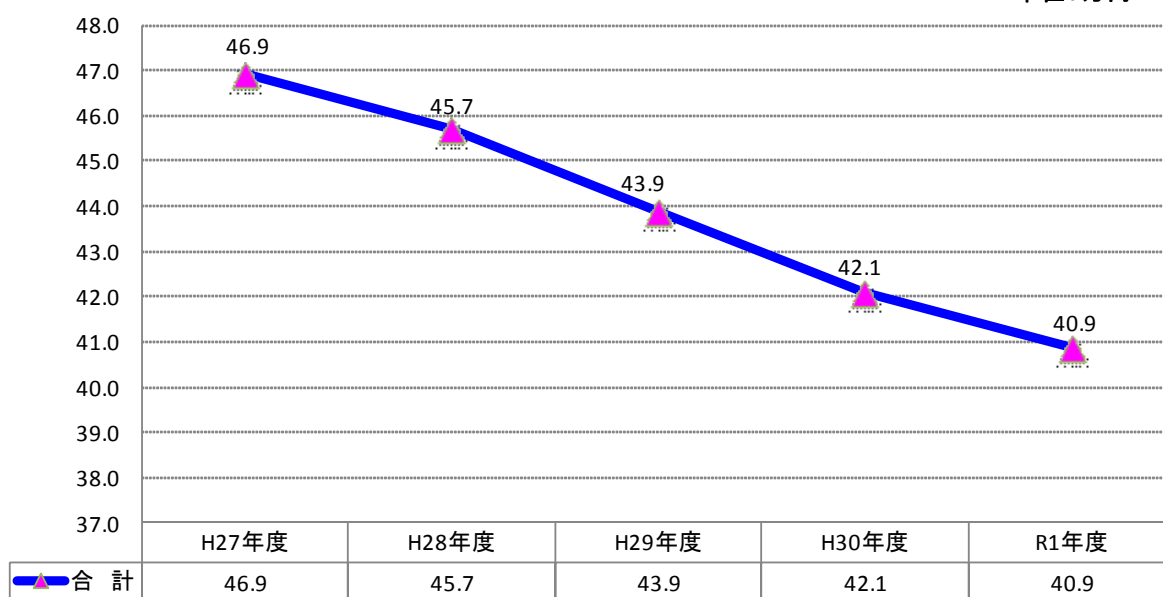
●私たち(町民)一人あたりの借金の額は？

町民のみなさん1人あたりの借金の額として算出しますと「40万9千円」ほどになります。ただし、借金のなかには返済する元金と利子の額の25%～100%程度が地方交付税(※国からもらえるお金)の中に措置される借金があり、そうしたものを除いて町民一人あたりの借金の額として算出すると「18万円」ほどになります。

(令和2年3月末 南風原町の人口 39,911人)

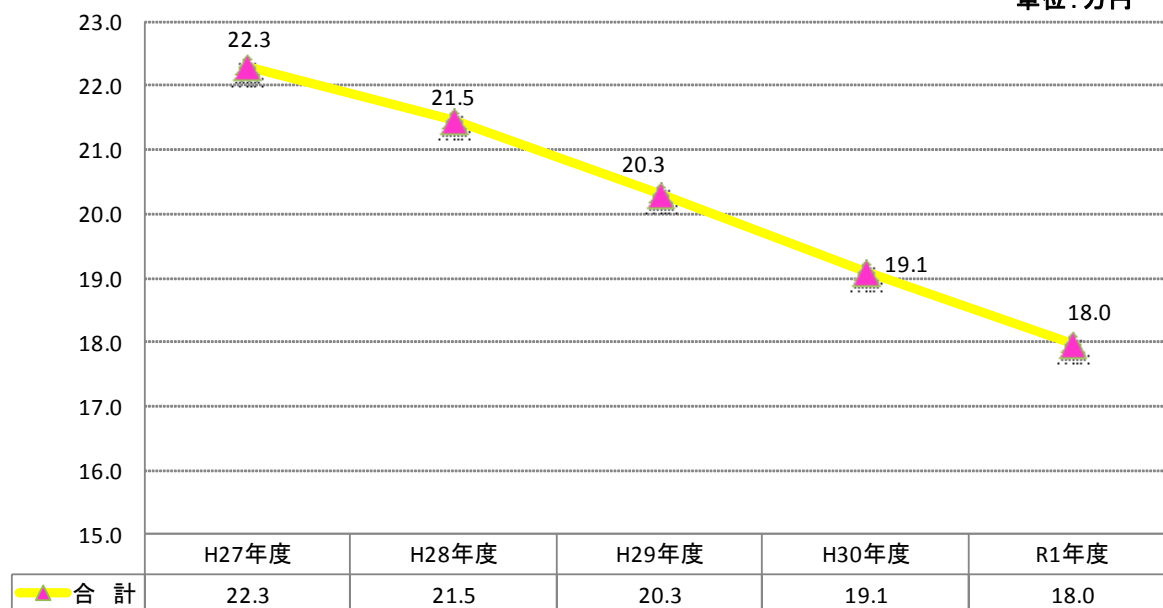
町民一人あたりの借金額推移表

単位: 万円



町民一人あたりの借金額推移表(交付税措置を除いた場合)

単位: 万円



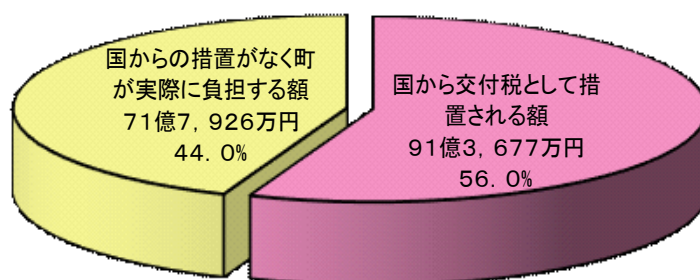
●町債のうちどれくらい交付税措置されてるの？

町債の中には、本来、国が補助金や交付金などの形で町に交付しなければならないものを国に代わって町が借金をし、その返済額を国が補てんしているものも含まれています。また、公共施設などの整備が遅れている地域などで整備が進みやすいよう返済額の一部を国が補てんする借金もあります。

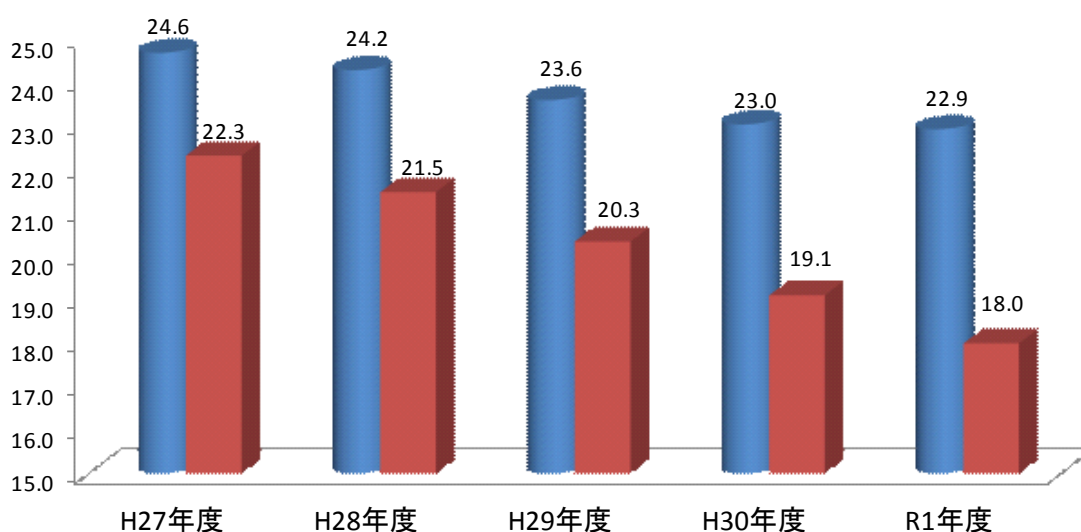
このように、国が補てんする町債(借金)は、25%～100%の範囲で地方交付税の計算に反映し町に交付されています。町債の中に含まれる国が補てんする額はおよそ下記のとおりとなります。

※町の借入金のうち、国から交付税として措置される額を将来にわたって正確に算出することはできませんが、地方債実務ハンドブックをもとにおよその目安として計算しています。

町債残高(借金)全会計163億1,603万円



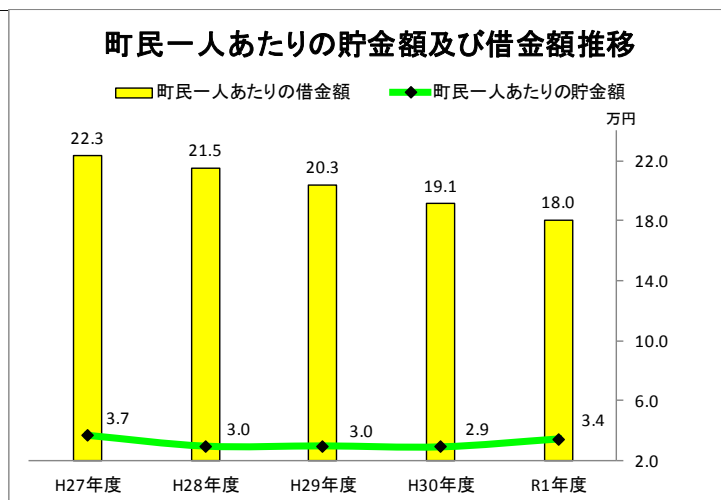
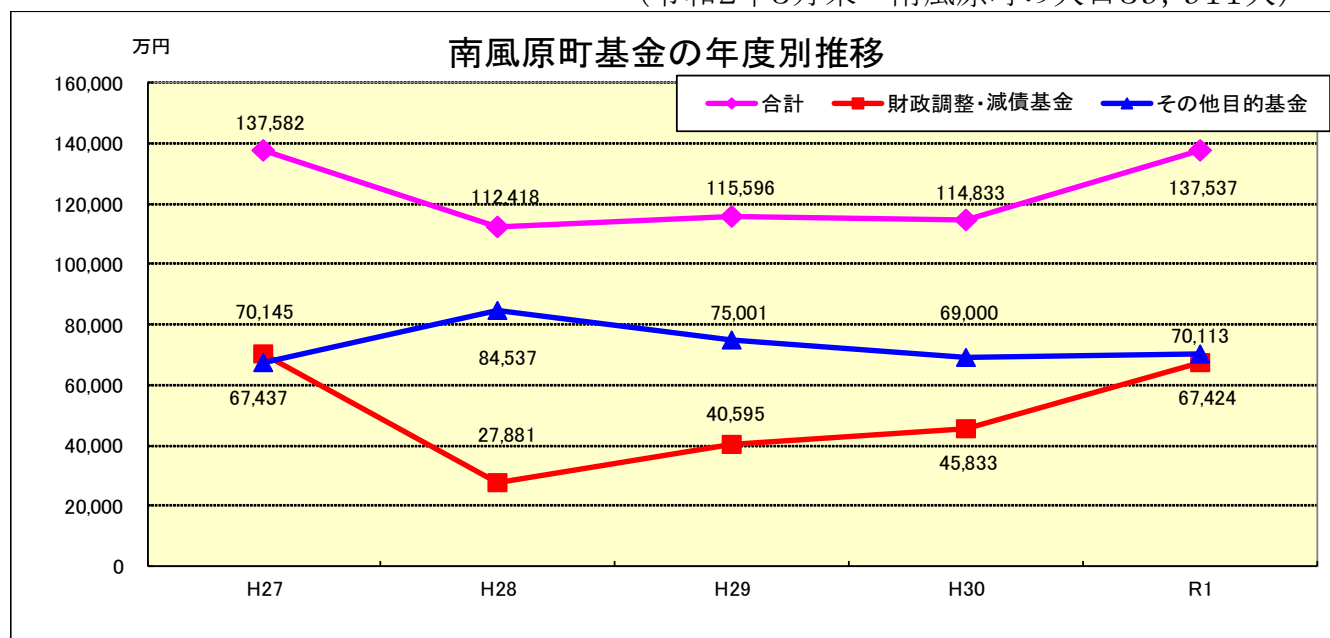
■ 交付税措置あり(一人あたり) ■ 交付税措置なし(一人あたり)



Q6 貯金（基金）はどのくらいあるのですか？

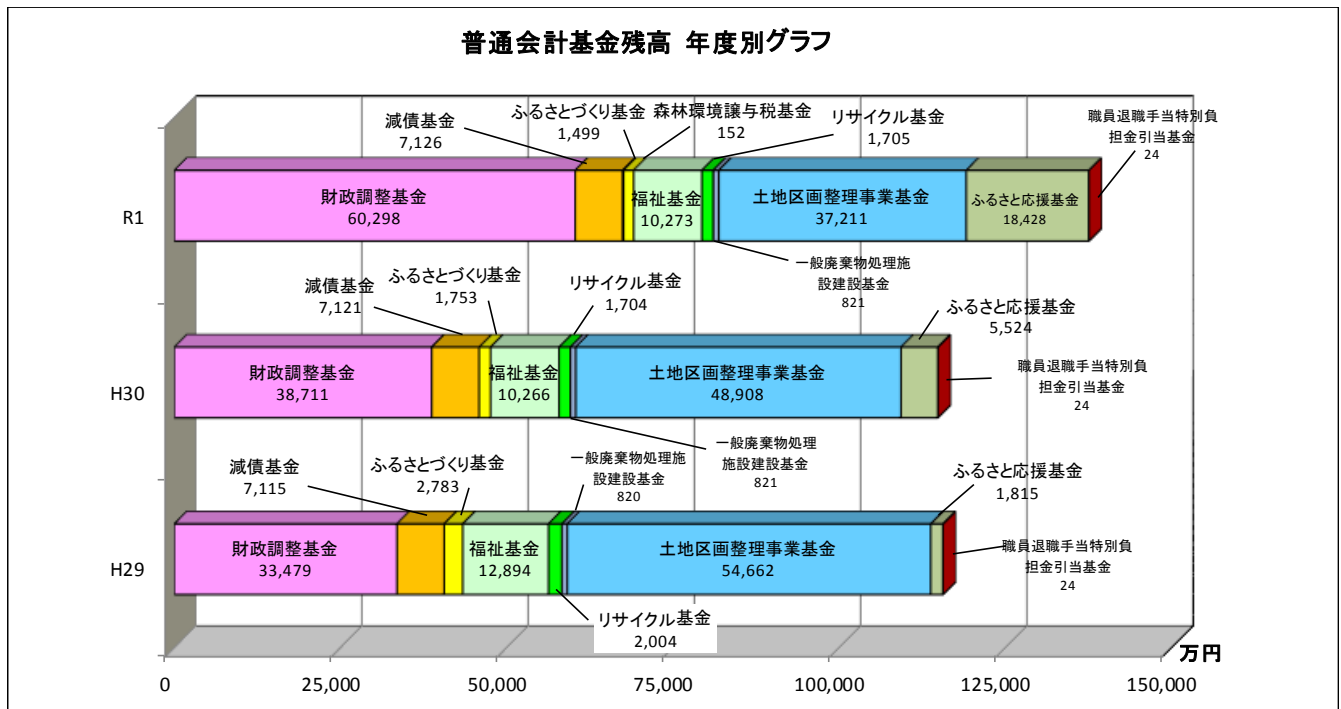
町の貯金には、「財政調整基金」、「減債基金」、「目的基金」があります。その貯金総額の残高は、令和元年度末見込み（令和2年5月31日）で13億7,537万円となります。町民一人あたりの額は約「3万4千円」となります。平成30年度末残高と比較し基金残高合計で2億2,705万円増となります。主な要因は、土地区画整理事業の保留地処分件数減による土地区画整理事業基金の減はあるものの、ふるさと納税の件数増によるふるさと応援基金の増等によるものです。また、一人当たりの借金額「18万円」を差し引きますと、マイナス「14万6千円」となり借金の方が多いたことがわかります。町では、借金と貯金のバランスや経済の動向を考え、将来にわたっていろいろな財政分析を行いながら効率的な財政運営に努めます。

（令和2年3月末 南風原町の人口39,911人）



※借金額＝町債において、交付税措置を除いた金額で表しております。

各基金の説明と残高



○財政調整基金残高 6億298万円(前年度3億8,711万円／2億1,587万円増)

年度間のお金の不均衡を調整するためや、災害復旧などお金が不足したときに対応するために貯金(積立)をしている基金です。長期的な視野で計画的な財政運営を行うために、お金に余裕のある年度に貯金を行い、お金に不足したときに使います。また、決算でお金があまったときは、その全部または一部を積み立てることとなっています。

○減債基金 7,126万円(前年度7,121万円／5万円増)

借金(町債)の返済にあてるために、貯金(積立)をしている基金です。増額の要因は、貸付利子によるものです。

○ふるさとづくり基金 1,499万円(前年度1,753万円／254万円減)

教育・文化・スポーツなどの振興や特色あるまちづくりのために、貯金(積立)をしている基金です。令和元年度は、国際交流事業(育英会)等を使用のため取り崩しました。

○福祉基金 1億273万円(前年度1億266万円／7万円増)

福祉活動や快適な生活環境をつくるために、貯金(積立)をしている基金です。増額の要因は、貸付利子によるものです。

○リサイクル基金 1,705万円(前年度1,704万円／1万円増)

この基金は、指定ごみ袋販売収入から経費を除いて残ったお金の1／2を貯金(積立)し、ごみ減量や、環境学習関係の事業を実施するための基金です。令和元年度は、エコセンター運営や生ごみ処理の事業等に使用のため取り崩しました。

○一般廃棄物処理施設建設基金 821万円(前年度821万円／増減なし)

那覇市・南風原町環境施設組合で管理・運営している、那覇・南風原クリーンセンターや最終処分場の建設に充てるために設置した基金です。現在は施設が完成したため、基金条例を改正し組合への負担金へ充てています。この基金もリサイクル基金同様に、指定ごみ袋販売収入から経費を除いて残ったお金の1／2を積立し運用しています。

○職員退職手当特別負担金引当基金 24万円(前年度24万円／増減なし)

団塊の世代の職員が定年を迎えるのに備え、退職手当特別負担金に充てるために、貯金(積立)するための基金で平成17年度に創設されました。平成24年度から平成26年度まで負担金に充てておりました。

○土地区画整理事業基金 3億7,211万円(前年度4億8,908万円／1億1,697万円減)

土地区画整理事業の費用に充てるために、津嘉山北土地区画整理事業地区内の土地を売買した保留地処分金を貯金する基金です。減額の要因は保留地処分の件数減によるものです。令和2年度は、土地区画整理事業で1億円を取り崩す予定です。

○ふるさと応援基金 1億8,428万円(前年度5,524万円／1億2,904万円増)

南風原町を応援するため寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的に設置した基金です。貯金した財源は後年度の事業で活用します。

Q7 特別職や職員などの給与は、どのように決められるのですか？

1 特別職の報酬の決定の仕組みは？

町長や議会議員などの報酬は、町長が町内各種団体の代表者などで構成する「特別職報酬審議委員会」に検討を依頼します。審議会では、具体的な報酬金額や改める日を検討し、委員会の決定事項を町長に回答します。町長は、委員会での決定を尊重して改正条例案を作成し、議会に議案として提出します。

改正条例案は、町議会の審議と議決を受けた後、告示されてから適用となります。

2 特別職などの給与を、他町村と比べると？

南風原町の特別職などの報酬を、島尻郡内町村の平均と県内町村の平均で比較すると次の表のとおりになります。

区 分	南風原町	島尻郡内町村平均 (11町村)	県全町村平均 (29町村)
町 長	790,000円	671,181円	706,414円
副町長	645,000円	547,636円	575,310円
教育長	604,000円	515,455円	535,069円
議 長	300,000円	247,909円	272,966円
副議長	250,000円	205,909円	227,586円
議 員	233,000円	192,636円	211,552円

郡内及び全町村：平成31年4月1日現在

(特例条例等により一時的な給料等の減額含む)

3 一般職の給与の決定の仕組みは？

一般職の職員の給与の改正は、国の人事院勧告に基づいて行われています。職員の給与は、全て条例や規則の規定に基づいて支給されています。

職員の給与については、町の広報紙「広報はえばる」で、毎年詳しく載せていますので、こちらもご覧下さい。

区 分	職員一人あたりの 1年間の平均 給料の月額	職員一人あたりの 1年間の平均 給与の月額	職員の平均年齢
一般行政職	315,200円	369,302円	41.6歳

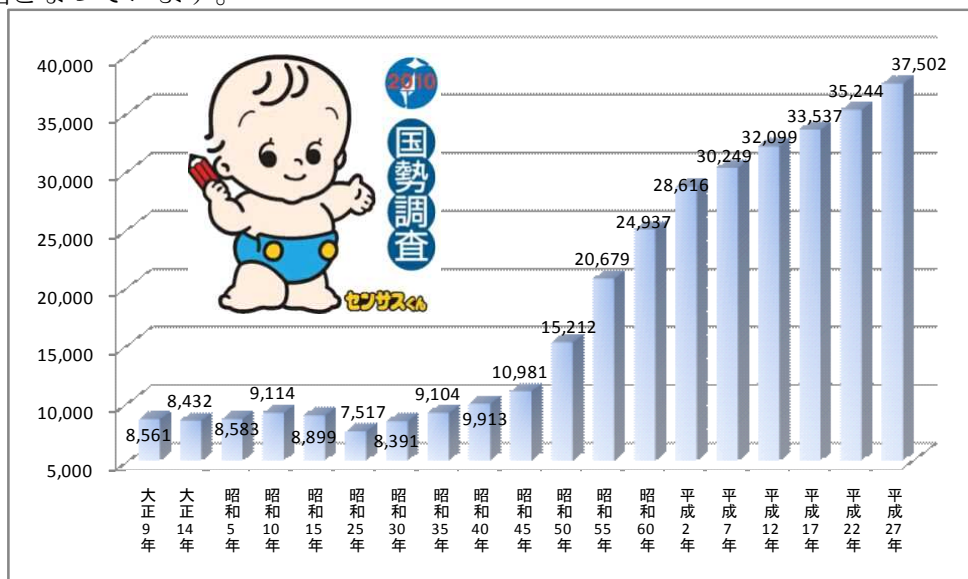
平成31年4月1日現在

※給料とは、基本給のことです。また、給与とは給料(基本給)に扶養手当などの手当を加えた額です。

Q8 町の人口はどのくらいですか？

町の人口を5年毎の国勢調査でみると、昭和50年頃から急激に増えてきています。20年で人口が約2倍に増え、県都那覇市の東側に位置し、ベッドタウンとしての役割を果たしています。

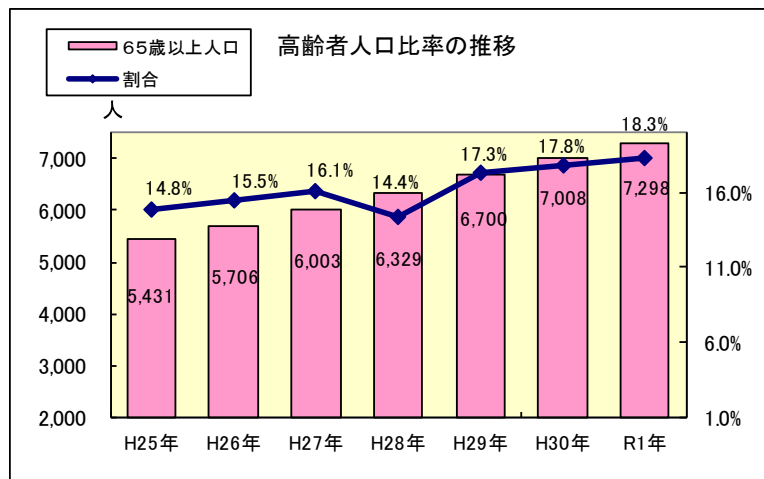
平成27年度に実施した国勢調査人口は37,502人となっており、前回の国勢調査人口より2,258人増となっています。



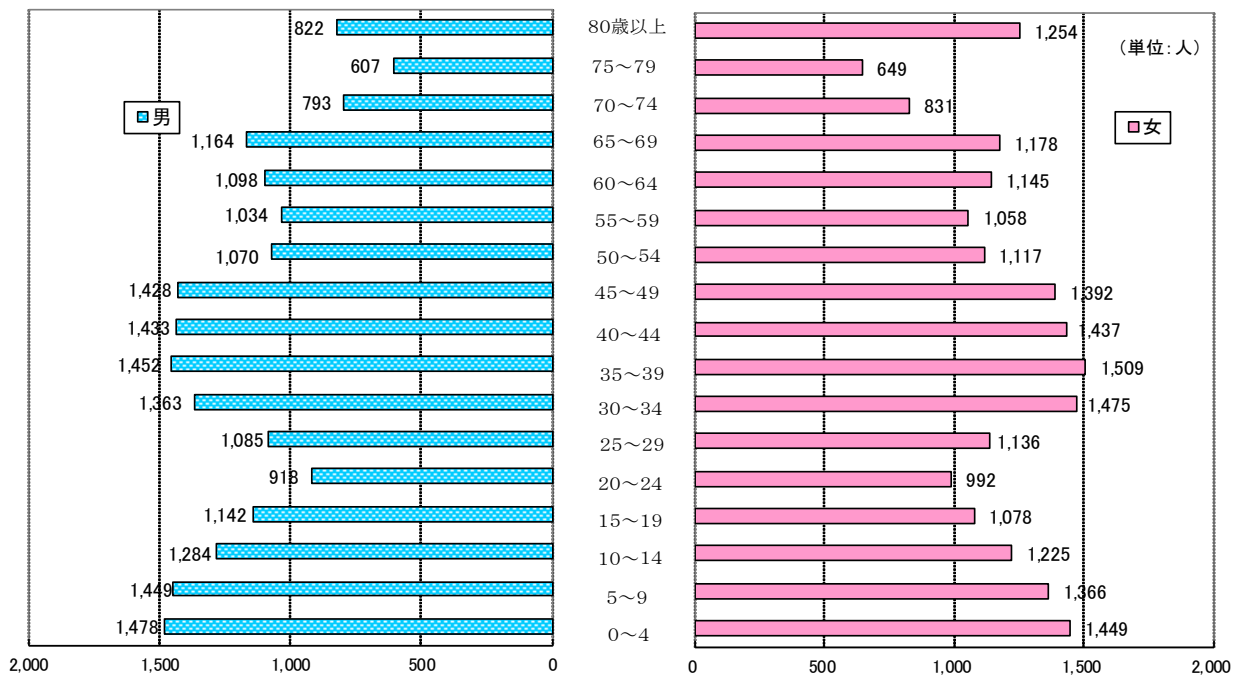
※昭和20年は国勢調査の調査年にあたりませんが、終戦直後のため、人口の把握ができておりません。

Q9 高齢者の人口割合はどのくらいですか？

高齢者(65歳以上)の人口比率は下のグラフのように増加をしています。よりよい高齢化社会を作っていくために、町では、高齢者が健康で、充実した生活を送ることができるように、健康づくり推進事業や各字公民館で実施している生きがい活動支援事業などいろいろな事業を行っています。



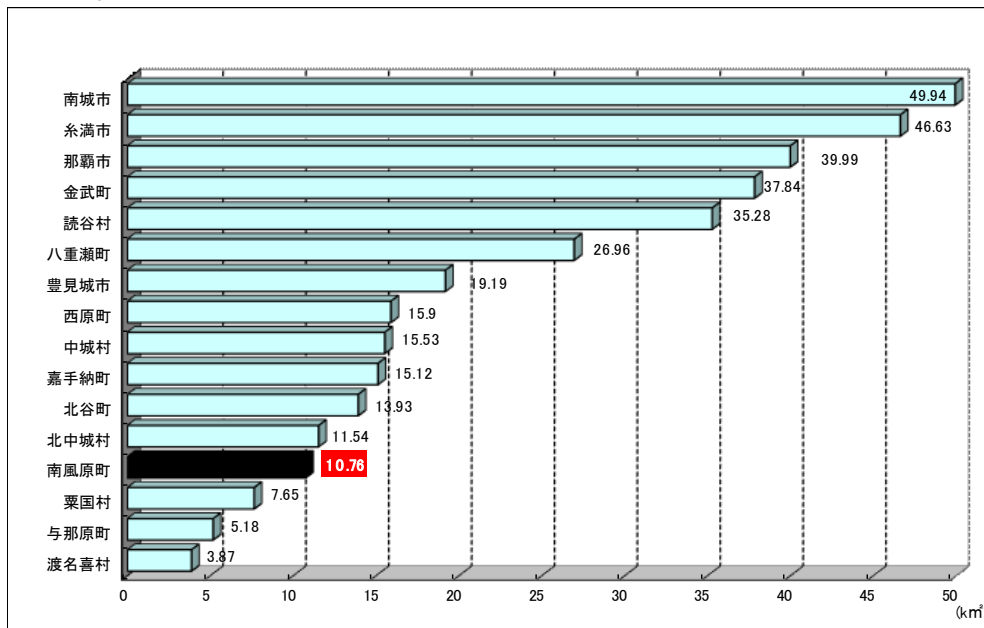
■■■5歳段階別の人口内訳(令和2年3月31日現在)■■■



Q10 南風原町の規模はどのくらいなのですか？

○面積でみると…

沖縄県には41の市町村あり、竹富町が334.40km²で最も広い面積をもち、逆に最も面積の小さい自治体は渡名喜村で3.87km²です。本町は県内で4番目に小さく、10.76km²の面積となっております。



※数値は国土地理院(令和元年10月1日時点)の資料を参考に抜粋しています。

行政用語を確認しよう！ Part1

収入用語チェック	
ちょう ぜい 町 税	地方税法、条例により町民や町内の企業から徴収する税です(町民税や固定資産税など)。
ちょう さい 町 債	学校や道路、公園などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるため、町が政府・公営企業金融機構・銀行などから調達する長期的な借入金を「町債」といいます。簡単にいうと、町の借金のことです。
ち ほうこうふ ぜい 地方交付税	地方税収入の少ない地方公共団体にも財源を保障し、日本のどの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税)の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するものです。その基準は国が決めています。
こっ こしゆつきん 国庫支出金	国が行うべき事業を町へ委託する場合や、町が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるもので、①法によって国に負担する義務のある国庫負担金、②財政的援助的な国庫補助金、③本来国が行うべき事務を県や市町村へ委託する場合の国庫委託金に分類されます。
けんしゆつきん 県支出金	県が行うべき事業を町へ委託する場合や、町が行う事業に対して一定の割合で県が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により県負担金、県補助金、県委託金に分類されます。
ぶんたんきん ふたんきん 分担金及び負担金	町で特定のサービスを受けた人が納めるお金。保育料、福祉施設入所負担金などがあります。
ち ほうじょうよ ぜい 地方譲与税	法によって、国が国税として徴収し、一定の基準によって県や市町村に譲与される税です。
はいとうわりこう ふきん 配当割交付金	上場株式などの配当には税がかかり、県民税として県に納められますが、この税の一部を財源として、県が一定の基準により、町に対して交付するものです。
かぶしきとうじょうと しょとくわりこう ふきん 株式等譲渡所得割交付金	株式などの譲渡によって所得が発生した場合には税がかかり、県民税として県に納められますが、この税の一部を財源として、県が一定の基準により、町に対して交付するものです。
ち ほうしょうひ ぜいこう ふきん 地方消費税交付金	税務署に納められた地方消費税は国から各都道府県に配分されます。その1/2相当額が人口(国勢調査)及び従業者数(経済センサス)により按分され、各市町村に交付されます。
しょうりょう てすりょう 使用料及び手数料	町の施設の使用料や住民票の交付手数料として、利用者の皆さんが支払うお金。
り しわりこう ふきん 利子割交付金	金融機関などから利子の支払を受ける際には税がかかりますが、この税の一部を財源として、県が個人県民税の額に応じて、町に対して交付するものです。
かんきょ せいのうわりこう ふきん 環境性能割交付金	自動車税環境性能割の一部を財源として、県が町道の長さや面積に応じ町に対して交付するものです。
くりいれきん 繰入金	基金(町の貯金)を取り崩して、繰り入れるお金 ※基金には、年度間の不均衡を調整するために積み立てられる財政調整基金や、ある目的のために積み立てる目的基金があります。

行政用語を確認しよう！Part2

支出用語チェック(目的別分類)	
ぎかいひ 議会費	議会の運営に使うお金。
そうむひ 総務費	人事、企画、財政、徴税、戸籍、選挙、統計や交通安全など、町の総括的な事務事業に使うお金。
みんせいひ 民生費	障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護、福祉医療、国民年金など福祉全般に使うお金です。国民健康保険特別会計や老人保健特別会計への支出も含まれます。
えいせいひ 衛生費	住民健診や予防接種などの保健費、ごみやし尿処理などの清掃費など、安全で衛生的な生活のために使うお金。
のうりんすいさんひ 農林水産費	農道や畑地かんがい施設の整備、畜産や営農の活性化などに使うお金。
どぼくひ 土木費	道路、橋りょうや河川、公園の整備運営、土地区画整理事業などに使うお金。
きょういくひ 教育費	幼稚園や小中学校、公民館、文化センターの施設建設や運営の費用など、教育全般に使うお金。
こうさいひ 公債費	町債(町の借金)を返済する元利償還金(元金と利子)と一時的な借入れをした場合の支払利息のことをいいます。 町の借金を返済するために支払うお金。
ろうどうひ 労働費	労働者のための施設(共同福祉施設)の運営等に使うお金。
しょうこうひ 商工費	商工業や観光の振興に使うお金。
しょうぼうひ 消防費	東部消防組合に対して町が負担するお金や、災害対策に使うお金。
さいがいふっきゅうひ 災害復旧費	台風や豪雨により被災した道路や公園などの復旧のために使うお金。
よびひ 予備費	緊急を要する場合などに、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための経費です。ただし、議会が否決した使途に充てることは禁止されています。

行政用語を確認しよう！ Part3

支出用語チェック(性質別分類)	
ぎむ てきけいひ 義務的経費	町の支出のうち、その支出が義務づけられ、簡単に削減することができない経費をいいます。人件費、扶助費、公債費から構成されています。
とうしてきけいひ 投資的経費	道路、橋、公園、学校の建設など、社会資本の整備に要する経費のことです。普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されています。
じんけんひ 人件費	議員の報酬、職員の給与などの経費です。
ふじょひ 扶助費	生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給、町が単独で行う各種扶助のための経費です。
ぶつけん ひ 物件費	町の経費のうち、消費的性質をもつ経費です。旅費、交際費、需用費などがこれにあたります。
い じ ほしゅうひ 維持補修費	道路、公共施設などを利用者が気持ちよく使えるよう、修理したり管理するための経費です。
ほじょひとう 補助費等	町から他の地方公共団体(県、市町村、一部事務組合など)や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費です。講師謝礼金などの報償費、保険料などの役務費、負担金・補助金及び交付金などが該当します。
ふつうけんせつぎょう 普通建設事業	道路、橋、学校、庁舎など、公共施設・公用施設の新増設の建設事業に必要とされる、投資的な経費のことです。
つみたてきん 積立金	財政運営を計画的にするため、または財源の余裕がある場合に、年度間の財源変動に備えて積立てる経費です。
とうし しゅつしきん 投資及び出資金	財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費です。このほか、財団法人設立の際の出捐金や、開発公社などへの出資も該当します。
かしつけきん 貸付金	地域住民の福祉増進や地域の振興を図るため、町が、直接あるいは間接に、現金の貸付を行うための経費です。
くりだしきん 繰出金	一般会計、特別会計および基金の間で、相互に資金運用をするものです。その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」、他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」といいます。

行政用語を確認しよう！ Part4

その他財政用語チェック	
ほじょじぎょう 補助事業	町が、国や県から、負担金・補助金を受けて行う事業です。
たんどくじぎょう 単独事業	町が国や県の補助などを受けずに、町独自の経費で任意に実施する事業です。
いっばんざいげん 一般財源	使いみちを特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。町税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金などがこれにあたります。
とくていざいげん 特定財源	補助金のように用途が特定されている財源です。国庫支出金、県支出金、町債などがこれにあたります。
ききん 基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと、定額の資金を運用するために設けられるものがあります。財政調整基金、減債基金など。
いちじかりいれきん 一時借入金	町の支払資金が一時的に不足した場合に借り入れるもので、いわゆる回転資金です。借入の限度額を予算に定めるとともに、その年度の歳入をもって年度内に返済しなければなりません。今年度の一般会計の一時借入金限度額は、40億円です。
ひょうじゅんざいせいきぼ 標準財政規模	各地方公共団体の一般財源の規模を示すものです。
けいじょうしゅうし ひりつ 経常収支比率	財政構造の弾力性(ゆとり)を判断するための指標です。地方税・普通交付税など、使いみちを制限されない毎年収入される収入(経常的収入)に対する、人件費・公債費・扶助費など毎年支出される経費(経常的支出)の割合です。この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示します。市で80%、町村で75%を超えると、財政構造は弾力性を失いつつあり、厳しい財政運営を強いられることになります。
じっしつこうさいひひりつ 実質公債費比率	標準財政規模に対する一般会計等が負担する町債の元利償還金等の比率で、資金繰りの程度を示す指標です。実質公債費比率が18%を超えると、新たな起債(借金)をする際は国や県の許可が必要になります。また25%を超えると、起債制限団体となり、単独事業の起債が認められなくなります。
こうさいひふたんひりつ 公債費負担比率	公債費と一般財源の関係を見るための指標です。公債費(町の借金返済にあてる経費)に割り当てられた一般財源の額が、一般財源総額に占める割合で表します。この数値が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示しています。一般的には、財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

○役場庁舎各課案内

〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地 (市外局番098)

部 名	課 名	電話番号	FAX番号	役場庁舎
議会	議会事務局 (監査事務局)	889-3097	889-4499	5階
総務部	総務課	889-4415	889-7657	3階
	会計課	889-2607		1階
	企画財政課	889-0187		3階
	(情報処理班)	889-3792		
	住民環境課	889-4414		1階
		889-1797		
	税務課	889-4413		2階
		889-0523		
民生部	こども課	889-7028		1階
	国保年金課	889-1798		1階
	保健福祉課	889-4416		2階
経済建設部	まちづくり振興課	889-4412		4階
	(農業委員会)	889-4163		
	都市整備課	889-1632		4階
	区画下水道課	889-2508		4階
		888-0266		
	産業振興課	889-4430		4階
教育部	教育総務課	889-2620	889-2519	4階
	学校教育課	889-6181		4階

○町の主な施設と関係機関案内

名 称	住 所	電話番号	FAX番号
地域交流センター町立中央公民館 (生涯学習文化課)	南風原町字喜屋武236番地	889-0568	888-3265
町立図書館		889-6400	
文化センター	〃 喜屋武257番地	889-7399	889-0529
ちむぐる館 (国保年金課・健康づくり班)	〃 宮平697番地10	889-7381	882-6556
学校給食共同調理場	〃 宮城248番地	889-3691	889-0564
宮平保育所	〃 宮平9番地	889-3920 (FAX兼用)	
南風原幼稚園	〃 兼城684番地	889-4101 (FAX兼用)	
津嘉山幼稚園	〃 津嘉山684番地	889-4559 (FAX兼用)	
北丘幼稚園	〃 宮平336番地	889-6815 (FAX兼用)	
翔南幼稚園	〃 喜屋武450番地	889-7133 (FAX兼用)	
南風原小学校	〃 兼城685番地	889-2088	889-2236
津嘉山小学校	〃 津嘉山684番地	889-1230	889-1239
北丘小学校	〃 宮平336番地	889-6520	889-6964
翔南小学校	〃 喜屋武450番地	889-3401	889-3086
南風原中学校	〃 兼城780番地	889-2095	889-2204
南星中学校	〃 照屋200番地	889-0432	888-0498
北丘児童館	〃 宮平489番地1	889-3883 (FAX兼用)	
兼城児童館	〃 兼城84番地	889-6114 (FAX兼用)	
本部児童館	〃 本部116番地	889-5008 (FAX兼用)	
津嘉山児童館	〃 津嘉山663番地1	888-2925 (FAX兼用)	
黄金森公園陸上競技場	〃 宮平718番地1	889-0502	835-6788
那覇市・南風原町環境施設組合	〃 新川650番地	882-6701	882-6722
沖縄県介護保険広域連合	読谷村字比謝缸55番地 比謝缸複合施設2階	921-7800	921-7806
沖縄県後期高齢者医療広域連合	うるま市石川石崎1丁目1番 (うるま市石川庁舎3階)	963-8011	964-7785
南部広域行政組合	八重瀬町字東風平965番地 (南部総合福祉センター2階)	998-8390	998-9420
南部市町村圏事務組合南斎場	那覇市旭町116-37(自治会館6階)	963-8213	860-6020



令和2年度版 南風原町予算説明書

「ハイさいよーさん ～見るだけで、すべてがわかる町の予算～」

発行 沖縄県南風原町 編集 南風原町 総務部 企画財政課 財政班
 〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地
 TEL 098-889-0187 FAX 098-889-7657
 南風原町ホームページ <http://www.town.hacbaru.lg.jp/>

この予算説明書に関してお気づきの点がございましたら、気軽に財政班までお寄せ下さい。